

岩木川流域下水道岩木川浄化センター
汚泥有効利用施設整備運営事業

様 式 集

令和4年度

日本下水道事業団

令和4年11月28日に公告された「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業」の入札に関する提出書類は、本様式集の以下の様式によるものとする。

様式一覧

【競争参加資格確認申請に係る提出様式】 [JV・機械・電気・土木・建築]

様式番号	様式名	適用	JV	機械	電気	土木	建築	維持管理
様式1-1	参加表明書		○	○	○	○	○	
様式1-2	応募資格確認申請書		○	○	○	○	○	
様式1-3	グループ構成一覧表		○	○	○	○	○	
様式1-4	委任状		○	○	○	○	○	
様式2-1	競争参加資格確認申請書		○	○	○	○	○	
様式2-2	競争参加資格確認申請書類の送付について	電子入札運用基準様式4-1と同じ [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式3-1	同種(類似)工事の施工実績	■水量等の根拠を添付 [JV・機械・電気・土木] ■記載にあたっては参考資料【下水量等の記入例】【代表的な証明資料等について】を参照	○	○	○	○	○	
様式3-2	特定建設共同企業体・代表者以外の施工実績	(JV用)	○					
様式3-3	SPC 構成員の維持管理運営に関する元請実績							○
様式4-1	現場工事期間の主任(監理)技術者の資格・工事経験	工事内容等の根拠を添付 ※主任(監理)技術者が工事経験を有していない者で申請する場合は、別に工事経験を有する担当技術者の資格・工事経験の書類を添付すること。この場合は、「様式4-1」の表題を『現場工事期間の主任(監理)技術者の資格・工事経験(追加配置(非専任))』とする。なお、(非専任)、(専任)は入札説明書による。[JV・機械・電気]	○	○	○			
様式4-2	工場製作期間の主任(監理)技術者の資格		○	○	○			
様式4-3	現場工事期間の工事担当技術者の資格・工事経験	(JV用)	○					
様式4-3-1	主任(監理)技術者の資格・工事経験(代表者)	※主任(監理)技術者が工事経験を有していない者で申請する場合は、別に工事経験を有する担当技術者の資格・工事経験の書類を添付すること。この場合は、「様式4-3-1」の表題を『主任(監理)技術者の資格・工事経験(代表者追加配置(非専任))』とする。なお、(非専任)、(専任)は入札説明書による。				○	○	
様式4-3-2	主任(監理)技術者の資格・工事経験(代表者以外)					○	○	

様式番号	様式名	適用	JV	機械	電気	土木	建築	維持管理
様式4-3-3	建築工事担当技術者の資格（土木・建築工事における代表者）					○	○	
様式4-3-4	土木工事担当技術者の資格（建築・土木工事における代表者）					○	○	
様式4-4	工場製作期間の工事担当技術者の資格	（JV用）	○					
様式5-1	設計担当技術者の資格・設計経験	設計内容等の根拠を添付 [JV・機械・電気]	○	○	○			
様式5-2	特定建設共同企業体・代表者以外の設計担当技術者届出書	（JV用）	○					
様式5-3	管理技術者		○	○	○	○	○	
様式5-4	設計担当技術者		○	○	○	○	○	
様式5-5	設計照査技術者		○	○	○	○	○	
様式6-1	従事経験証明書		○	○	○	○	○	
様式6-2	実務経験証明書	■実務経験で申請する場合 [JV・機械・電気] ■指導監督の実務経験を要する場合 [土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式6-3	実務経験証明書（設計担当技術者）	実務経験で申請する場合 [JV・機械]	○	○				
様式6-4	建設工事施工実績証明書	■コリンズ確認できない場合等 [JV・機械・電気・土木・建築] ■発注元が証明する場合 [土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式8	工事工程表	■主任（監理）技術者の場合、技術資料提出時、他工事に従事している場合 [JV・機械・電気] ■配置予定技術者が、技術資料提出時、他工事に従事している場合 [土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式9-1	指名停止措置についての通知書	（事前審査用） [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式9-2	指名停止措置についての確認書（契約書案提出時）	（契約書提出時） [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式10	受領書	様式2-1提出時に提出 [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式11	競争参加資格確認申請書（提出者連絡先）	様式2-1提出時に提出 [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式12-1	申出書（配置予定技術者の不配置）	申請した配置予定技術者が配置できなくなり、本工事の辞退申請を行う場合 [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
様式12-2	申出書（複数名申請した配置予定技術者の取下げ）	申請した複数名の主任（監理）技術者のうち、一部が配置できなくなった場合 [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	

様式番号	様式名	適用	JV	機械	電気	土木	建築	維持管理
様式13	技術資料(事前申請書)郵送連絡書	技術資料又は事前申請書を郵送等で送付した場合 [JV・機械・電気・土木・建築]	○	○	○	○	○	
別紙1	特定建設共同企業体の登録受付について							
別記様式8-2	特定建設共同企業体登録申請書		○					
別記様式8-3	特定建設共同企業体協定書 (甲型)		○					
別記様式8-4	特定建設共同企業体協定書 (乙型)		○					
別記様式8-5	特定建設共同企業体調書 (乙型)		○					

【質問等に関する提出様式】

様式番号	様式名	備考
様式20-1	入札説明書に関する質疑	
様式20-2	入札説明書別紙に関する質疑	
様式20-3	要求水準書に関する質疑	
様式20-4	落札者決定基準に関する質疑	
様式20-5	基本協定書(案)に関する質疑	
様式20-6	工事請負契約書(案)に関する質疑	
様式20-7	維持管理・運營業務委託契約書(案)に関する質疑	
様式20-8	肥料売買契約書(案)に関する質疑	
様式20-9	様式集に関する質疑	

【技術提案書(要求水準)に関する提出様式】

様式番号	様式名	備考
様式30-1	技術提案書(正本)	
様式30-2	技術提案書(副本)	
様式30-3	業務概要書	
様式30-4	実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書	
様式30-5	施設の概要	
様式30-6	配置計画	
様式30-7	工事計画	
様式30-8	機械設備計画	
様式30-9	電気設備計画	
様式30-10	土木・建築・建築設備計画	

様式番号	様式名	備考
様式 30 - 11	ユーティリティ使用量および排水水質	
様式 30 - 12	公害防止に係る法規制	
様式 30 - 13	維持管理・運営の体制	
様式 30 - 14	肥料	
様式 30 - 15	セルフモニタリング	

【技術提案書（総合評価）に係る提出様式】

様式番号	様式名	備考
様式 40 - 1	技術提案回答書	
様式 40 - 2	技術提案書① ライフサイクルコスト削減手法に関する技術提案	
様式 40 - 3	技術提案書② 建設時における地元活用の提案	
様式 40 - 4	技術提案書③ 施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策に関する技術提案	
様式 40 - 5	技術提案書④ 運営の安定性に関する技術提案	
様式 40 - 6	技術提案書⑤ 臭気に関する技術提案	
様式 40 - 7	技術提案書⑥ 肥料化製品の販売促進及びイメージ認知度向上に関する提案	

【見積書等に関する提出様式】

様式番号	様式名	備考
様式 50-1	見積書（実施設計・建設工事）	
様式 50-2	見積書（維持管理・運営）	
様式 50-3	見積書（肥料売買）	
様式 50-4	見積書（総括）	
様式 51-1	見積書 I-①（詳細設計）	
様式 51-2	見積書 I-②（調査）	
様式 51-3	見積書 I-③（機械設備工事）	
様式 51-4	見積書 I-④（電気設備工事）	
様式 51-5	見積書 I-⑤（土木工事）	
様式 51-6	見積書 I-⑥（建築工事）	

様式番号	様式名	備考
様式 5 1-7	見積書Ⅰ-⑦（建築機械設備工事）	
様式 5 1-8	見積書Ⅰ-⑧（建築電気設備工事）	
様式 5 2-1	見積書Ⅱ（機械設備工事）	
様式 5 2-2	見積書Ⅲ（機械設備工事）	
様式 5 2-3	見積書Ⅳ（機械設備工事）	
様式 5 2-4	見積書Ⅴ（機械設備工事）	
様式 5 3-1	見積書Ⅱ（電気設備工事）	
様式 5 3-2	見積書Ⅲ（電気設備工事）	
様式 5 3-3	見積書Ⅳ（電気設備工事）	
様式 5 3-4	見積書Ⅴ（電気設備工事）	
様式 5 4-1	見積書Ⅱ（土木工事）	
様式 5 4-2	見積書Ⅲ（土木工事）	
様式 5 5-1	見積書Ⅱ（建築工事）	
様式 5 5-2	見積書Ⅲ（建築工事）	
様式 5 6	見積書Ⅱ（建築機械設備工事）	
様式 5 7	見積書Ⅱ（建築電気設備工事）	
様式 5 8-1	見積書Ⅵ-①維持管理・運営価格内訳書	
様式 5 8-2	見積書Ⅵ-②維持管理・運営価格内訳書（外部委託業務費）	
様式 5 8-3	見積書Ⅵ-③維持管理・運営価格内訳書（修繕・更新費）	

【工事費内訳書等に関する提出様式】

様式番号	様式名	備考
様式 6 0-1	工事費内訳書（実施設計・建設工事）	
様式 6 0-2	維持管理・運営費提案額（維持管理・運営）	
様式 6 0-3	維持管理・運営費提案額（肥料売買）	
様式 6 0-4	工事費内訳書（総括）	
様式 6 1-1	工事費内訳内容書Ⅰ-①（詳細設計）	
様式 6 1-2	工事費内訳内容書Ⅰ-②（調査）	
様式 6 1-3	工事費内訳内容書Ⅰ-③（機械設備工事）	
様式 6 1-4	工事費内訳内容書Ⅰ-④（電気設備工事）	
様式 6 1-5	工事費内訳内容書Ⅰ-⑤（土木工事）	
様式 6 1-6	工事費内訳内容書Ⅰ-⑥（建築工事）	
様式 6 1-7	工事費内訳内容書Ⅰ-⑦（建築機械設備工事）	
様式 6 1-8	工事費内訳内容書Ⅰ-⑧（建築電気設備工事）	
様式 6 1-9	工事費内訳内容書Ⅰ-⑨（撤去機械設備工事）	
様式 6 1-10	工事費内訳内容書Ⅰ-⑩（撤去電気設備工事）	
様式 6 2-1	工事費内訳内容書Ⅱ（機械設備工事）	
様式 6 2-2	工事費内訳内容書Ⅲ（機械設備工事）	

様式番号	様式名	備考
様式 6 2-3	工事費内訳内容書Ⅳ（機械設備工事）	
様式 6 2-4	工事費内訳内容書Ⅴ（機械設備工事）	
様式 6 3-1	工事費内訳内容書Ⅱ（電気設備工事）	
様式 6 3-2	工事費内訳内容書Ⅲ（電気設備工事）	
様式 6 3-3	工事費内訳内容書Ⅳ（電気設備工事）	
様式 6 3-4	工事費内訳内容書Ⅴ（電気設備工事）	
様式 6 4-1	工事費内訳内容書Ⅱ（土木工事）	
様式 6 4-2	工事費内訳内容書Ⅲ（土木工事）	
様式 6 5-1	工事費内訳内容書Ⅱ（建築工事）	
様式 6 5-2	工事費内訳内容書Ⅲ（建築工事）	
様式 6 6	工事費内訳内容書Ⅱ（建築機械設備工事）	
様式 6 7	工事費内訳内容書Ⅱ（建築電気設備工事）	
様式 6 8-1	維持管理・運営費提案額内訳内容書Ⅰ-①維持管理・運営費内訳書	
様式 6 8-2	維持管理・運営費提案額内訳内容書Ⅰ-②維持管理・運営費内訳書（外部委託業務費）	
様式 6 8-3	維持管理・運営費提案額内訳内容書Ⅰ-③維持管理・運営費内訳書（修繕費）	

1 競争参加資格確認申請書等の作成要領

競争参加資格確認申請書等の作成要領は、入札説明書別紙による。

2 入札公告の質問書の作成要領

入札説明書、基本協定書、その他公告資料に対する質問書の作成要領は以下のとおりとする。

(1) 作成要領

- ① 質問及び意見は、様式 20-1 から様式 20-9 により作成し、書面及び電子メールにより提出すること。
- ② 質問・意見等の提出に際しては、電子メールの件名に「青森県岩木川」の文字列を必ず入れること。
- ③ 質問及び意見の内容は、簡潔かつ明確に記載すること。

(2) 質問の提出期間及び質問に他する回答期間

入札説明書「10 入札手続き等」による。

(3) 提出場所

〒113-0034 東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号 湯島台ビル 5 階
日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
電話 03-3818-1448
電子メール jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp

3 技術提案書作成要領

技術提案書の提出部数及び作成要領は以下のとおりとする。

(1) 提出部数等

- ① 技術提案書は、様式 30-1 から様式 40-7 により作成し、正本 1 部と副本 12 部を提出すること。
- ② 正本及び副本は、A 4 ファイルに一括して綴じ、提出すること。なお、1 冊に収まらない場合は分冊も可とする。
- ③ 副本製本にあたっては、社名やロゴマーク等により入札参加者を特定できる表記はしないこと。また、技術提案書を作成した入札参加者が推定できないよう努めること。
- ④ 技術提案書と併せて、以下の資料を電子データ化し、電子データを納めた電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）を 3 枚提出すること。
(ア) 技術提案書の様式 30-1 から様式 40-7 に記述した電子ファイル
(イ) その他、添付した資料（PDF、Microsoft Office 2016 で閲覧可能なもの）

(2) 作成要領

- ① 入札説明書及び様式集の各様式に記載した注意事項を踏まえて作成すること。
- ② 各様式のサイズは A 4 判又は A 3 判とし、A 3 判は A 4 判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。A 3 判以上の資料を添付する場合も同様とする。
- ③ 使用言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。

- ④ 様式の提案が複数枚となる場合は各様式の右端最上段に通し番号を振ること。
(様式第〇-〇号 (△/●))
- ⑤ 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、上下左右に20mm程度の余白を設定すること。(図面及び添付書類を除く)
- ⑥ 技術提案内容を補足する図面等があれば、施設整備計画図面集・計算書類(6.参照)に収録すること。
- ⑦ 各提案書に用いる数式、数値等については、その出典根拠を施設整備計画図面集・計算書類に収録して明示すること。自社データを根拠とする場合は実験データ等を施設整備計画図面集・計算書類に添付すること。上記に関して、施設整備計画図面集・計算書類の何処に記載されているか分かるよう明示すること。
- ⑧ 様式30-4 要求水準基礎審査書の記載方法について
 - (ア) 要求事項への対応が可能な場合、可否記載欄に○を記入すること。
 - (イ) 対応内容記載欄へは要点を箇条書きにするなど簡潔に内容を記述すること。
 - (ウ) 対応内容の根拠となる技術提案書の様式番号、図面番号を記載すること。

(3) 提出期間

競争参加申請期間と同じであり、入札説明書「10 入札手続き等」による。

(4) 提出場所

入札説明書別紙2「4 担当部局の(2)」とする。

4 見積書等の作成要領

見積書等の提出部数及び作成要領は以下のとおりとする。

(1) 提出部数等

- ① 見積書及び内訳書は、様式50-1から様式58-3により作成し、2部提出すること。
- ② 見積書は、見積者の記名、押印があること。
- ③ ①と併せて、様式50-1から様式58-3に記述した電子データ(エクセル)を納めた電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)を1枚提出すること。なお、当該電子ファイルに、代表社印の押印は求めない。

(2) 設計・施工費の作成要領

本工事範囲の見積価格は、以下のように分けて積算するのが原則とする。見積書に個別の機器価格(本体は複合機器単価で記入する)を別途作成する。

① 共通事項

- (ア) 設計価格に関する詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 -第3巻 設計委託-」による。なお、地質調査、測量調査が必要な場合は「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書(参考資料)」による。左記によらない調査の場合は、応募者の見積額をその他調査業務価格として作成する。

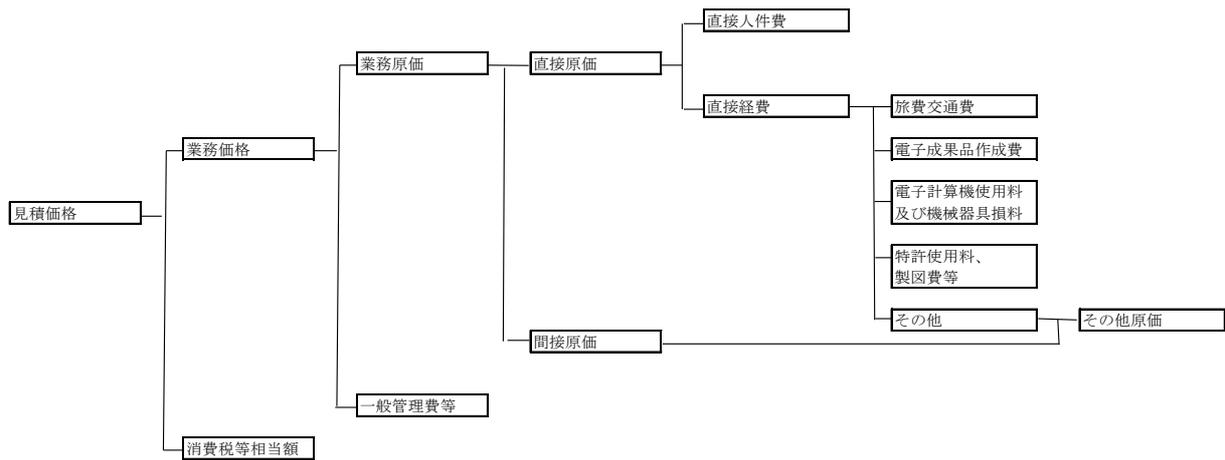


図 1 設計見積書構成

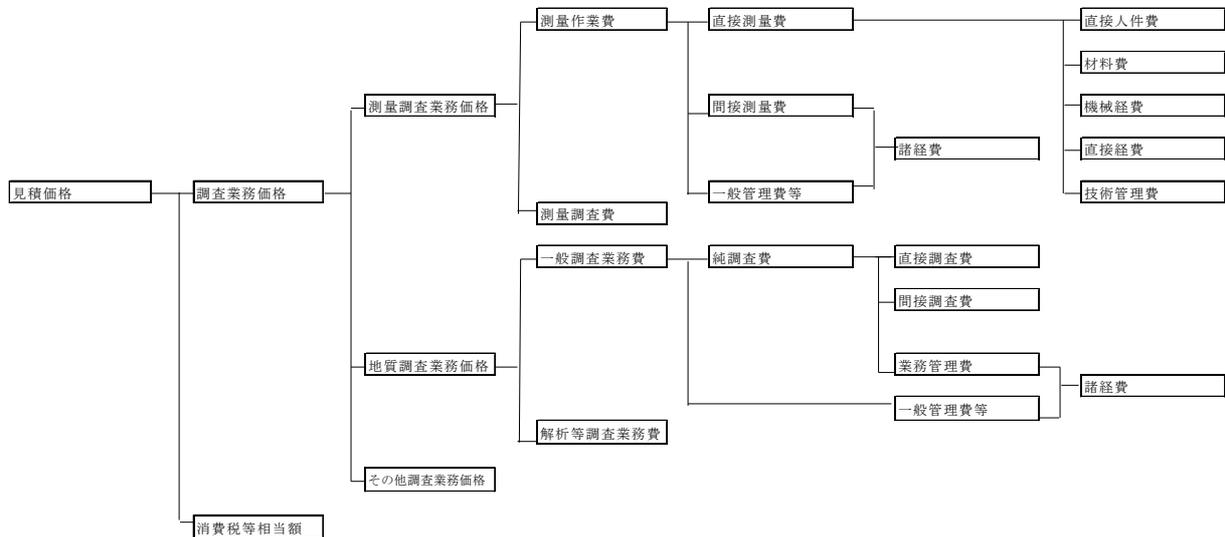


図 2 調査見積書構成

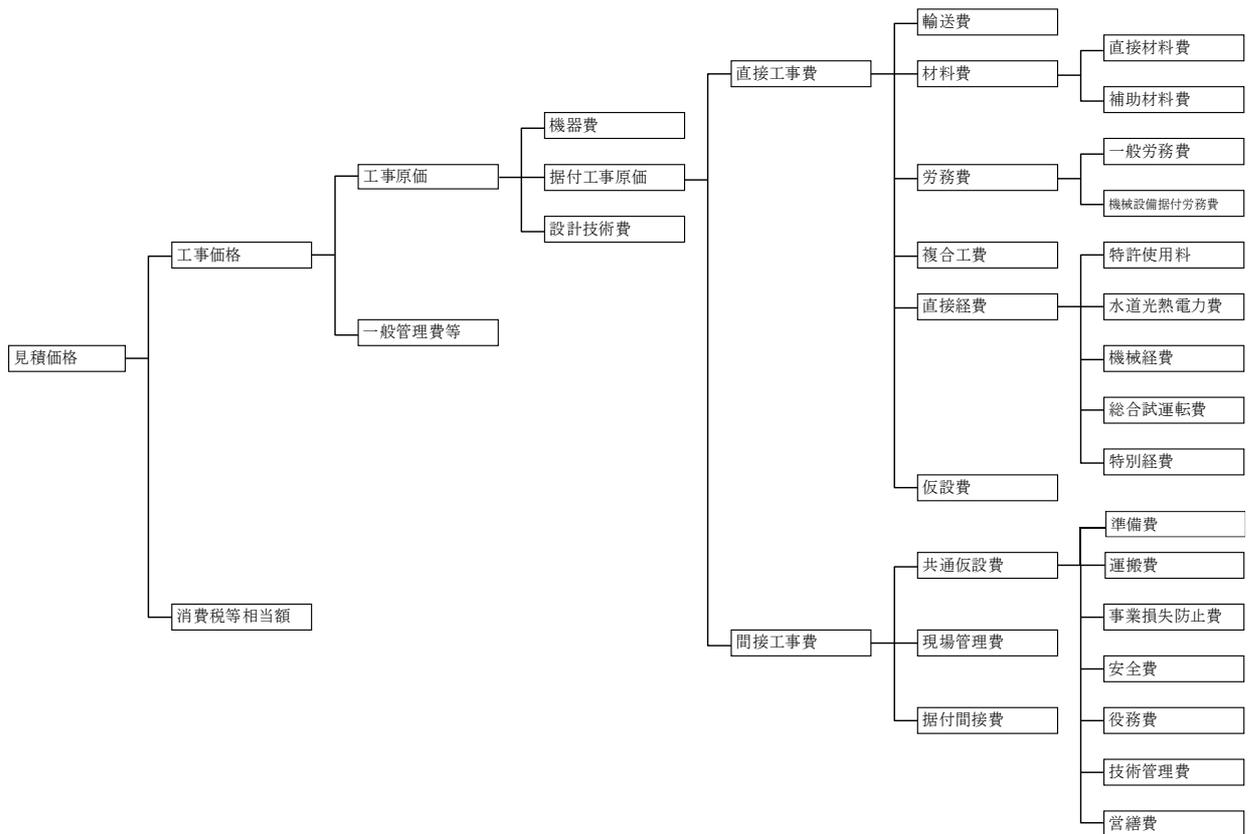
- (イ) 施工価格に関する詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 第2巻 ポンプ場・処理場」を参考とすること。
- (ウ) 施工価格の内訳は、機械設備工事、電気設備工事、土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事とする。
- (エ) 撤去工事は、撤去対象物の各工種と同じ要領で作成すること。
- (オ) 各工事の内訳書及び明細書は、必要な費目及び工種を事業者が提案すること。
- (カ) 機械、電気設備工事の総合試運転については、次のとおりとし、直接工事費に含むものとする。
 - a 機器の個別総合試運転費
 - b 電力費・水道料金・薬品費・燃料費・その他消耗剤等
 - c 各分析費
 - d その他の経費
- (キ) 各費用の算定根拠を明らかにするため、計算過程が分かるように関数、計算式等

を残した状態で提出すること。なお、計算過程が複雑となる場合は、当該計算過程を別のシートによって作成し、これらを合せて添付しておくこと（関数、計算式等を残したまま、他シートとのリンクが残ったままで提出すること。）

② 機械設備工事

(ア) 見積書には個別の機器価格を記載すること。機器価格は実勢価格とすること。なお、詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 第2巻 ポンプ場・処理場編」ポンプ場・処理場施設（機械設備）編による。

(イ) 各費用とも、間接工事費、設計技術費、一般管理費など積算要領、積算基準に算定方法(率の算出や積み上げなど)が定まっているものは、これに準拠する。機器費は、日本下水道事業団標準機器と比較できるように、標準仕様書の適用機器がわかるようにすること。直接経費、仮設費、間接工事費等において、率部分と積み上げに区分できるものは分けて提出を行うこと。



※現地で組み立てて、製品として完成させる設備等、機器費と据付費を分けて算出することが難しい機器は複合機器（見積等で据付に要する費用を含む機器）とすること。

図 3 機械設備工事見積書構成

③ 電気設備工事

(ア) 見積書には個別の機器価格を記載すること。機器価格は実勢価格とすること。なお、詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 -第2巻 ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（電気設備）編による。

(イ) 各費用とも、間接工事費、設計技術費、一般管理費など積算要領、積算基準に算定方法(率の算出や積み上げなど)が定まっているものは、これに準拠する。機器費は、日本下水道事業団標準機器と比較できるように、一般仕様書の適用機器がわかるようにすること。直接経費、仮設費、間接工事費等において、率部分と積み上げに区分できるものは分けて提出を行うこと。

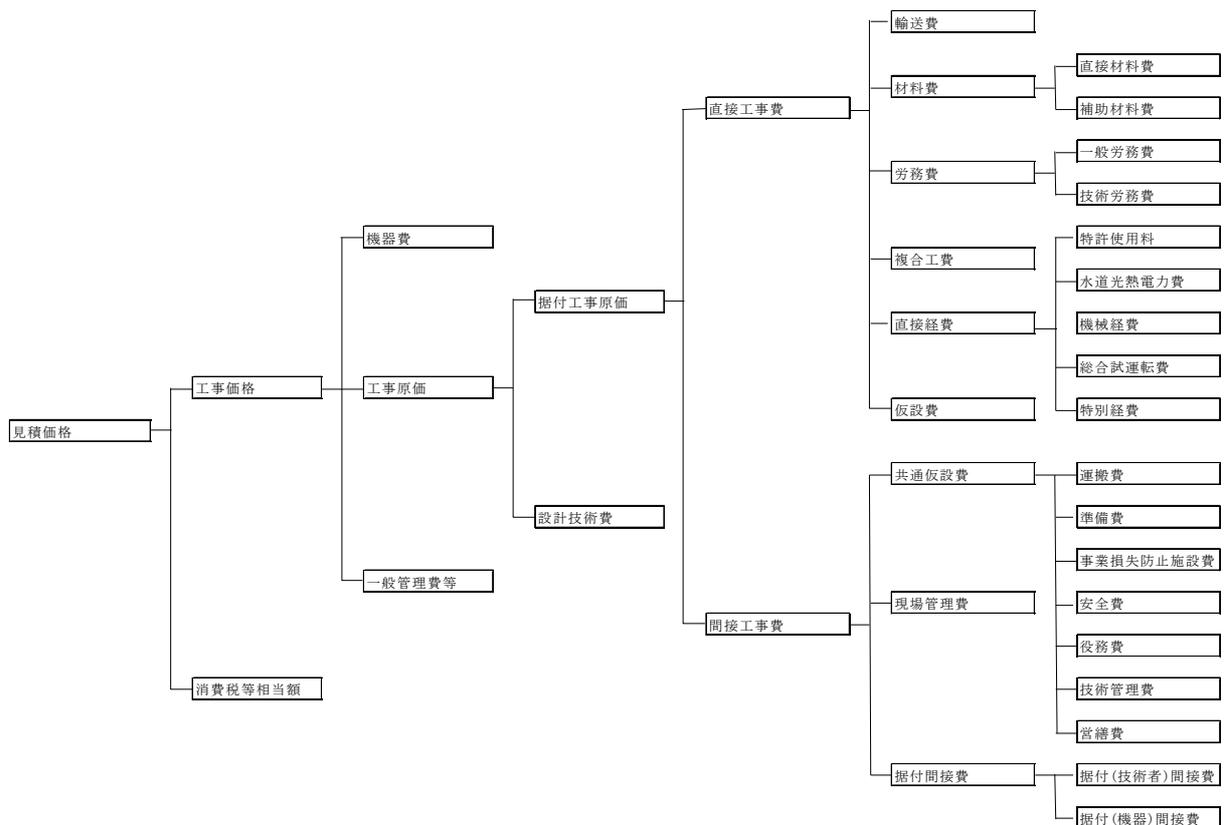


図 4 電気設備工事見積書構成

④ 土木工事

(ア) 見積書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査を行い、明確に作成すること。なお、詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 -第2巻 ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（土木）編による。

(イ) 直接工事費は、施設名称及び構造・規模などの施設概要を明記の上、本工事の内容を施設別、工種、種別、細別に相当する項目で作成し、対応する単位、数

量、単価、価格を記入すること。また、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算すること。

(ウ) 間接工事費は、共通仮設費及び現場管理費に分類される。共通仮設費は工事的物の施工に間接的に係る費用とし、現場管理費は工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費として積算すること。

(エ) 一般管理費等は、施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費率を用いて積算すること。

(オ) 杭基礎工については、杭打設工法、杭種、杭径、杭長、本数等を明記の上、杭材料費及び残土処分費を含めた価格を記入すること。

(カ) 土工については、想定する排水処分費、掘削土壌の数量、運搬費単価及び処分費単価を明記のうえ、価格を記入すること。

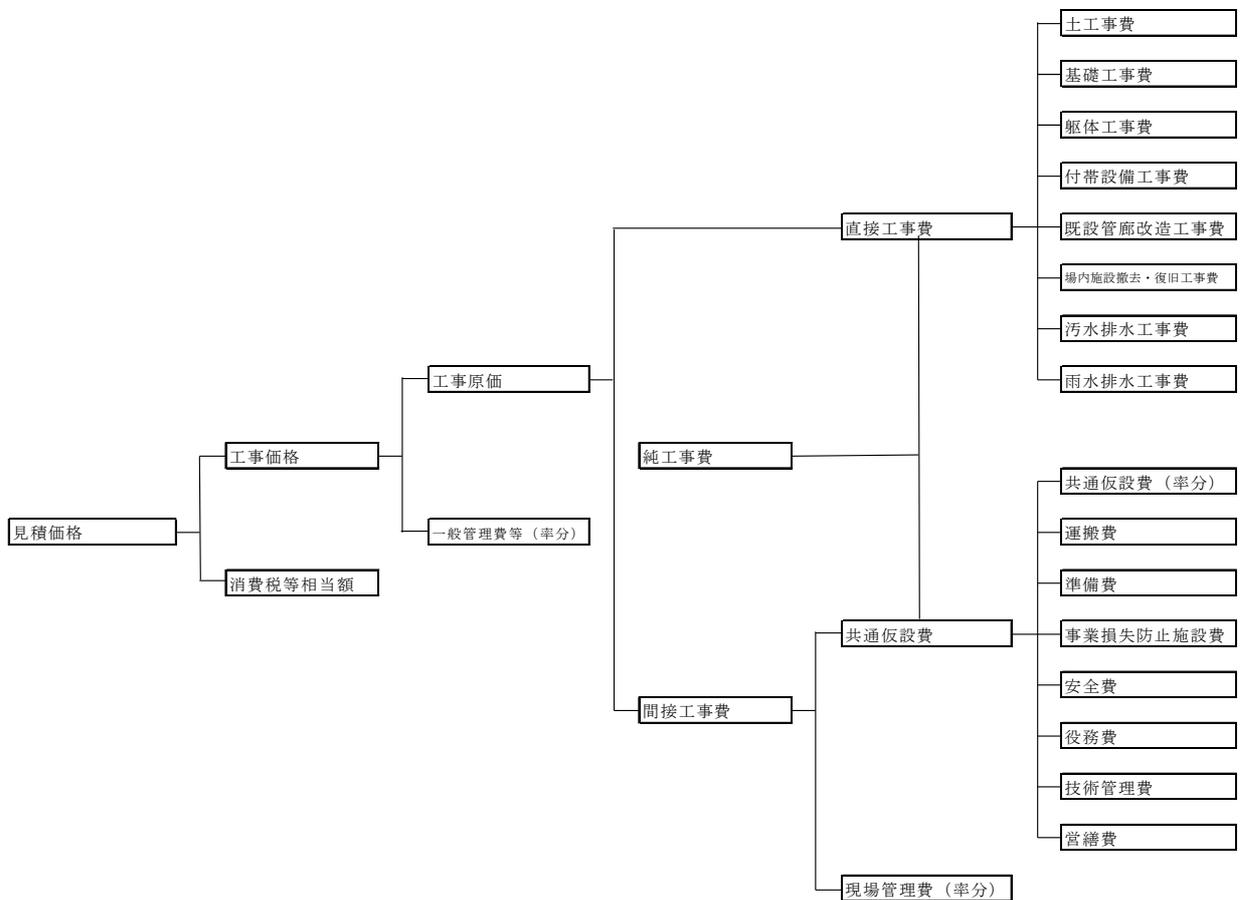


図 5 土木工事見積書構成

⑤ 建築工事

(ア) 見積書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法及び単価等について調査を行い、明確に作成すること。なお、詳細は、「下水道用設計標準歩掛表 令和

4年度 -第2巻 ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）編による。

- (イ) 見積価格は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して表示すること。また、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する（見積価格の構成については下図を参照）。
- (ウ) 直接工事費の記載内容は、棟名称及び構造・規模などの施設概要を明記の上、棟別、工種、細別に相当する項目で作成し、対応する単位、数量、単価、価格を記入すること。なお、技術提案書では詳細な仕上表の添付を求めているため、工事費算出の根拠となる各種仕上げ、材料、製品（メーカー名）等を可能な限り記載すること。
- (エ) 地下燃料タンク等があるときは、規模及び形式を明記の上、基礎、躯体工事、仕上工事等を含んだ価格を記入すること。
- (オ) 建築基準法、消防法その他法令による諸手続きに係る費用（実費）を建築費に計上すること。計上の際には、消費税の取扱いに注意すること。

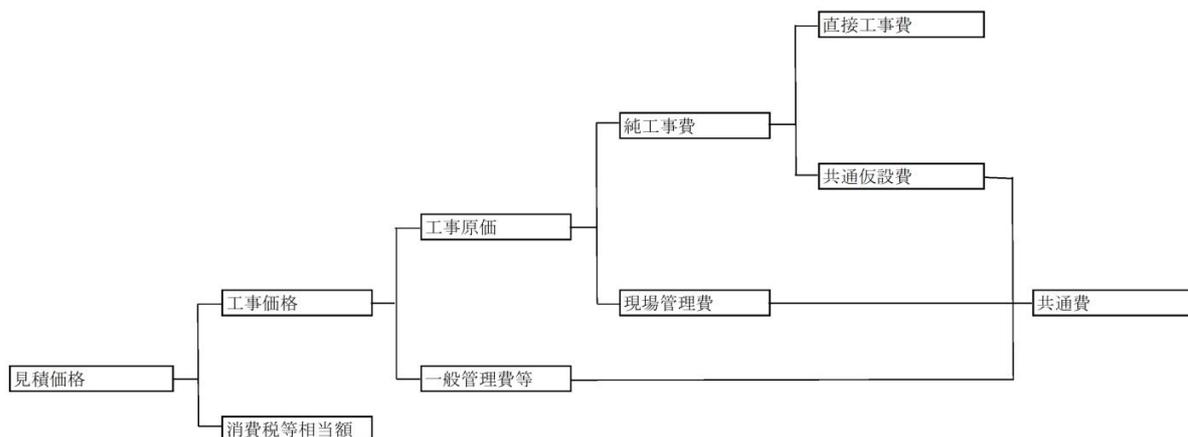


図 6 建築工事見積書構成

⑥ 建築機械設備工事・建築電気設備工事

- (ア) 工事費の積算は、建築機械設備工事と建築電気設備工事の工事種別ごとに行う。なお、詳細は、「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度 -第2巻 ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）編による。
- (イ) 見積価格は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して表示すること。また、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する（見積価格の構成については下図を参照）。
- (ウ) 機器費は、建屋ごとにの価格を記入すること。

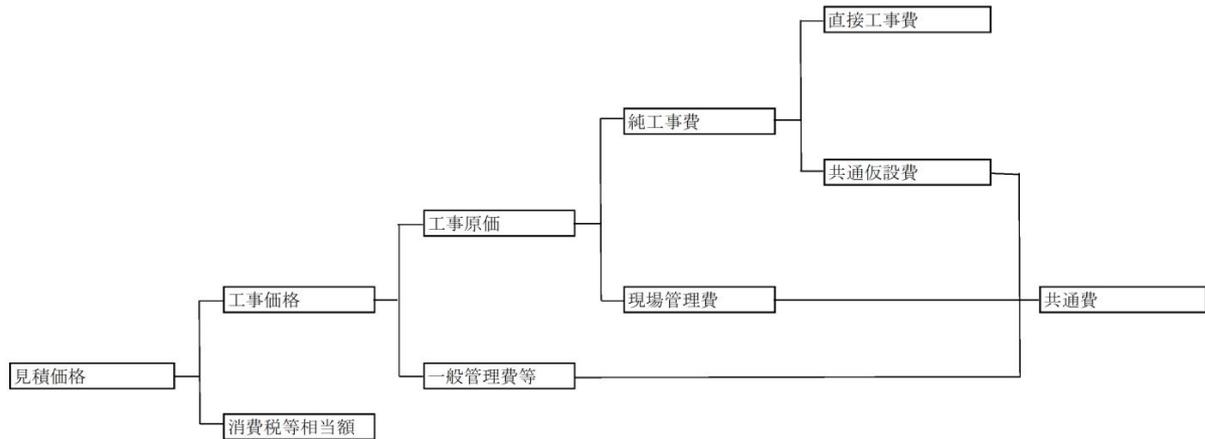


図 7 建築設備工事見積書構成

⑦ 維持管理・運営価格及び肥料化物買取り価格

(ア) 様式 50-2～4、58-1～58-3 に提案額を記入すること。ユーティリティ単価（税抜）は下記による。

区分	条件・単価（税抜）	備考
電力	電力量料金:16 円/kWh	
水道（上水）	230 円/m ³	
燃料費（A重油）	90 円/L	
燃料費（軽油）	147 円/L	
燃料・薬品・その他	提案による	
脱水汚泥・二次処理水・污水排水・雨水排水	無償	

(イ) 維持管理・運営価格は、固定費と変動費とに区分して算定すること。固定費と変動費の定義は以下のとおりする。

①固定費の構成

- ・人件費
- ・肥料化施設の修繕費、長寿命化対策費、更新費
- ・その他費用（SPC 運営費等、県が分岐供給する電力の基本料金の事業者負担分）

②変動費の構成

- ・薬品費
- ・燃料費
- ・県が分岐供給するユーティリティ（上水、電力）の従量料金相当分
- ・その他費用（汚泥処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付することにより事業者が提案できるもの）

(ウ) 諸経費には、業務管理費及び一般管理費のほか、直接経費（事業者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品費等の費用）、技術経費（業務に係わる平素の技術能力の向上及び技術水準の確保に要する経費）及び間接業務費（業務の実施に必要な経費であり、安全衛生費、通信連絡費、旅費交通費及び福利厚生費が含まれた経費）を含むものとする。

(エ) 税抜価格で記載すること。

(3) 提出期間

競争参加申請期間と同じであり、入札説明書「10 入札手続き等」による。

(4) 提出場所

入札説明書別紙2「4 担当部局の(2)」とする。

5 工事費内訳書の作成要領

本工事では、入札書は電子入札システムで提出する。第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を提出すること。

工事費内訳書の様式は、様式70-1から様式80-3を使用し、費目、工種、種別、再別、単位、数量、単価、金額等を明記すること。

6 施設整備計画図面集・計算書類の作成要領

(1) 提出部数等

- ① 施設整備計画図面集・計算書類は、表紙及び目録を添付し、正本1部と副本12部を提出すること。
- ② 正本及び副本は、A4ファイルに一括して綴じ、提出すること。なお、1冊に収まらない場合は分冊も可とする。
- ③ 副本製本にあたっては、社名やロゴマーク等により入札参加者を特定できる表記はしないこと。また、技術提案書を作成した入札参加者が推定できないよう努めること。
- ④ 正本及び副本と併せて、以下の資料を電子データ化し、電子データを納めた電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）を3枚提出すること。

(ア) 図面集・計算書類の電子ファイル

(イ) 図面（PDF形式）

(ウ) 計算書類（PDF形式、Microsoft Excel形式）

(2) 作成要領

- ① 入札説明書及び様式集の各様式に記載した注意事項を踏まえて作成すること。
- ② 各様式のサイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。A3判以上の資料を添付する場合も同様とする。
- ③ 使用言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

- ④ 図面は、JIS の製図通則に従って作成すること。
- ⑤ 図面の右下に図面名称を記入すること。
- ⑥ 図面は方位を記入すること。
- ⑦ 図面等の着色は、自由とする。
- ⑧ 計算書類に用いる数式、数値等については、その出典根拠を明示すること。自社データを根拠とする場合は実験データ等を添付すること。
- ⑨ 技術提案書の記載内容との整合性に留意すること。
- ⑩ 施設整備計画図面集・計算書類への収録を求める内容を以下（ア）～（カ）に示す。

（ア）機械設備

- ・図面は、全体配置図、機器配置図、フローシート、配管ルート図(内 1 部色別を考慮して作成する)を添付すること。
- ・計算書類は、物質収支計算書（フローを含む）、熱収支計算書（フローを含む）、容量計算書、機器リストを添付すること。
- ・各計算書類で使用する数値については根拠を明示し、実績に基づく場合は、その実績値の根拠を添付すること。様式・頁数は自由とする。
- ・物質収支計算書及び熱収支計算書については、Microsoft Excel（Windows 版、バージョンは 2016 で閲覧可能なもの）を使用し、セル内に数式を残した電子データも併せて提出すること。
- ・機器リストは表形式とし、以下に示す項目を最低限明示したものとすること。
 - 「番号」：図面に示す機器番号と関連付けること。
 - 「機器名称」：図面に示す機器名称と関連付けること。
 - 「仕様」：形式、性能、構造、材質等
 - 「電動機出力」：出力[kW]
 - 「台数」：その機器の予備機を含めた台数を記載し、予備機がある場合には「（ ）」にて予備機の数を記載すること。
 - 「重量」：機器 1 台当たりの重量

（イ）電気設備

- ・高圧単線結線図、計装フローシート、システム構成図、電気室配置図、主要ケーブルルート図、その他必要な図面について、関連設備に関わる範囲にて添付すること。
- ・計算書類は、容量計算書、機器リストを添付すること。
- ・機器リストは表形式とし、以下に示す項目を最低限明示したものとすること。
 - 「番号」：図面に示す機器と関連付けること。
 - 「機器名称」：図面に示す機器名称と関連付けること。
 - 「仕様」：盤形状（自立盤等）、計測方式（電磁式等）、主要材質（SS 等）
 - 「容量」：電圧、電流、主要機器容量（kVA 等）、盤寸法（W×D×H）、口径（○φ）、測定誤差（FS○%等）
 - 「数量」：面数、台数等
 - 「重量」：1 面当たりの重量

(ウ) 土木

- ・肥料化施設基礎（Ⅲ類の場合）の平面・断面図、杭断面図（杭本数、杭径、杭種、杭頭高、杭下端高等を記載する）、その他付属設備基礎（基礎版）の平面・断面図、杭断面図（杭本数、杭径、杭種、杭頭高、杭下端高等を記載する）、場内整備図等

(エ) 建築

- ・各棟の平面・立面・断面図、鳥観図等

(オ) 建築機械

- ・図面は、各棟の平面図、断面図等を添付すること。
- ・計算書類は、容量計算書、機器リストを添付すること。
- ・各計算書で使用する数値については根拠を明示すること。
- ・機器リストは表形式とし、以下に示す項目を最低限明示したものとすること。
 - 「番号」：図面に示す機器番号と関連付けること。
 - 「機器名称」：図面に示す機器名称と関連付けること。
 - 「仕様」：形式、性能、構造、材質等
 - 「電動機出力」：出力[kW]
 - 「台数」：その機器の予備機を含めた台数を記載し、予備機がある場合には「（ ）」にて予備機の数を記載すること。
 - 「重量」：機器1台当たりの重量

(カ) 建築電気

- ・図面は、各棟の系統図、平面図等を添付すること。
- ・計算書類は、容量計算書、機器リストを添付すること。
- ・機器リストは表形式とし、以下に示す項目を最低限明示したものとすること。
 - 「番号」：図面に示す機器番号と関連付けること。
 - 「機器名称」：図面に示す機器名称と関連付けること。
 - 「仕様」：盤形状（自立盤等）、主要材質（SS等）
 - 「容量」：盤寸法（W×D×H）
 - 「数量」：面数、台数等
 - 「重量」：1面当たりの重量

(3) 提出期間

競争参加申請期間と同じであり、入札説明書「10 入札手続き等」による。

(4) 提出場所

入札説明書別紙2「4 担当部局の(2)」とする。

(様式1-2)

応募資格確認申請書

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

グループの名称 _____ グループ

代表企業 所在地

商号又は名称

代表者

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者

印

協力企業 所在地

商号又は名称

代表者

印

令和4年11月28日付けで公告のありました岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業に係る入札に参加する資格について、その有無を確認されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札参加資格審査調書
- 2 入札参加資格審査調書に関する資料
- 3 工事等の実績に関する資料
- 4 配置予定技術者の資格等に関する資料

担当者	商号又は名称			
	所属部署		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail			

グループ構成一覧表

1 代表企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

2 構成員	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

3 構成員	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

(注) 1 構成企業（構成員又は協力企業）それぞれの記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

(注) 2 SPCへ出資する構成員全てを記載すること。また、構成員1者以上について、青森県の役務の提供を受ける契約に係る競争参加資格名簿、又は青森県有資格建設業者名簿に登録されているものであることを証明できる資料を添付すること。

4 協力企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

5 協力企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

6 協力企業	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
担当者氏名 電話 E-Mail	所属 FAX
[本事業における役割]	

(注) 1 構成企業（構成員又は協力企業）それぞれの記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

(注) 2 SPC へ出資する構成員全てを記載すること。また、構成員 1 者以上について、青森県の役務の提供を受ける契約に係る競争参加資格名簿、又は青森県有資格建設業者名簿に登録されているものであることを証明できる資料を添付すること。

委任状

(あて先) 日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

委任者 (構成員)	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
委任者 (構成員)	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
委任者 (協力企業)	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
委任者 (協力企業)	商号又は名称 所在地 氏名	印

(注) 構成企業 (構成員又は協力企業) の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。

私達は、下記の企業を応募者の代表企業とし、また当該企業の以下のものを代理人と定め、「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業」に関し下記の権限を委任します。

受任者	商号又は名称 所在地 役職名 氏名	受任者使用印
委任事項	1. 上記事業に関する入札への参加表明について 2. 上記事業に関する入札への参加資格審査申請について 3. 上記事業に関する入札辞退について 4. 上記事業に関する入札及び提案について 5. 上記事業に関する特別目的会社設立までの契約に関することについて	

4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

日本下水道事業団

契約職 東日本本部長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 4 年 11 月 28 日付けで公告のありました岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、工事請負業者の選定等に関する達(平成 6 年達第 7 号) 第 2 条第 1 号の規定に該当し、かつ、第 2 条の 2 の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書に定める配置予定の技術者の資格を記載した書面
- 3 入札説明書に定める工事経験の確認書類
- 4 入札説明書に定める総合評価の評価項目に関する書面

日本下水道事業団
契約職 東日本本部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
印

競争参加資格確認申請書類の送付について

下記案件の競争参加資格確認資料及び共同企業体協定書（特定建設共同企業体を構成する場合）については、ファイル容量に収まらなかったため、郵送します。

記

1. 工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
2. 問い合わせ先
担当者 ○○ ○○
部署 ○○支店○○部○○課
電話番号 00-0000-0000
3. 郵送する書類の目録
 - ・競争参加資格確認申請書
 - ・技術資料
 - ・共同企業体協定書(特定建設共同企業体を構成する場合)
4. 郵送する書類の頁数
5. 発送年月日

注) 持参する場合は、「郵送」を「持参」と書換え、発送年月日は、持参する日付を記載すること。

同種（類似）工事の施工実績

工事名（本工事） 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

同種工事、類似工事 【どちらかを記載】		【同種工事又は類似の工事の条件を記入する。】
工事名等	工事名（実績工事）	〇〇市〇〇浄化センター水処理設備工事
	発注機関名	〇〇市【発注機関の名称とする。】
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇地内 【コリンズ又は契約書と同一とする。】
	請負代金額	〇〇〇円 【最終請負代金額を記載】 【JVの場合は出資比率を乗じた額を2段書きで記入する。】
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注形態	【「特定JV（出資比率〇〇%）」と記載すること。】
工事諸元等	計画下水量 (m ³ /日)	上記工事の施工実績水量等 〇〇〇m ³ /日 様式3参考資料（下水量等の記入例）参照 【公告の対象が水処理施設以外の場合は、公告対象設備の数量を記載すること】 【水量等の計算根拠を添付する】
	全体計画下水量 (m ³ /日)	〇,〇〇〇m ³ /日（日最大） 様式3参考資料（下水量等の記入例）参照 【公告の対象が水処理施設以外の場合は、公告対象設備の数量の全体計画を算出し記載すること。】 【水量等の計算根拠を添付する】
	処理方式	××法
	工事内容	(例)水処理設備工事 1、反応タンク 1池 2、汚泥返送配管 1式 3、返送汚泥ポンプ 1台 4、最終沈殿池 1池 【資格条件として求めている対象設備名称記入】
提出者の概要	競争参加資格（認定資格）で求めた会社概要	【下水処理設備工事A、B等級については、次の事項を記載すると共に、建設業許可証の写しを添付すること。（JSにおける等級及び公告文で指定した地域にある本店、支店、営業所及び建設業許可証の種別（水道施設工事業、機械器具設置工事業）】 下水処理 〇 等級 〇〇支店（水）、（機）

設計業務等の受注者と関連の有無 (日本水工設計株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)	有無を記入
--	-------

同種(類似)工事の施工実績

工事名(本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

同種工事、類似工事 【どちらかを記載】		【同種工事又は類似の工事の条件を記入する。】
工事名等	工事名(実績工事)	〇〇市〇〇浄化センター電気設備工事
	発注機関名	〇〇市
	工事場所	〇〇市〇〇地内 【契約書に同じとする。】
	請負代金額	¥ 〇〇〇〇… 【最終請負代金額を記載。】 【JVの場合は出資比率を乗じた額を2段書きで記入する。】
	工期	令和 年 月 ~ 令和 年 月
	受注形態	【「特定JV(出資比率〇〇%)」と記入すること。】
工事諸元等	計画下水量(m ³ /日)	〇〇〇m ³ /日(日最大)、又は〇〇〇m ³ /秒(時間最大) 【ポンプ場の工事の場合は m ³ /秒(時間最大)を記入すること。】
	全体計画下水量(m ³ /日)	〇〇〇m ³ /日(日最大)、又は〇〇〇m ³ /秒(時間最大) 【ポンプ場の工事の場合は m ³ /秒(時間最大)を記入すること。】
	処理方式	××法
	設備容量等	主変圧器(〇〇〇kVA)又は自家発電機容量 高圧or低圧(〇〇〇kVA) 【同種工事等の条件で容量等が指定されている場合は、それが確認できるよう記入する】
	工事内容	(例) 1. 受変電設備 2. 水処理運転操作設備 3. 計装設備 4. 監視制御設備 5. 自家発電設備 【資格条件として求めている対象設備名称で記入】 【汚泥焼却施設の場合、流動床等の焼却方式や焼却能力(例 〇〇ヶキ t/日を 記入)】
提出者の概要	競争参加資格(認定資格)で求めた会社概要	〇〇工事 〇等級 〇〇支店 住所 (電) 【A, B等級については、建設業許可証の写し、を添付すること。また、指定した地域にある本店、支店、営業所及び建設業許可証の種別を記載すること】

注) 「工事緒元等」の欄は、資格条件として求めている項目のみを記載し、必要のないものは記載しないこと。

設計業務等の受注者と関連の有無 (日本水工設計株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)	有無を記入
--	-------

同種（類似）工事の施工実績

工事名（本工事） 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
会社名

同種工事、類似工事の別		【同種工事又は類似の工事と記載すること。】 【申請する同種又は類似の入札説明書内容を記載すること。】
工事名等	工事名（実績工事）	
	発注機関名	【〇〇市【発注機関の名称とする。】
	工事場所	【コリンズ又は契約書と同一とする。】
	請負代金額	【最終請負代金額を記載】 【JVの場合は出資比率を乗じた額を2段書きで記入する。】
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注形態	【「特定JV（出資比率〇〇%）」と記載すること。】
工事諸元等	計画下水量 (m ³ /日)	【ポンプ場の場合は、m ³ /秒で記載。】 【建築工事の場合は記載不要。】
	全体計画下水量 (m ³ /日)	【ポンプ場の場合は、m ³ /秒で記載。】 【建築工事の場合は記載不要。】
	工事内容	
	規模・寸法	【建築工事の場合は、地上階数、地下階数及び建築面積、延べ面積を記載】
	設計条件	

設計業務等の受注者と関連の有無 (日本水工設計株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)	有無を記入
--	-------

注) 上水道施設等（上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等）を記載した場合は、有効水槽容量が確認できるもの（図面等）を添付すること。

下水量等の記入例

設備種別 (公告で求めている設備)	計画下水量	全体計画下水量
水処理設備	工事実績として施工した下水量 単位は $\text{m}^3/\text{日}$ (日最大)	施設全体で計画されている下水量 単位は $\text{m}^3/\text{日}$ (日最大)
ポンプ設備	工事実績として施工した下水量 または排水量 単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ (時間最大)	施設全体で計画されている下水量 または排水量 単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ (時間最大)
送風機設備・脱臭設備	工事実績として施工した送風量 あるいは脱臭風量 単位は $\text{m}^3/\text{分}$	施設全体で計画されている送風量 あるいは脱臭風量 単位は $\text{m}^3/\text{分}$
沈砂池設備	工事実績として施工した下水量 または排水量 単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ (時間最大) 単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ (日最大)	施設全体で計画されている下水量 または排水量 単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ (時間最大) 単位は $\text{m}^3/\text{秒}$ (日最大)
汚泥処理設備 (脱水設備)	工事実績として施工した脱水機の 脱水能力 単位は $\text{m}^3/\text{時}$ または $\text{tDS}/\text{時}$	施設全体で計画されている脱水機 の脱水能力 単位は $\text{m}^3/\text{時}$ または $\text{tDS}/\text{時}$
汚泥処理設備 (汚泥濃縮設備)	工事実績として施工した汚泥濃縮 設備の濃縮能力 単位は $\text{m}^3/\text{時}$ または $\text{tDS}/\text{時}$	施設全体で計画されている汚泥濃 縮設備の濃縮能力 単位は $\text{m}^3/\text{時}$ または $\text{tDS}/\text{時}$
汚泥処理設備 (汚泥貯留設備)	工事実績として施工した汚泥貯留 量施設の容量 単位は m^3	施設全体で計画されている汚泥貯 留量施設の容量 単位は m^3
用水設備	工事実績として施工した用水量 単位は $\text{m}^3/\text{時}$	施設全体で計画されている用水量 単位は $\text{m}^3/\text{時}$
その他	工事実績として施工した公告で求 めている設備の能力 単位は公告文のとおり	施設全体で計画されている公告で 求めている設備の能力 単位は公告文のとおり

※ 単位については公告文の工事内容記載の単位と同一とする。

(様式 3 - 1 参考資料)

代表的な証明資料等について

(会社の元請施工実績・主任（監理又は特例監理）技術者・設計担当技術者）

区分	確認内容	証明内容		証明書類等
会社の元請施工実績	工事実績の内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名称 ・ 請負代金額 ・ 発注者名 ・ 契約工期 		<ul style="list-style-type: none"> ・ コリンズの写し又は、契約書の写し ・ 工事内容が確認できる図面等（フロー図、特記仕様書等）
	工事諸元・規模等の確認	機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体計画下水（汚泥）量、送水量、送風量、汚泥焼却（溶融）量 ・ 処理方式 	公刊図書又は、発注図書（完成図書）、リーフレット等
現場工事期間の主任（監理又は特例監理）技術者	経験工事の内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名称 ・ 請負代金額 ・ 発注者名 ・ 契約工期 		<ul style="list-style-type: none"> ・ コリンズの写し又は、契約書の写し ・ 工事内容が確認できる図面等（フロー図、特記仕様書等）
	経験工事の従事確認	/		<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事経験証明書（コリンズの写しで現場代理人又は、主任（監理）技術者が確認できる場合は不要）
	資格の確認	監理（特例監理）技術者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証の写し ・ 監理技術者講習終了証（16.3.1以降交付の場合）の写し
		主任技術者	国家資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（上下水道・機械部門）の写し ・ 土木施工管理技士（1級）の写し
			実務経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験証明書
雇用関係の確認	/		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証の写し（氏名、生年月日、取得年月日、所属会社名以外は、黒塗り） 	
工場製作期間の主任（監理）技術者	資格の確認	監理技術者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証の写し ・ 監理技術者講習終了証（16.3.1以降交付の場合）
		主任技術者	国家資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（上下水道・機械部門）の写し ・ 土木施工管理技士（1級）の写し
			実務経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験証明書
	雇用関係の確認	/		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証の写し（氏名、生年月日、取得年月日、所属会社名以外は、黒塗り）
設計担当技術者	経験工事の内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名称 ・ 請負代金額 ・ 発注者名 ・ 契約工期 		<ul style="list-style-type: none"> ・ コリンズの写し又は、契約書の写し ・ 工事内容が確認できる図面等（フロー図、特記仕様書等）
	経験工事の従事確認	/		<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事経験証明書
	技術力の確認	監理技術者での応募		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証の写し ・ 監理技術者講習終了証（16.3.1以降交付の場合）の写し

		実務経験での応募	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定学科の場合は大学卒業後 3 年以上の経験 若しくは高校卒業後 5 年以上の経験 ・ 指定学科以外は 10 年以上の経験 ・ 実務経験証明書
	雇 用 関 係 の 確 認		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証の写し（氏名、生年月日、取得年月日、所属会社名以外は、黒塗り）
資 参 格 加	地域圏内支店等の建設業の許可証（水）、（機）	地域圏内に水道施設工事業又は機械器具設置工事業の許可に係る営業所等を有すること。	地域圏内支店等の持つ建設業の許可証の写し（水道施設工事業、又は機械器具設置工事業）

特定建設共同企業体・代表者以外の施工実績

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

工事名等	工事名 (実績工事)	〇〇市〇〇機械設備工事
	発注機関名	〇〇市【発注機関の名称とする。】
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇地内 【コリンズ又は契約書と同一とする。】
	請負代金額	〇〇〇円 【最終請負代金額を記載】 【JVの場合は出資比率を乗じた額を2段書きで記入する。】
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注形態	【「特定JV (出資比率〇〇%)」と記載すること。】
工事諸元等	工事内容	【資格条件として求めている対象工事の設備名称等を記入】
提出者の概要	競争参加資格 (認定資格) で求めた会社概要	【下水処理設備工事の場合、次の事項を記載するとともに、建設業許可証の写しを添付すること (JSにおける等級及び公告文で指定した地域にある本店、支店、営業所及び建設業許可証の種別 (水道施設工事業、機械器具設置工事業))。】 下水処理 B 等級 〇〇支店 (水)、(機)

SPC 構成員の維持管理運営に関する元請実績

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

業務委託名等	業務実績名 (実績業務委託)	〇〇市〇〇業務委託
	発注機関名	〇〇市【発注機関の名称とする。】
	業務委託場所	〇〇県〇〇市〇〇地内 【コリンズ又は契約書と同一とする。】
	請負代金額	〇〇〇円 【最終請負代金額を記載】 【JVの場合は出資比率を乗じた額を2段書きで記入する。】
	履行期限	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注形態	【「特定JV (出資比率〇〇%)」と記載すること。】
業務委託諸等	業務委託内容	【資格条件として求めている業務委託の設備名称および業務委託内容等を記入】
提出者の概要	競争参加資格 (認定資格) で求めた会社概要	【下水汚泥及び下水道類似施設を原料 (一部でも可) とした堆肥化施設における連続した維持管理及び運営の実績を証明する資料を添付すること。 また上記に示す業務委託の契約書、業務委託内容を示す資料 (仕様書等) を添付すること】

現場工事期間の主任(監理)技術者の資格・工事経験

工事名(本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業 会社名
 専任期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

配置予定技術者 氏名	□□□□ (監理技術者)又は(主任技術者) ※いずれかを記載すること	
最終学歴	○○大学○○学部○○学科○○年卒業 ※法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。	
法令による資格・免許	監理技術者資格者証(水・機) (交付年・月・日及び交付番号) (有効期限令和○○年○○月○○日) 【「様式6-1」従事経験証明書を提出すること。】 【主任技術者で実務経験による場合は、実務経験証明書が必要となるため、「実務経験による」と記入し、「別記様式6-2」を提出のこと】 【必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。】	
工事経験の概要	工事名(実績工事)	○○市○○浄化センター水処理設備工事
	発注機関名	○○市【発注機関の名称とする。】
	工事場所	【コリンズ又は契約書と同一とする】
	請負代金額	¥ ○○○○… 【最終請負代金額】
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者等
	工事内容	(例)○○設備工事 【資格条件として求めている対象の設備名称で記入。また、処理方式を記入する】 1. 反応タンク 1池 2. 汚泥返送配管 1式 3. 返送汚泥ポンプ 1台 4. 最終沈殿池 1池
	コリンズ登録の有無	有(コリンズ登録番号) ・ 無
申請時における他工事の従事状況	工事名(実績工事)	従事していない場合は、「無し」と記入し、CORINSの「工事従事情報(工事従事実績一覧)」の写しを添付する。 【注】従事している場合は①コリンズ又は契約書の写しを添付する。】
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者等
	本工事と重複する場合の 対応措置	【例文：本工事の現場に着手する前の○月○日に工事完了予定のため本工事に従事可能】 【本工事と従事工事との現場施工期間が重複していないことを確認する資料(様式8)を添付する。】
	コリンズ登録の有無	有(コリンズ登録番号) ・ 無

注) 工事内容は、入札公告6.1の工事経験並びに、入札説明書に示す該当の設備が含まれていることを簡潔に記載すること。

注) コリンズで配置予定技術者の氏名が確認できない場合は、「様式6-1」従事経験証明書を提出する。

注) 必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。

注) 様式8は、本工事と従事工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。

注) 副担当又は補佐等における工事経験により申請を行う場合は、下記の要件を満たすこととする。

- ・ 該当工事のコリンズに「担当技術者」として登録され、現場施工期間の全期間に従事していること。
- ・ 職務分担通知書及び施工計画書現場組織表等に副担当や補佐として明記されていること。
- ・ 工事打合簿等により、現場施工期間の全期間に従事し、主任(監理)技術者を補佐したことが確認できる資料を提出すること。

現場工事期間の主任(監理)技術者の資格・工事経験

工事名(本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業 会社名
専任期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日

Table with 2 main columns: '工事経験の概要' and '申請時における他工事の従事状況'. Rows include fields like '配置予定技術者氏名', '最終学歴', '法令による資格・免許', '工事名(実績工事)', '発注機関名', '工事場所', '請負代金額', '工期', '従事役職', '工事内容', 'コリンズ登録の有無'.

- 注) 現場工事期間の主任技術者の資格について
・電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者と同等以上の者であること。
実務経験の提出を必要とする者は「様式6-2」実務経験証明書を提出すること。
・電気通信の資格等を求める工事の場合で実務経験の提出を必要とする者は、この欄に「通信は実務経験による」と記載すると共に「様式6-2」実務経験証明書を提出する。
注) 入札公告の電気設備工事内容と同じ内容を求めているため、資格条件として求めている対象工事内容の設備名及び内容で簡潔に記入すること。
注) コリンズで確認できない場合は、「様式6-1」従事経験証明書を提出する。
注) 必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。
注) 様式8は、本工事と従事工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。
注) 副担当又は補佐等における工事経験により申請を行う場合は、下記の要件を満たすこととする。
・該当工事のコリンズに「担当技術者」として登録され、現場施工期間の全期間に従事していること。
・職務分担通知書及び施工計画書現場組織表等に副担当や補佐として明記されていること。
・工事打合簿等により、現場施工期間の全期間に従事し、主任(監理)技術者を補佐したことが確認できる資料を提出する

工場製作期間の主任（監理）技術者の資格

工事名（本工事） 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

フリガナ 配置予定技術者の氏名	□□□□
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇年卒業 <注意事項> 最終学歴は、法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。
法令による資格・免許	監理技術者資格者証（水・機）（交付年及び交付番号） <注意事項> ・ 建設業法第7条2号イ、ロに該当するものにあつては、実務経験証明書が必要となるため、法令による資格・免許欄に「実務経験による」と記入して「様式6-2」を添付する。 ・ 建設業法第7条第2号ハに該当する者にあつては、所有する資格を記入する。

工場製作期間の主任（監理）技術者の資格

工事名（本工事） 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

<p style="text-align: center;">フリガナ 配置予定技術者の氏名</p>	<p style="text-align: center;">フリガナ □□□□</p>
<p style="text-align: center;">最終学歴</p>	<p>〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇年卒業</p> <p><注意事項> 最終学歴は、法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。</p>
<p style="text-align: center;">法令による資格・免許^{注)}</p>	<p>1級電気工事施工管理技士 (交付年及び交付番号) 監理技術者資格者証（電・通） (交付年及び交付番号)</p>

注) 建設業法第7条2号イ、ロに該当するものにあつては、実務経験証明書が必要となるため、法令による資格・免許欄に「実務経験による」と記入し、「様式6-2」を提出すること。

注) 建設業法第7条第2号ハに該当する者にあつては、所有する資格を記入する。

現場工事期間の工事担当技術者の資格・工事経験

工事名(本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業 会社名
 専任期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

配置予定技術者 氏名	□□□□ (監理技術者)又は(主任技術者) ※いずれかを記載すること	
最終学歴	○○大学○○学部○○学科○○年卒業 ※法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。	
法令による資格・免許	監理技術者資格者証(水・機) (交付年・月・日及び交付番号) (有効期限令和○○年○○月○○日) 【「様式6-1」従事経験証明書を提出すること。】 【主任技術者で実務経験による場合は、実務経験証明書が必要となるため、「実務経験による」と記入し、「別記様式6-2」を提出のこと】 【必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。】	
工事経験の概要	工事名(実績工事)	○○市○○機械設備工事
	発注機関名	○○市【発注機関の名称とする。】
	工事場所	○○県○○市○○地内 【コリンズ又は契約書と同一とする。】
	請負代金額	¥ ○○○○… 【最終請負代金額】
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者等
	工事内容	(例)○○機械設備工事 【資格条件として求めている対象工事の設備名称等を記入】
コリンズ登録の有無	有(コリンズ登録番号) ・ 無	
申請時における他工事の従事状況	工事名(実績工事)	従事していない場合は、「無し」と記入し、CORINSの「工事従事情報(工事従事実績一覧)」の写しを添付する。 【注】従事している場合は①コリンズ又は契約書の写しを添付する。】
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者等
	本工事と重複する場合の 対応措置	【例文：本工事の現場に着手する前の○月○日に工事完了予定のため本工事に従事可能】 【本工事と従事工事との現場施工期間が重複していないことを確認する資料(様式8)を添付する。】
	コリンズ登録の有無	有(コリンズ登録番号) ・ 無

注) 工事内容は、入札公告6.1の工事経験並びに、入札説明書に示す該当の設備が含まれていることを簡潔に記載すること。

注) コリンズで配置予定技術者の氏名が確認できない場合は、「様式6-1」従事経験証明書を提出する。

注) 必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。

注) 様式8は、本工事と従事工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。

注) 副担当又は補佐等における工事経験により申請を行う場合は、下記の要件を満たすこととする。

- ・ 該当工事のコリンズに「担当技術者」として登録され、現場施工期間の全期間に従事していること。
- ・ 職務分担通知書及び施工計画書現場組織表等に副担当や補佐として明記されていること。
- ・ 工事打合簿等により、現場施工期間の全期間に従事し、主任(監理)技術者を補佐したことが確認できる資料を提出すること。

主任(監理)技術者の資格・工事経験 (代表者)

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
会社名 _____

配置予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

配置予定技術者の氏名 <small>フリガナ</small>		□□□□ (監理技術者)又は (主任技術者) ※いずれかを記載すること
法令による資格・免許		監理技術者資格者証 (交付年及び交付番号) 1級土木施工管理技士 (交付年及び交付番号)
工事経験の概要	工事名称 (実績工事)	
	発注機関名	〇〇市【発注機関の名称とする。】
	工事場所	【コリンズ又は契約書と同一とする】
	計画下水量	
	全体計画下水量	
	請負代金額	¥ 〇〇〇〇… 【最終請負代金額】
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任 (監理) 技術者等
	専任期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	工事内容	【建築工事の場合は、地上階数、地下階数及び建築面積、延べ面積を記載】
コリンズ登録の有無		有 (コリンズ登録番号) ・ 無
申請時における他工事の従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	従事していない場合は、「無し」と記入する。 【注）従事している場合は、本工事と現場施工期間が重複していないことを確認する資料を（様式8）を添付する。】
	コリンズ登録の有無	

注) 専任期間は、元請として施工し引渡し完了した施設において、着手から完成までの現場施工期間の1/2以上従事していること。

注) 工事内容は、入札公告6.1の工事実績が含まれていることを簡潔に記載すること。

注) コリンズで確認できない場合は、必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。

注) 様式8は、本工事と従事工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。

注) 担当技術者の工事経験により申請を行う場合は、下記のいずれかの要件を満たすこと。

- ・コリンズに、実績で求める工事の現場施工期間の1/2以上、実績工事の担当技術者として登録されていること。
- ・工事打合簿等により、実績で求める工事の現場施工期間の1/2以上、実績工事の担当技術者として従事したことが確認できること。

主任(監理)技術者の資格 (代表者以外)

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
会社名

配置予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

配置予定技術者の氏名		フリガナ □□□□ (監理技術者)又は(主任技術者) ※いずれかを記載すること
法令による資格・免許		1級土木施工管理技士(交付年及び交付番号) 監理技術者資格証(交付年及び交付番号)
申請時における他工事の従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	従事していない場合は、「無し」と記入する。 【注】従事している場合は、本工事と現場施工期間が重複していないことを確認する資料を(様式8)を添付する。】
	コリンズ登録の有無	有 (コリンズ登録番号) ・ 無

建築工事担当技術者の資格
(土木・建築工事における代表者)

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

配置予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

配置予定技術者の氏名		フリガナ □□□□
法令による資格・免許		1級建築施工管理技士 (交付年及び交付番号) 1級建築士 (交付年及び交付番号) 監理技術者資格証 (交付年及び交付番号)
申請時における他工事の従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	従事していない場合は、「無し」と記入する。 【注】従事している場合は、本工事と現場施工期間が重複していないことを確認する資料を(様式8)を添付する。】
	コリンズ登録の有無	有 (コリンズ登録番号) ・ 無

土木工事担当技術者の資格
(建築・土木工事における代表者)

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
会社名

配置予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

配置予定技術者の氏名 <small>フリガナ</small>		□□□□
法令による資格・免許		1級土木施工管理技士 (交付年及び交付番号) 監理技術者資格証 (交付年及び交付番号)
申請時における他工事の従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	従事していない場合は、「無し」と記入する。 【注】従事している場合は、本工事と現場施工期間が重複していないことを確認する資料を(様式8)を添付する。】
	コリンズ登録の有無	有 (コリンズ登録番号) ・ 無

工場製作期間の工事担当技術者の資格

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

フリガナ 配置予定技術者の氏名	フリガナ □□□□
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇年卒業 <注意事項> 最終学歴は、法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。
法令による資格・免許	監理技術者資格者証 (水・機) (交付年及び交付番号) <注意事項> ・ 建設業法第7条2号イ、ロに該当するものにあつては、実務経験証明書が必要となるため、法令による資格・免許欄に「実務経験による」と記入して「様式6-2」を添付する。 ・ 建設業法第7条第2号ハに該当する者にあつては、所有する資格を記入する。

設計担当技術者の資格・設計経験

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
会社名

配置予定技術者の氏名	□□□□	
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇年卒業 ※法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。	
法令による資格・免許	監理技術者資格者証 (機) (交付年及び交付番号) (有効期限令和〇〇年〇〇月〇〇日) 【「様式6-1」 従事経験証明書を提出すること。】 【監理技術者資格者証以外で申請の場合「実務経験による」と記入し、「別記様式6-3」を添付すること。】 【必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある】	
設計経験の概要	工事名 (実績工事)	〇〇市〇〇浄化センター水処理設備工事
	発注機関名	〇〇市
	工事場所	契約書と同一とする
	請負代金額	¥ 〇〇〇… (最終請負代金額を記入する。)
	工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	設計担当技術者等 【設計業務に従事していない主任 (監理) 技術者又は現場代理人では、設計経験として認めない。】
設計内容	〇〇設備工事 【資格条件として求めている対象の設備名称で記入。また、処理方式を記入する】 6. 反応タンク 1池 7. 汚泥返送配管 1式 8. 返送汚泥ポンプ 1台 9. 最終沈殿池 1池	

注) 副担当又は補佐等における設計経験により申請を行う場合は、下記の要件を満たすこととする。

- ・ 該当工事のコリンズに「担当技術者」として登録され、設計業務全般に副担当や補佐等として従事している。
- ・ 職務分担通知書・機器製作計画書等に副担当や補佐等として明記されている。
- ・ 設計業務全般に従事し、設計担当技術者を補佐したことが確認できる資料 (機器設計製作打合せ議事録、図面等) を提出する。

設計担当技術者の資格・設計経験

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
会社名 _____

配置予定技術者の氏名	フリガナ □□□□	
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇年卒業 ※法令による資格・免許 以外の実務経験で申請する場合のみ記載すること。	
法令による資格・免許	1級電気工事施工管理技士 (交付年及び交付番号) 監理技術者資格者証 (電・通) (交付年及び交付番号)	
設計経験の概要	工事名 (実績工事)	〇〇市〇〇浄化センター電気設備工事
	発注機関名	〇〇市
	工事場所	契約書に同じとする
	請負代金額	¥ 〇〇〇…
	工期	令和 年 月～令和 年 月
	従事役職	設計担当技術者等 【設計業務に従事していない主任 (監理) 技術者又は現場代理人では、設計経験として認めない。】
	設計内容	(例) 1. 受変電設備 (主変圧器〇〇kVA) 2. 水処理運転操作設備 3. 水処理計装設備 4. 監視制御設備 5. 自家発電設備 高圧 o r 低圧 (〇〇kVA) 【資格条件として求めている対象設備名称で記入】 【設計内容が確認できる資料を添付】

- 注) 設計担当の配置技術者の資格について
- ・電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者と同等以上の者であること。
 - ・実務経験の提出を必要とする者は「様式6-2」実務経験証明書を提出すること。
 - ・電気通信の資格等を求める工事の場合で実務経験の提出を必要とする者は、この欄に「通信は実務経験による」と記載すると共に「様式6-2」実務経験証明書を提出すること。
- 注) 入札公告の電気設備工事内容と同じ内容を求めているため、資格条件として求めている対象工事内容の設備名及び内容で簡潔に記入すること。
- 注) 「様式6-1」従事経験証明書を提出すること。
- 注) 必要に応じて「様式6-4」建設工事施工実績証明書を求める場合がある。
- 注) 副担当又は補佐等における設計経験により申請を行う場合は、下記の要件を満たすこととする。
- ・該当工事のコリズに「担当技術者」として登録され、設計業務全般に副担当や補佐等として従事している。
 - ・職務分担通知書・機器製作計画書等に副担当や補佐等として明記されている。
 - ・設計業務全般に従事し、設計担当技術者を補佐したことが確認できる資料 (機器設計製作打合せ議事録、図面等) を提出する。

特定建設共同企業体・代表者以外の設計担当技術者届出書

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

配置予定技術者の氏名 <small>フリガナ</small>	<small>フリガナ</small> □□□□
所属	□□□□

管 理 技 術 者

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

氏 名		生 年 月 日	
所 属 ・ 役 職		専 門 分 野 (職 種)	
学 歴	(学校・学科) (卒業年月日)	職 歴	
技 術 士 資 格	(技術部門) (選 択 科 目) (登 録 番 号) (登録年月日)	法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許	
入札説明書 に示す設計 担当技術者 の設計経験			

- 【 注 】
1. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）について記載すること。
 2. 「法令による資格・免許」は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道））以外の技術部門）、一級建築士、下水道技術検定、RCCM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。
 3. 同種工事の実績の記載にあたっては、処理方式等を明記すること。（処理場の場合・・・処理方式、ポンプ場の場合・・・汚水・雨水・合流式の別、管渠の場合・・・工法等、計画設計工事の場合・・・汚水・雨水・合流式の別）
 4. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

(様式5-4) [設計]

設計担当技術者

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

氏名		生年月日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学歴	(学校・学科) (卒業年月日)	職歴	
技術士資格	(技術部門) (選択科目) (登録番号) (登録年月日)	法令による 資格・免許	
過去の 実務経験			

- 【注】
1. 入札説明書等に記載する必要職種について、設計担当技術者ごとに作成すること。
 2. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道—下水道）について記載すること。
 3. 「法令による資格・免許」は、
土木工事：技術士（建設部門）、一級土木施工管理技士、
建築工事：一級建築士、
電気設備工事：入札説明書別紙1（6）に示す主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を記載すること。
 4. 「過去の実務経験」は土木工事・建築工事は担当技術者として3年以上の実務経験を記載すること。
 5. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

(様式 5-5) [設計]

設 計 照 査 技 術 者

工事名 (本工事) 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

氏 名		生 年 月 日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学 歴	(学校・学科) (卒業年月日)	職 歴	
技 術 士 資 格	(技術部門) (選択科目) (登録番号) (登録年月日)	法令によ る 資格・免許	
過 去 の 実 務 経 験			

- 【注】
1. 入札説明書等に記載する必要職種について、照査担当技術者ごとに作成すること。
 2. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道）について記載すること。
 3. 「法令による資格・免許」は、
土木工事：技術士（建設部門）、一級土木施工管理技士、
建築工事：一級建築士、
電気設備工事：入札説明書別紙1（6）に示す主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を記載すること。
 4. 「過去の実務経験」は実務経験を記載すること。
電気設備工事：入札説明書別紙1（6）に示す主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を記載すること
 5. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

従事経験証明書

下記のとおり従事経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
商号又は名称
代表者氏名 印

記

(フリガナ)		雇用されている期間	令和 年 月 日 から
技術者の氏名			現在に至る

工事名	発注機関名	工事場所	請負代金額	工期	従事役職	工事内容
〇〇市 〇〇処理場 水処理設備工事	〇〇市	〇〇〇〇	¥〇〇〇	令和〇年〇月～令 和〇年〇月	現場代理人主任 (監理) 技術者等	最初沈澱池設備、反応タンク設備、最終沈殿 地設備

- 注) 主任(監理)技術者については、現場管理業務に従事していない設計担当技術者の経験では認めない。
- 注) 設計担当技術者については、設計業務に従事していない主任(監理)技術者又は現場代理人の経験では認めない。
- 注) 工事場所等は契約書と同じとする。
- 注) 工事内容は、資格条件として求めているすべての対象設備名称を記入。
- 注) 実績は、元請けの実績のみ記載する。
- 注) 従事役職は、主任(監理)技術者の場合、コリンズで確認し、設計担当技術者の場合、図面・仕様書又は打合せ議事録等で確認する。

従事経験証明書

下記のとおり従事経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
商号又は名称
代表者氏名 印

記

(フリガナ)		雇用されている期間	令和 年 月 日 から
技術者の氏名			現在に至る

工事名	発注機関名	工事場所	請負代金額	工期	従事役職	工事内容
○市 ○○処理場 電気設備工事	○○市		¥○○..	令和○年○月～ 令和○年○月	現場代理人・主任 (監理)技術者・設 計担当技術者等	受変電設備
○○市 ○浄化センター電 気設備工事	○○町		¥○○..	令和○年○月～ 令和○年○月	現場代理人・主任 (監理)技術者・設 計担当技術者等	運転操作設備、計装設備、監視制御 設備

注) 主任(監理)技術者については、現場管理業務に従事していない設計担当技術者の経験では認めない。

注) 設計担当技術者については、設計業務に従事していない主任(監理)技術者又は現場代理人の経験では認めない。

注) 工事場所等は契約書と同じとする。

注) 工事内容は、資格条件として求めているすべての対象設備名称を記入。

注) 実績は、元請けの実績のみ記載する。

注) 従事役職は、主任(監理)技術者の場合、コリンズで確認し、設計担当技術者の場合、図面・仕様書又は打合せ議事録等で確認する。

従事経験証明書

下記のとおり従事経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
商号又は名称
代表者氏名 印

記

(フリガナ)		雇用されている期間	令和 年 月 日 から
技術者の氏名			現在に至る

工事名	発注機関名	工事場所	請負代金額	工期	従事役職	工事内容

実務経験証明書

下記の者は機械設備工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 印

記

(フリガナ)				雇用されている 期 間	令和 年 月 日 から 現在に至る
技術者の氏名		生年月日			
最終学歴(指定学科のみ)		卒業年月			
有する資格		番 号			
使用者の商号又は名称					

発注機関名	請負代金の額 (千円)	職名	実務経験の内容	実務経験年数		指導監督の実務経験年数	
				年 月～ 年 月	か月	年 月～ 年 月	か月
〇〇町	***, ***	工事担当	〇〇浄化センター〇〇設備工事 (ポンプ設備工事)	〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月	〇年 〇月～ 〇年 〇月	か月
〇〇市	***, ***	工事主任	〇〇浄化センター〇〇設備工事 (水処理設備工事)	〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月	年 月～ 年 月	か月
		現場主任		〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月	年 月～ 年 月	か月
		現場監督		〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月	年 月～ 年 月	か月
		現場主任		年 月～ 年 月	か月	年 月～ 年 月	か月
				合計 〇年 〇か月		合計 〇年 〇か月	

注) 実績は、元請けの実績のみとし、請負代金額が1000万円以上の工事について記載する。

注) 会社における職名ではなく、「工事現場主任」、「工事現場監督者」等の工事を行ったときの立場を記入する。

注) 実務経験の内容には次の機械設備工事内容から選別し、主たる設備内容を記入する。(ポンプ設備、送風機設備、水処理設備、汚泥処理設備、汚泥焼却設備等)

注) 実務経験年数は工事の工事契約工期ではなく、技術者が対象工事内容の工事に実際に携わった期間を記入する。

注) 指導監督の実務経験年数は、4500万円以上の請負代金額の工事に限る。(ただし、主任技術者の実務経験の場合は記載不要)

注) 最終学歴は、大学院、専門学校は指定学科に該当しない。

実務経験証明書

□: 下記の者は電気工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。
□: 下記の者は電気通信工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
商号又は名称
代表者氏名 印

記

(フリガナ)				雇用されている 期 間	令和 年 月 日 から 現在に至る
技術者の氏名	〇〇 〇〇	生年月日			
最終学歴(指定学科のみ)	〇〇 学校 〇〇 部 〇〇 科	卒業年月			
有する資格		番 号			
使用者の商号又は名称					

発注機関名	請負代金の額 (千円)	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
				年 月	年 月
〇〇町		設計担当	〇〇浄化センター電気設備工事(運転操作設備工事)	年 月	年 月
〇〇市		設計担当	〇〇処理場電気設備工事(受変電設備工事)	年 月	年 月
〇〇市		設計担当補助	〇〇処理場電気設備工事(監視制御設備工事)	年 月	年 月
				年 月	年 月
				年 月	年 月
				合計	年 月

- 注) 電気工事又は電気通信工事のどちらかを■印する。(各々の実務経験の場合は、別々に作成する)
- 注) 電気工事の実務経験の内容には次の工事内容から選別し、主たる設備内容を記入する。(受変電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備、自家発電設備)
- 注) 電気通信工事の実務経験の内容には次の工事内容から選別し、主たる設備内容を記入する。(監視制御装置、情報制御設備等)
- 注) 実績は、元請けの実績のみ記載する。
- 注) 現場の実務経験年数は工事契約工期ではなく技術者が対象工事内容の工事に実際に携わった期間を、設計の実務経験年数は技術者が対象工事内容の設計に実際に携わった期間を記入する。
- 注) 「職名」は会社における職名ではなく、工事の場合は「工事現場主任」、「工事現場監督者」等の工事を行ったときの立場を、設計の場合は「設計担当」、「設計担当補助」等の設計を行ったときの立場を記入する。
- 注) 最終学歴は、大学院、専門学校は指定学科に該当しない。

実務経験証明書

下記の者は機械工事に關し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
 商号又は名称
 代表者氏名 印

記

(フリガナ)				雇用されている 期 間	令和 年 月 日 から 現在に至る
技術者の氏名		生年月日			
最終学歴 (指定学科のみ)		卒業年月			
有する資格		番 号			
使用者の商号 又は名称					

発注機関名	請負代金の額 (千円)	職名	実務経験の内容	実務経験年数			指導監督の実務経験年数		
				年 月～	年 月	か月	年 月～	年 月	か月
				年 月～	年 月	か月	年 月～	年 月	か月
				年 月～	年 月	か月	年 月～	年 月	か月
				年 月～	年 月	か月	年 月～	年 月	か月
				年 月～	年 月	か月	年 月～	年 月	か月
				年 月～	年 月	か月	年 月～	年 月	か月
				合計 年 月			合計 年 月		

実務経験証明書（設計担当技術者）

下記の者は機械工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 印

記

(フリガナ)				雇用されている 期 間	令和 年 月 日 から 現在に至る
技術者の氏名		生年月日			
最終学歴(指定学科のみ)		卒業年月			
有する資格		番 号			
使用者の商号又は名称					

発注機関名	請負代金の額 (千円)	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
〇〇町	***,***	設計担当	〇〇浄化センター〇〇設備工事（ポンプ設備工事）	〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月
〇〇市	***,***	設計担当	〇〇浄化センター〇〇設備工事（ポンプ設備工事）	〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月
				〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月
				〇年 〇月～ 〇年 〇月	〇か月
				年 月～ 年 月	か月
				合計 〇年	〇か月

注) 実績は、元請のみ記載し、請負代金額が1000万円以上の工事について記載する。

注) 実務経験の内容には次の機械設備工事内容から選別し、主たる設備内容を記入する。（ポンプ設備、送風機設備、水処理設備、汚泥処理設備、汚泥焼却設備等）

注) 実務経験年数は工事の工事契約工期ではなく、技術者が対象工事内容の設計に実際に携わった期間を記入する。

注) 職名は、会社における職名ではなく、「設計担当」、「設計補助」等の設計を行ったときの立場を記入する。

建設工事施工実績証明書

令和 年 月 日

様

申請者
住所
商号又は名称
代表者氏名 印

日本下水道事業団へ提出する競争入札参加資格確認資料に添付するため、下記のとおり施工し完成したことを証明願います。

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
工 期	
受 注 者	
配置技術者 (現場代理人)	
(主任技術者)	
(監理技術者)	
(設計担当技術者)	
工 事 概 要	

上記工事を施工し完成したことを証明する。

令和 年 月 日

工事発注機関名
証明者職名
証明者氏名 印

工 事 工 程 表

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

本工事の配置予定期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

年 月 項 目	令和〇〇年						令和〇〇年												令和 年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
工 事 名 (他工事) : 〇〇〇〇〇浄化センター水処理設備工事その〇 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更見込みの専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 従事役職 :																				
据付工事・試運転																				
工 事 名 (他工事) : 〇〇〇〇〇浄化センター水処理設備工事その〇 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更見込みの専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 従事役職 :																				
設計																				
購入品手配・内作品製作																				
据付工事・試運転																				

注1) 従事工期が重複する工事が複数ある場合、すべての工事について記載すること (複数枚も可)

注2) 本工事の配置予定期間と他工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。

工事工程表

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

本工事の配置予定期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

年 月 項 目	令和〇〇年						令和〇〇年												令和 年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
工 事 名 (他工事) : 〇〇〇〇〇浄化センター電気設備工事その〇 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更見込みの専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 従事役職 :																				
据付工事・試運転																				
工 事 名 (他工事) : 〇〇〇〇〇浄化センター電気設備工事その〇 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更見込みの専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 従事役職 :																				
設計																				
購入品手配・内作品製作																				
据付工事・試運転																				

注1) 従事工期が重複する工事が複数ある場合、すべての工事について記載すること (複数枚も可)

注2) 本工事の配置予定期間と他工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。

工 事 工 程 表

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名

本工事の配置予定期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

年 月	令和 年						令和 年												令和 年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
項 目	工 事 名 (他工事) : 〇〇〇〇〇浄化センター 工事その〇 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更見込みの専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 従事役職 :																			
	工 事 名 (他工事) : 〇〇〇〇〇浄化センター 工事その〇 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在の専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更見込みの専任期間 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 従事役職 :																			

注1) 従事工期が重複する工事がある場合、全ての工事について記載すること（複数枚も可）。

注2) 本工事の配置予定期間と他工事の契約期間が重複する場合のみ提出すること。

指名停止措置についての通知書

当社は、下記工事に係る競争参加資格確認申請書の提出にあたり 令和 年 月 日時点において、 県又は 市より指名停止の措置を受けていないことを通知します。

なお、落札者の決定の時までに 県又は 市より指名停止の措置を受けた場合は、遅滞なく連絡するとともに、開札後に本通知書と異なる事実が判明した場合は、競争参加資格がない者のした入札として、入札公告等に記載された措置を受けることに異存ありません。

記

工 事 名 :

住所

商号又は名称

氏名

印

日本下水道事業団

契約職 東日本本部長 殿

指名停止措置についての確認書（契約書案提出時）

当社は下記工事に係る契約書案の提出にあたり、以下の期間に_____より指名停止の措置を受けていないことを通知します。

なお、契約締結後、以下の期間に_____より指名停止の措置を受けていたことが判明した場合は、速やかに連絡するとともに、競争参加資格を満たさないものとして入札又は見積並びに本契約が無効となることを確認します。

また、日本下水道事業団等の指名停止期間中に当該指名停止業者と下請契約（複数次の下請契約を含む。）を締結しません。

一般競争入札方式(事後審査)の場合：競争参加申請書の提出期限の日から落札候補者の決定の時まで

一般競争入札方式(総合評価)の場合：競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の時まで

随意契約方式による場合：見積依頼日から見積の時まで

記

工 事 名 : _____

以 上

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

受 領 書

公告文の工事名 _____

会 社 名 _____

提 出 者 名 _____

提 出 年 月 日 令和 年 月 日

日本下水道事業団

競争参加資格確認申請書 (提出者連絡先)

- 工事名

- 業者名

- 支店名・担当部署

- 担当者名

- 住所 〒

- 電話番号

- F A X 番号

- メールアドレス

令和 年 月 日

申出書 (配置予定技術者の不配置)

日本下水道事業団
契約職 東日本本部長
殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

工 事 名

上記について、入札書を提出しているところですが、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより配置予定技術者を配置できなくなった旨申し出ます。

【落札又は落札候補者となった他の工事及び配置できなくなった技術者の氏名】

発注機関名

工 事 名

落札又は落札候補者となった日 令和 年 月 日

配置予定技術者 (本工事に配置できなくなった技術者) の氏名

配置期間

担当者連絡先： ○○○○ (株) ○○支店○○部○○課
○○ ○○
TEL ○○-○○○-○○○○
FAX ○○-○○○-○○○○
E-mail *****@****. **. **. jp

注 1) 本申出書を提出する際に他工事を落札したことを証明する資料 (落札者決定通知書等) の写しを必ず添付すること。

注 2) 申請した配置予定技術者が配置できなくなり、本工事の辞退申請を行った場合に提出すること。

令和 年 月 日

申出書 (複数名申請した配置予定技術者の取下げ)

日本下水道事業団
契約職 東日本本部長
殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

工 事 名

上記について、複数名の配置予定技術者を申請のうえ、入札書を提出しているところですが、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより一部の配置予定技術者を配置できなくなった旨申し出ます。

【落札又は落札候補者となった他の工事及び配置できなくなった技術者の氏名】

発注機関名

工 事 名

落札又は落札候補者となった日 令和 年 月 日

配置予定技術者 (本工事に配置できなくなった技術者) の氏名

配置期間

【本工事に配置可能な技術者の氏名】

担当者連絡先： ○○○○ (株) ○○支店○○部○○課
○○ ○○
TEL ○○-○○○-○○○○
FAX ○○-○○○-○○○○
E-mail *****@*****. **. **. jp

注 1) 本申出書を提出する際に他工事を落札したことを証明する資料 (落札者決定通知書等) の写しを必ず添付すること。

注2) 申請した複数名の主任 (監理) 技術者のうち、一部の技術者が本工事に配置できなくなった場合に提出する。

(様式13) [JV・機械・電気・土木・建築]

日本下水道事業団

企画調整課御中

(FAX - -)

技術資料(事前申請書)郵送連絡書

下記工事の技術資料(事前申請書)を送付したので標記をFAXします。

- ・ 送付年月日 令和 年 月 日
- ・ 工事名
- ・ 会社名
- ・ 支店名・担当部署
- ・ 担当者名
- ・ 住所 〒
- ・ 電話番号
- ・ FAX番号
- ・ メールアドレス

※ 以下の書類貼付欄に必ず「提出期限の前日」が確認できる資料を貼付のうえ、FAXしてください。

書類貼付欄

書留などの「記録郵便物等受領証」又は
「信書便の受付印」貼付欄

特定建設共同企業体の登録受付について

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の登録受付について、次のとおり公告します。

令和 年 月 日

日本下水道事業団 契約職

東日本本部長 渡辺 志津男

1 特定建設共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の組合せ等

本工事に係る 令和 4 年 11 月 28 日 付け一般競争入札に係る掲示によることとする。

(2) 構成員の技術的条件

構成員は、本工事に係る 令和 4 年 11 月 28 日 付け一般競争入札に係る掲示の施工実績に係る技術的条件を満たしていること。

(3) 構成員の営業年数

構成員は、本工事に係る 令和 4 年 11 月 28 日 付け一般競争入札に係る掲示の資格要件に示す建設業の許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等と取り扱うことができるものとする。

(4) 出資比率

甲型の特定建設共同企業体にあつては、全ての構成員が均等割の 10 分の 6 以上の出資比率とすること。

(5) 代表者の要件

特定建設共同企業体の代表者は、施設のプラント部分（機械設備に限る）の建設を行う者とし、甲型の特定建設共同企業体にあつては構成員の中で最大の施工能力を有する者であつて、その出資比率が構成員中最大であること。

2 申請書の提出方法等

(1) 申請書の提出方法

申請者は、特定建設共同企業体登録申請書に特定建設共同企業体協定書（甲型または乙型）の写しを添付し、持参又は送付（郵送又は宅配便により提出期間中必着のこと。ただし、提出期限の前日（祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）すること。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒113-0034 東京都文京区湯島2丁目31番27号 湯島台ビル5階

日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課

電話 03-3818-1448

電子メール jshigashi-kikaku-koji@jswa.go.jp

(3) 提出期間

本工事に係る競争参加資格確認申請書の提出期間に同じ。 16時00分まで。

3 資格の有効期間

特定建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成後1年までの間とする。なお、発注者は必要に応じて有効期間を延長することができる。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

(別記様式 8 - 2)

特定建設共同企業体登録申請書

令和 年 月 日

日本下水道事業団

契約職 東日本本部長 殿

申請者

(企業グループ代表者)

住所

商号又は名称

役職・氏名

印

今般、貴事業団発注に係る岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業の入札に参加したいので、特定建設共同企業体協定書(甲型または乙型)の写しを添えて特定建設共同企業体の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

特定建設共同企業体名			
担当所属部署			
担当者氏名		TEL	

(切り取り線)

特定建設共同企業体登録受付票

受付年月日・印	※
---------	---

受付番号	※
特定建設共同企業体名	
工事名	

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版とする。

2 ※印欄は、受付時に記載する。

(別記様式 8 - 3)

特定建設共同企業体協定書 (甲型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 日本下水道事業団 契約職 東日本本部長発注に係る〇〇建設工事 (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
- 1 2ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
 - 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として債務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書△通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

(注) △の部分には2者の共同企業体時は「2」、3者の共同企業体時には「3」と記載する。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

※ 内は提出時には記載の必要なし。

(別記様式 8 - 4)

特定建設共同企業体協定書 (乙型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 日本下水道事業団 契約職 東日本本部長発注に係る〇〇建設工事 (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
- 1 2ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
 - 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもつて請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れないものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項から第3項までを準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書△通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

(注) △の部分には共同企業体の構成員数を記載する。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

※ 内は提出時には記載の必要なし。

特定建設共同企業体調書 (乙型)

事業体名称 :

共同企業体

代 表 者	所 在 地 :
	商号又は名称 :
	代 表 者 :
代 表 者	担当者 所 属 :
	氏 名 :
	TEL : FAX :
代 表 者	E-mail :
	本事業での役割 (業務分担を簡潔に記入。各分担内容は重複しないこと。分担内容における製作と施工は一体であること。)
	所 在 地 :
代表者以外の 構成員	商号又は名称 :
	代 表 者 :
	担当者 所 属 :
代表者以外の 構成員	氏 名 :
	TEL : FAX :
	E-mail :
代表者以外の 構成員	本事業での役割 (業務分担を簡潔に記入。各分担内容は重複しないこと。分担内容における製作と施工は一体であること。)
	所 在 地 :
	商号又は名称 :
代表者以外の 構成員	代 表 者 :
	担当者 所 属 :
	氏 名 :
代表者以外の 構成員	TEL : FAX :
	E-mail :
	本事業での役割 (業務分担を簡潔に記入。各分担内容は重複しないこと。分担内容における製作と施工は一体であること。)

(様式20-1)

入札説明書に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及の内容
例	1 (半角)	3 (半角)	3.5 (半角)	3.5.1 (半角)		文言記入	(1頁 3.5.1に関する質疑の番号例)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-2)

入札説明書別紙に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及の内容
例	1 (半角)	1 (全角)	【1】 (全角)	① (全角)		文言記入	(1頁 1 【1】 ①に関する質疑の番号例)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-3)

要求水準書に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容
例	1 (半角)	第1章 (全角)	1-1 (半角)	1-1-3 (半角)	(1) (半角)	文言記入	(1頁 第1章 1-1-3(1)に関する質疑の番号例)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-4)

落札者決定基準に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容
例	3 (半角)	2 (半角)	(2) (半角)	1) (半角)		文言記入	(3頁 2. (2) 1)に関する質疑の番号例)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版)のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-5)

基本協定書(案)に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容
例	3 (半角)	7 (全角)	2 (全角)	(1) (全角)	文言記入	(3頁 第7条 2 (1)に関する質疑の番号例)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版)のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-6)

工事請負契約書(案)に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容
例	2 (半角)	1 (全角)	2 (全角)		文言記入	(2頁 第1条 2に関する質疑の番号例)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版)のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-7)

維持管理・運營業務委託契約書(案)に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容
例	4 (半角)	9 (全角)	2 (全角)	一 (全角)	文言記入	(4頁 第9条 2 一に関する質疑の番号例)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版)のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-8)

肥料売買契約書(案)に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容
例	2 (半角)	1 (全角)	2 (全角)		文言記入	(2頁 第1条 2に関する質疑の番号例)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版)のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

(様式20-9)

様式集に関する質疑

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

質疑者	商号又は名称	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

質疑数合計 問

質疑

No.	様式	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容
例	第Ⅲ-14-1号	1 (半角)	① (半角)	(半角)		文言記入	(様式第Ⅲ-14-1号 1-①に関する質疑の番号例)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※必ず本様式を用いて、MS-Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。 また、質疑数に応じて行を追加してください。

技術提案書 (正本)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者

所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____ 印

令和4年11月28日付けで入札公告のありました「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業」に関し、入札公告に基づき、技術提案書(正本)を提出します。

なお、同時に提出する副本については、正本の内容と相違ありません。

連絡先 部署 _____
担当者 _____
電話番号 _____

※この欄は記載しないでください

※注意事項

- 1 技術提案書は、正本1部、副本12部を提出すること。
- 2 「所在地」、「商号又は名称」、「代表者」を記載し、代表者印を押印のうえ提出すること。
- 3 正本及び副本は、様式30-1から様式40-7まで(図面及び添付資料含む)の全てをA4ファイルに一括して綴じ、提出すること。なお、1冊に収まらない場合は分冊も可とする。また、各様式の一枚目にインデックス(様式〇-〇)を付すこと。
- 4 製本のサイズは、A4判とし、A3判はA4判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。なお、A3判以上の資料を添付する場合も同様とする
- 5 副本の作成にあたっては、社名やロゴマーク等入札参加希望者を特定できる表記はしないこと。また、技術提案書を作成した入札参加希望者が推定できるような記述についても行わないこと。正本については、内容確認に必要となる社名等は記載すること。
- 6 提案内容は、次のような内容にならないこと。
 - ・ 提案内容が抽象的で内容を把握できないもの。
 - ・ 提案の表現が曖昧で実現性を判断できない、又は、提案の実行性の有無を確認できないもの。
 - ・ 提案内容が根拠に基づく明確な効果が認められないもの。
 - ・ 努力目標を記載し、提案内容の実施を意図しないもの。
- 7 その他、詳細については、「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業様式集」の「3 技術提案書作成要領」の内容を十分留意したうえ作成すること。

技術提案書 (副本)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

※この欄は記載しないでください

令和4年11月28日付けで入札公告のありました「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業」に関し、入札公告に基づき、技術提案書(副本)を提出します。

※注意事項

- 1 技術提案書は、正本1部、副本12部を提出すること。
- 2 「所在地」、「商号又は名称」、「代表者」を記載し、代表者印を押印のうえ提出すること。
- 3 正本及び副本は、様式30-1から様式40-7まで(図面及び添付資料含む)の全てをA4ファイルに一括して綴じ、提出すること。なお、1冊に収まらない場合は分冊も可とする。また、各様式の一枚目にインデックス(様式〇-〇)を付すこと。
- 4 製本のサイズは、A4判とし、A3判はA4判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。なお、A3判以上の資料を添付する場合も同様とする
- 5 副本の作成にあたっては、社名やロゴマーク等入札参加希望者を特定できる表記はしないこと。また、技術提案書を作成した入札参加希望者が推定できるような記述についても行わないこと。正本については、内容確認に必要となる社名等は記載すること。
- 6 提案内容は、次のような内容にならないこと。
 - ・ 提案内容が抽象的で内容を把握できないもの。
 - ・ 提案の表現が曖昧で実現性を判断できない、又は、提案の実行性の有無を確認できないもの。
 - ・ 提案内容が根拠に基づく明確な効果が認められないもの。
 - ・ 努力目標を記載し、提案内容の実施を意図しないもの。
- 7 その他、詳細については、「岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業様式集」の「3 技術提案書作成要領」の内容を十分留意したうえ作成すること。

(様式 30-3)

業務概要書

応募者番号	
-------	--

(様式 30-3)

内 容	
<p>※本事業に対する業務実施概要、スキーム、汚泥有効利用施設の特色等について、簡潔にまとめ、分かりやすく記述すること。</p>	
※A3 版 1 ページ以内 (図面・表等を含む)	応募者番号

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
記載例	全体計画	主要施設、設備の配置	効率的、合理的な施設配置とすること。	4	○	・肥料化物搬出、薬品搬入車両動線が脱水汚泥搬入車動線と極力交わらないよう、それぞれの位置を敷地南側とし、安全とスムーズな動線を確保した。 ・汚泥の搬送は南西から北東へと無駄のない流れとし、管理動線、コスト削減に配慮した。 ・また、分かりやすい緊急時の通路確保を行い、維持管理者のほか、見学者に対しても安全性を確保した。	様式〇一〇、P20
記載例	事前調査	事前調査	事業者は自らの責任及び費用において、本工程に必要な測量調査、地質調査、電波障害調査等を行うこと。	9	○	左記のとおり対応する。	—
1	基本的な条件	基本的要求事項	本事業の基本的要求事項は以下の3点である。事業者はこれらを満たすための最適な提案を行うこと。 ・財務負担の縮減 ・臭気の抑制を図った施設 ・地域貢献	5			
2	基本的な条件	建設用地	業者は候補地A,B,Cの3か所の建設用地から事業者が最も適切に事業の実施が行える用地(複数個所の選択も可)を選択し提案すること。 なお、候補地Aとする場合、藤崎ポンプ場からの圧送管が埋設されていることから、これを避けた配置を検討し、避けることが難しい場合も圧送管の移設工事が少なくなる配置を提案すること。 また、候補地Bに配置する場合、管理用道路の通行を確保し、既設の雨水排水路を撤去する場合は付替道路と共に移設するものとし、また、付近にし尿受入施設希釈水管および弘前市下水処理場放流管が布設されているため、これを避けた位置に建設すること。なお、植栽を撤去する場合、移設するかを事業団、県と協議して決定すること。 候補地Cに配置する場合は建設に支障となる既設消化槽等の撤去を実施すること。	5			
3	基本的な条件	敷地の立地条件	(1)敷地の区域概要、規制等は、「別紙1 規制等」のとおり。 (2)建設場所の既存土質調査は、「別紙2 土質条件」のとおり。 (3)建設及び維持管理においては、岩木川浄化センターの維持管理業務の妨げにならないようにすること。 (4)場内への資機材搬入及び搬出道路の使用にあたっては、場内外の周辺道路への影響に十分留意すること。 (5)岩木川浄化センター内において、本事業とは別途の工事や調査等が行われることがあるため、必要な調整・協議・協力を事業団および県と行うこと。	9			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
4	基本的な条件	施設規模	脱水汚泥量は70t/日とする。 但し、上記の数値は日平均の脱水汚泥量であり、1日最大汚泥量90t/日、月平均汚泥量79t/日(年間平均の12%増)となることあるため、変動を考慮した施設とすること。「別紙19 汚泥性状等」に脱水汚泥量の実績の変動を示す。 また、脱水汚泥量予測を図6に示す。事業者は、変動を考慮した維持管理・運営計画を立案すること。	10			
5	基本的な条件	脱水汚泥性状	脱水汚泥性状を表1、図7に示す。記載の変動範囲に対応出来る施設とすること。	11			
6	基本的な条件	主要設備の技術要件	本事業において採用する設備は、入札公告時点において、国土交通省国土技術政策総合研究所、地方共同法人日本下水道事業団又は公益財団法人日本下水道新技術機構のいずれかによる実証事業、共同研究、評価等がなされたもの、又は当該技術を発展、改善した技術であり、実証事業、共同研究、評価等がなされた技術と同等以上の信頼性が認められるもの、又は国内において1年以上の安定的な稼働実績(下水道法上の終末処理場(以下「下水処理場」という。)又は下水道類似施設)がある技術とする。 当該技術要件は、前述した主要な機器又は設備を対象としたものであり、ポンプ、弁類等、主要機器の補機にあたる機器等については、事業者が任意に選定する。	12			
7	基本的な条件	事業者の業務範囲	1) 実施設計 ① 土木工事に関する基本・詳細設計・撤去設計(※候補地A～Cの配置案による) ② 建築工事に関する基本・詳細設計・撤去設計(※候補地A～Cの配置案による) ※計画通知申請手続き及び申請に伴う前願申請書、敷地面積・延床面積・建築可能面積の整理を行うこと ③ 建築設備工事に関する基本・詳細設計・撤去設計(※候補地A～Cの配置案による) ④ 機械設備工事に関する基本・詳細設計 ⑤ 電気設備工事に関する基本・詳細設計 ⑥ 汚泥焼却設備の撤去に関する基本・詳細設計 ⑦ 設計管理および設計状況の事業団への報告	12			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
8	基本的な条件	事業者の業務範囲	2) 建設工事 ① 土木工事 本施設に係る土木構造物および場内整備に関する建設工事。 ② 建築工事 本施設に係る建築物および建築付帯設備に関する建設工事。 ③ 建築設備工事 本施設に係る建築設備に関する建設工事。 ④ 機械設備工事 本施設に係る機械設備に関する建設工事。 ア. 脱水汚泥供給設備 イ. 肥料化設備(前処理、発酵施設等) ウ. 肥料化設備(製品化)(必要な場合) エ. 肥料化製品受渡施設 オ. 脱臭設備 カ. 用水設備 ク. ユーティリティ(用役)設備 ケ. 配管・ダクト設備 コ. その他必要となる機械設備に関する建設工事 ⑤ 電気設備工事 本施設に係る電気設備に関する建設工事。 ア. 受変電設備 イ. 自家発電設備(必要な場合) ウ. 特殊電源設備 エ. 運転操作設備 オ. 計装設備 カ. 監視制御設備 キ. 既設管理本館1階電気室本施設き電盤への動力配線接続 ク. 既設汚泥処理棟1階電気室本施設用中継端子箱の設置および制御計装配線接続 ケ. その他必要となる電気設備に関する建設工事 ⑥ 汚泥焼却設備の撤去工事 ⑦ 本施設の設置および稼動に必要な許認可の取得および届け出の提出 (県が取得すべき許認可および県が提出すべき届出を除く。) ⑧ 工事管理および工事状況の事業団への報告 ⑨ 県工事との調整 ⑩ 浄化センター維持管理者との調整 ⑪ その他本工事を実施する上で必要な業務	12			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
9	基本的な条件	事業者の業務範囲	③維持管理・運営業務 ① 運転管理業務 ② 保守点検業務 ③ 浄化センター維持管理者との調整 ④ 修繕業務 ⑤ 消耗品および薬品、燃料の調達管理業務 ⑥ 周辺住民対応に関する協力 ⑦ 事業場所の清掃・除雪(屋根の積雪荷重を考慮した場合における、屋根の除雪も含める) ⑧ 維持管理・運営状況の県への報告 ⑨ 肥料の管理業務(製造量、品質、安全等) ⑩ 肥料の施用による影響調査および適正な施用の指導、助言 ⑪ 本施設見学者の対応に関する協力 ⑫ 製造された肥料の利用先の確保、流通、販売 ⑬ 肥料登録 ⑭ 県からの肥料の購入 ⑮ 本施設のストックマネジメント計画、更新事業への協力 ⑯ 維持管理・運営に係るセルフモニタリングとその報告 ⑰ その他本事業を実施する上で必要な業務、届け出の提出	13			
10	基本的な条件	事業者による許認可、届出等	(1) 本事業を履行するために必要とされる許認可及び届出(以下「許認可等という」)について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。ただし、県が取得、維持する許認可及び県が提出すべき届出は除く。 (2) 県が行う交付金申請等に係る諸手続に関して、事業者は申請図書の作成補助その他必要な協力をを行う。 (3) 事業者は受注後速やかに必要な敷地及び面積を提示し、候補地B、Cにおいて県が実施する弘前市からの土地の譲渡手続きが速やかに実施出来るよう、協力すること。	14			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
11	基本的な条件	関係法令等の遵守	<p>本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。なお、関係法令は最新版を使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・環境基本法 ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・水質汚濁防止法 ・土壌汚染対策法 ・消防法 ・建築基準法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・労働者災害補償保険法 ・電気事業法 ・都市計画法 ・建設業法 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・建築物エネルギー消費性能適合性判定 ・計量法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・肥料の品質の確保等に関する法律 ・その他関係する法律、命令、条例、規則、要綱および通知等 	15			
12	基本的な条件	基準、指針、仕様書等	<p>本事業の実施にあたっては、原則、次の基準および仕様書等に準拠すること。ただし、次に示した基準および仕様書等以外のものであっても、本施設の機能および性能を十分に確保できるものであれば、実施設計・建設工事期間は事業団、維持管理・運営、肥料売買期間は県の承諾を得た場合に限り、採用を認める。なお、基準および仕様書等は最新のものを使用すること。</p>	15			
13	基本的な条件	環境への配慮	<p>(1)騒音、悪臭、粉塵、排出ガス対策 本事業の実施にあたり、「別紙1 規制等」に示す基準値以下とし、周辺住民等の生活環境を損なうことのないように実施すること。</p>	18			
14	基本的な条件	環境への配慮	<p>(2)温室効果ガス排出量の削減 事業者は、エネルギー使用量の削減と再生可能エネルギーの活用によって、温室効果ガス排出量の削減に取り組むこと。</p>	18			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
15	設計・建設	脱水汚泥の供給方法	①ケーキ移送ポンプ配管 ケーキ移送ポンプ以降の配管において事業者が指定する任意の箇所で行う。 事業者は、移送能力の確認を行い、能力不足が確認された場合は事業者にてポンプの更新を行い、運転操作設備の改造は県が行う。なお、ポンプの維持管理、修繕は青森県が実施するものとする。また、事業者は計量ホッパを設けるなど脱水汚泥量を測定出来る装置を設けること。	21			
16	設計・建設	脱水汚泥の供給方法	②コンベヤ 既設のNo.2.3ケーキ搬出機(ベルトコンベヤ)のどちらかの機長延長またはトリッパを設置するなど改造を事業者が実施(維持管理は県)して汚泥を取り出し、新たにコンベヤを設置し、候補地まで汚泥を搬送すること。 既設コンベヤ以降におけるコンベヤの建設、維持管理は事業者が実施し、場内道路を横断する場合は、コンベヤ設置箇所下部4.5mの高さを確保し、車両の動線を妨げないように配慮するとともに、既設ケーキホッパへのトラック動線も妨げないこと。また、コンベヤの基礎については、近傍のボーリングデータを用い地耐力および液状化計算を実施し、必要な地耐力の確保および沈下対策のため、杭基礎の採用や地盤改良等の対策を実施すること。なお、コンベヤ近傍においても「別紙1 規制等」の悪臭規制基準を満たすこと。 事業者は計量ホッパを設けるなど脱水汚泥量を測定出来る装置を設けること。 また、コンベヤの壁貫通が発生する場合、「別紙18 汚泥処理棟構造図」を参照し、開口部新設後に非耐震壁とならないよう必要な構造確認及び開口補強は事業者にて実施すること。	22			
17	設計・建設	脱水汚泥の供給方法	③ホッパ 既設ホッパ(12m3カットゲート式)を利用する場合、トラックにて搬送を行う。 なお、脱水機は点検等の整備状況によって、1日12~24時間運転を行うことから、脱水機の運転に支障がないよう搬出計画を立案すること。 事業者はトラックスケールを設けるなど脱水汚泥量を測定出来る装置を設けること。 また、臭気対策として以下の対応を実施すること。 なお、トラックの洗車場所の排水は油水分離槽を設けること。 ・天蓋付トラックの採用 ・汚泥処理棟ホッパ室の増設(トラック停車時の臭気対策として建屋で覆う) ・消臭剤散布設備の設置 ・トラックの洗車場所の確保 ・その他、「別紙1 規制等」の悪臭規制基準を遵守するために必要な対策 汚泥処理棟ホッパ室増設については、増設部分と既設部分は構造上分離した計画とし、密閉した部屋でのトラックへの汚泥積載、天蓋の開閉が可能な構造とすること。増築にあたり、建築主事協議および計画通知申請を行うこと。なお、既設汚泥処理棟上部建築構造物については、平成3年3月に建設されている。	22			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
18	設計・建設	本施設から発生する臭気の処理及び漏洩対策	ア 事業者は、通常運転時、起動時、停止時、脱水汚泥や肥料搬出時、肥料運搬時に渡り、本施設から発生する臭気の漏洩を防止しなければならない。 イ 事業者は、本施設運転、停止に係わらず施設内で発生する臭気を脱臭し、外部への臭気拡散を防止しなければならない。 ウ 事業者は、事業期間中の臭気の漏洩を防止するため、脱水汚泥及び肥料を取り扱う設置機器を負圧に保たなければならない。ただし、機器内が大気圧を超える圧力の各機器に対しては、機器を囲う等の臭気対策を講じること。 また、建屋内を脱臭する場合は建屋内を負圧に保ち、臭気の漏洩を防止すること。 エ 臭気や騒音の発生源を收容する部屋には前室を設け、出入り時の臭気漏洩を防止すること。 オ 脱臭装置の排気口及び換気口は臭気測定が容易に出来る構造とすること。	22			
19	設計・建設	副資材の利用	副資材を用いる場合は、あらかじめ、配合計画書等において、副資材の種類、目的、産地、製造工程由来副産物の場合は製造工程および原料、配合割合等を明示して県の承諾を得ること。副資材は有価物として事業者が購入したものを基本とするが、県の承諾を得た場合、廃棄物を副資材として受け入れてもよい。 また、受け入れ後に汚泥または規格外の肥料等を産業廃棄物処分とする必要が発生した場合は、事業者の費用負担で県が処分する。	23			
20	設計・建設	肥料の品質	本施設において製造される肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づく普通肥料として公定規格を満たすものでなければならない。	23			
21	設計・建設	副生成物の抑制	事業者は肥料製造工程において排出する規格外の肥料等の発生を極力抑制する施設を建設すること。	23			
22	設計・建設	本施設の稼働日数	本施設の稼働日数は、経済的である稼働日数を事業者が設定すること。なお、稼働日数は360日/年以上とすることとし、停止期間中の脱水汚泥の処分は事業者の費用負担で県が処分する。	23			
23	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	ア 使用する材料、機器等は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ、全て新品とすること。また、使用条件に応じた耐熱性、耐食性、耐候性、耐摩耗性の優れたものを選定するものとする。なお、事業団が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。	23			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
24	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	イ 日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空調調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗装工事規格(JPS)等の規格品とする。	23			
25	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	ウ 適正な維持管理のもと、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上及び「別紙20 標準耐用年数表」に示される標準耐用年数以上の使用に耐えられる構造とする。	23			
26	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	エ 機器、部材、部品等については交換、修繕、保守等によって維持管理・運営期間における施設、設備の機能を保つことのできる構造・材質であること。	24			
27	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	オ 施設については、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守し、所轄建築主事、所轄消防との事前協議を行い、自重、積雪荷重、積載荷重、風圧、土圧、水圧、地震動、その他本施設の稼働中に予測される振動及び衝撃に対して下水道施設としての安全を確保すること。	24			
28	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	カ 基礎は良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。基礎構造は上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し決定するものとする。	24			
29	設計・建設	本施設における材料、機器仕様等	キ 機械設備については「機械設備工事必携(施工編)」に記載の「設備機器の設計水平深度」に準拠すること。また、電気設備についても同様に「電気設備工事必携」に記載の「地震対策」に準拠すること。 ク 本施設は、「資料1 規制等」に示す対策浸水深に対し、浸水対策を講ずること。	24			
30	設計・建設	計測	事業者は、適切な維持管理・運営に資するため、次の項目について計測する設備を設けること。 ア 脱水汚泥量 イ 受電電力量、受電率、二次処理水使用量、砂ろ過水使用量、汚水排水流量、上水使用量、肥料製造量、燃料(A重油等)使用量、消臭剤使用量 ウ 排出ガス濃度(硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん)(大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設に該当する場合) エ 肥料の搬出量 オ その他必要と認める事項(技術評価項目に関する事項等)	24			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
31	設計・建設	ユーティリティ等	ア 二次処理水 本施設の運転に必要な用水及び雑用水は二次処理水を提供する。接続条件を表 3に示す。 事業者は汚泥焼却炉廃止に伴い不要となる既設汚泥焼却設備用の用水設備の撤去を行い、本施設に必要な用水設備(砂ろ過設備、送水設備など)を設け、二次処理水、砂ろ過水をポンプ二次側に設けた流量計により計測を行うこと。なお、管廊内の配管は既設配管を利用してもよいが、配管の利用用途が既設と変更となる場合は、配管に記載の名称を変更すること。 既設設備の撤去範囲、配管布設状況等を「別紙4 二次処理水接続箇所」に示す。 また、既設焼却設備用の用水設備の撤去は汚泥焼却設備撤去時に行うが、本施設供用開始までは既設汚泥焼却設備の運転は継続するため、運転に支障のない対応方法を提示し事業団に承諾を得ること。	24			
32	設計・建設	ユーティリティ等	イ 上水 上水は「別紙5 上水接続箇所」に示す地点より分岐し、本施設へ供給する。接続条件は表 4の通りとする。なお、本施設への配管分岐箇所に量水器を設け、本施設において使用した水道料金を支払うこと。また、本施設へ供給する給水管口径は瞬時最大予想水量に基づき、使用する配管材料に応じた配管摩擦抵抗線図の推奨摩擦抵抗により選定すること。配管分岐箇所口径が選定した口径より小さい場合は受水槽等を設置し、選定した口径にて配管をおこなうこと。量水器口径は1日使用水量より、量水器の適正使用流量範囲より選定すること。	25			
33	設計・建設	ユーティリティ等	ウ 汚水排水 本施設から発生する汚水排水は、流量計による計測を行い、「別紙6 汚水排水接続箇所」に示す汚泥焼却棟排水槽もしくは流入渠No.1人孔に排水すること。なお、この排水槽を使用する場合は、排水槽に貯留した汚水を分水槽に返送する排水ポンプを撤去し、今回の水量に適した排水ポンプを設置すること。また、排水量、水質条件は表 5のとおりとし、ここに記載のないものについては、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4及び第9条の5に規定する水質基準を遵守すること。なお、既設の排水管を使用してもよい。 また、本施設供用開始までは既設汚泥焼却設備の運転は継続するため、運転に支障のない対応方法を提示し事業団に承諾を得ること。	25			
34	設計・建設	ユーティリティ等	エ 雨水排水 雨水排水は、岩木川浄化センターの場外へ排水するため「別紙7 雨水排水接続箇所」に示す位置において排水すること。また、施設からの排水は、清掃等の排水も含めて、雨水排水施設には排水しないこと。なお、本施設の建設にあたり既設の排水施設を撤去する場合は、排水の機能が維持できるように既設排水施設ルートの変更等により対応すること。	26			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
35	設計・建設	ユーティリティ等	オ 燃料 燃料が必要な場合、事業者が必要な設備を設置し、燃料を調達すること。燃料の貯蔵、取扱いに関しては、消防法で定められている指定数量に応じて所轄消防に設置許可申請又は届出を確実に行うこと。	26			
36	設計・建設	ユーティリティ等	カ 電力 本事業への電力供給方法は、管理本館1階電気室から6.6kV1回線にて受電を行い、本事業にて受変電設備を設置し、400Vに降圧して使用すること。詳細は、「別紙8 電気設備 責任分界点」に示す。 200V動力や200-100V単相電源が必要な場合においても、400V同様、所定の電圧に降圧して使用すること。 また、ケーキ移送ポンプ、ケーキ搬出機の更新または改造をする場合、電力供給は、汚泥処理棟電気室から給電されている400V動力を使用するものとし、電力供給箇所を既設から変更しないこと。 同様に用水設備を更新する場合は、用水棟1階電気室から給電されている400V動力を使用するものとし、電力供給箇所を既設から変更しないこと。 また、汚泥焼却棟排水槽に設置する排水ポンプについては、本施設から電力供給を行うこと。 なお、本施設の受電点には電力計を設け、本施設において使用した電力料金を支払うこと。	26			
37	設計・建設	ユーティリティ等	キ 監視制御設備 本事業の監視制御設備は、岩木川浄化センターの既設の制御LANとは別のシステム構成とし、独自の監視制御設備を事業者の敷地内に設置、監視すること。 なお、岩木川浄化センターの既設施設とのインターロックが必要な信号は以下のとおりとし、信号の取り合いを本事業で設置する本施設用中継端子箱で行うこと。 ・既設施設とコンベヤで取り合う場合：コンベヤ停止信号 ・既設施設とケーキ圧送ポンプで取り合う場合：ポンプ停止信号	26			
38	設計・建設	施設の安定運転	脱水汚泥の量及び性状の変動に対して安定した運転が可能であること。	27			
39	設計・建設	施設の安全対策	ア 肥料の貯留容量、設備仕様、発熱及び発酵時対策等に関して、製造される肥料の発熱及び発酵特性を十分把握したうえで適正な対策を行い、消防法等、関係法令に準拠した設備とすること。 イ 製造時、貯留時及び運搬時等における発熱、発酵、粉塵による事故等に関する対策を行うこと。 ウ 災害等の緊急時は、脱水汚泥供給の遮断、温度、圧力の異常上昇防止及び可燃性ガスの排除運転を行うなど、施設を安全に停止できるシステムとすること。 エ 設備を安全に運転するために必要な制御電源及び計装電源は、無停電化を行うこと。 オ 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築や適宜、予備機バックアップを考慮すること。	27			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
40	設計・建設	事業用地内の衛生管理	事業用地内を衛生に保つための対策を講じること。特に、脱水汚泥、肥料のサンプリング箇所、搬出箇所周辺など、粉塵、臭気対策を十分考慮した設備とすること。	27			
41	設計・建設	施設の浸水対策	浸水対策については、表 6に示す対策浸水深に対して表 7に示す施設・機能において、対策を図ること。また、表 7の浸水から守るべき施設・機能を有する建物については、対策浸水深に対する構造確認を実施し、浸水時の浸水荷重に耐えられる構造とすること。	27			
42	設計・建設	ストックマネジメント計画との整合	本事業は汚泥焼却設備の更新として実施するものであり、ストックマネジメント計画に基づいた事業である。ストックマネジメント計画を「別紙17 スtockマネジメント計画」に示す。ここに記載のない設備の更新が必要な場合、ストックマネジメント計画の変更に必要な書類の作成を行い事業団、県の承諾を得ること。なお、No2.3ケーキ搬出機は更新してはならない。	28			
43	設計・建設	脱水汚泥供給設備	脱水汚泥は、①ケーキ移送ポンプ配管、②コンベヤ、③ホッパのいずれかで供給する。一次発酵済みの汚泥を別棟施設などに移送する場合、移送方法を指定しないが、臭気漏洩が無いよう考慮し、「別紙1 規制等」の悪臭規制基準を遵守すること。なお、別途施設などに移送しない場合もこの悪臭規制基準を遵守すること。 ① 形 式:任意 ② 容 量:岩木川浄化センターで発生する脱水汚泥を遅滞なく本施設に送泥できる容量とする。 ③ 材 質:腐食および摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。 ④ 基本条件に記載された汚泥性状変動、負荷変動において安定的に対応できる設備とする。	30			
44	設計・建設	肥料化設備(前処理、発酵施設等)	脱水汚泥を肥料化するものである。 ① 形 式:任意 ② 容 量:基本条件である発生汚泥量と稼働率を勘案し処理できる容量とする。 ③ 材 質:腐食、摩耗および高温に十分耐え、堅牢なものとする。 ④ 燃 料:任意 ⑤ 基本条件に示された汚泥性状変動、負荷変動において安定的に対応できる設備とすること。 ⑥ 定常および非定常時の安全性(フェールセーフ機能、異常温度等)を十分考慮した設備とすること。 ⑦ 臭気漏洩が無いように考慮し、「別紙1 規制等」の悪臭規制基準を遵守すること。	30			
45	設計・建設	肥料化設備(製品化)(必要な場合)	肥料化設備(前処理、発酵施設等)で製造したものを製品化する。製品化方法(ペレット化、袋詰め等)は任意とする。 ① 形 式:任意 ② 容 量:製造された肥料を製品化できる容量とする。 ③ 材 質:腐食および摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。	30			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
46	設計・建設	肥料化製品受渡施設	肥料化設備で製造した肥料を利用者へ受け渡すための搬送、貯留設備を設ける。 ① 形 式:任意 ② 寸 法:製造された肥料を貯留し、利用者へ受け渡してできるスペースを確保すること。 ③ 材 質:腐食および摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。	30			
47	設計・建設	脱臭設備	本施設の起動時、供用中および停止期間の脱臭処理するためのものである。 ① 形 式:任意 ② 容 量:本施設内発生臭気を処理可能な容量とする。脱臭装置の排気出口にて「別紙1 規制等」の悪臭規制基準を遵守すること。 ③ 材 質:腐食および摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。 ④ 基本条件に記載された汚泥性状変動、負荷変動において安定的に対応できる設備とすること。 ⑤ 排気口は岩木川浄化センターの敷地境界付近には配置しないこと。	30			
48	設計・建設	用水設備	本施設に必要な用水を供給するための設備(砂ろ過設備、送水設備等)である。 ① 形 式:任意 ② 容 量:施設に必要な水質・用水量をまかなえるものとする。 ③ 材 質:任意 ④ 基本条件に記載された汚泥性状変動、負荷変動において安定的に対応できる設備とすること。 ⑤ 事業者が既設用水設備を撤去し、必要な施設を設置し、維持管理、修繕等は青森県が実施する。	31			
49	設計・建設	ユーティリティ(用役)設備	本施設に必要な各ユーティリティを供給するためのものである。 ① 形 式:任意 ② 容 量:施設に必要なユーティリティをまかなえるものとする。 ③ 材 質:任意 ④ 基本条件に記載された汚泥性状変動、負荷変動において安定的に対応できる設備とすること。 ⑤ 定常時および非定常時の安全性(フェールセーフ機能等)を十分考慮した設備とすること。	31			
50	設計・建設	配管・ダクト設備	本施設における肥料、排水、用水、上水、脱臭ダクト等を輸送するためのものである。 ① 形 式:任意 ② 容 量:肥料、排水、用水、上水、脱臭ダクト等を安定的に輸送できる容量とする。 ③ 材 質:腐食、摩耗および高温に耐え、堅牢なものとする。 ④ 基本条件に記載された汚泥性状変動、負荷変動において、汚泥、肥料タール塵等による管の詰まり、閉塞、付着等に対して機能低下することなく安定的に輸送できる設備とすること。 ⑤ 定常時および非定常時の安定性(フェールセーフ機能等)を十分考慮した設備とすること。	31			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
51	設計・建設	受変電設備	<p>本施設の動力源として、岩木川浄化センター管理本館1階本施設用き電盤より6.6kV×1回線にて必要な電力を受電・変圧し、運転操作設備等へ配電を行うものである。</p> <p>① 受電形式:6.6kV、1回線受電 ② 力率:95%以上 ③ 供給電力の上限:1,265kW以下 ④ 形式:任意 ⑤ 機器構成 機器構成は機能性、安全性、耐久性・保水性および維持管理性等を考慮したものとす。</p> <p>⑥ 施工範囲 管理本館1階電気室内に新設する本施設用き電盤からの配線敷設は本工事で実施する。 本施設用き電盤の設置については県工事とする。</p> <p>⑦ 電力量計 本施設の受電点には、計量法に適合した検定付の電力量計を設置する。</p> <p>⑧ 設置場所 本施設の受変電設備は屋外設置も可とする。ただし、積雪による荷重、埋没等の影響も考慮する。</p> <p>⑨ 留意事項 既設設備への配線接続に際しては、稼動中である他設備の運用に支障をきたさないよう配慮する。</p>	32			
52	設計・建設	自家発電設備(必要な場合)	<p>停電等による電力停止時に、施設を安全に停止するために電力が必要な場合、本工事で非常用自家発電設備を設けること。</p> <p>本設備は、停電等による電力停止時に、施設を安全に停止するために電力が必要となる機器への電源供給および運転操作を行うためのものであり、本施設を安全に停止するために必要な負荷を選定し、十分にまかなえる容量とし、機能性、安全性、耐久性、保水性及び維持管理性等を考慮した機器設計を行うこと。</p> <p>設置場所は屋外設置形式も可とし、使用燃料及び連続運転時間は任意とする。</p> <p>また、岩木川浄化センターの自家発電設備は、能力上、本施設への電源供給は行わないものとし、岩木川浄化センターの点検、工事等により電源供給が停止することがあるため、自家発電設備を設置しない場合においても、浄化センター側の電力に依存しないように必要な対策を行うこと。</p>	32			
53	設計・建設	特殊電源設備	<p>本施設にて電源回路を構成し、岩木川浄化センターからの特殊電源供給は行わないものとする。本施設の運転に必要な制御電源、計装電源及び監視制御設備電源として、直流電源及び無停電電源を供給するため設置する。</p> <p>直流電源及び無停電電源の蓄電池形式、容量および停電補償時間は10分(自家発電設備を設置する場合)または30分(自家発電設備を設置しない場合)とし、機能性、安全性、耐久性、保水性および維持管理性等を考慮した機器設計を行うものとする。</p>	33			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
54	設計・建設	運転操作設備	<p>本施設の各負荷への電源供給および運転操作を行うものである。 なお、ケーキ移送ポンプ、ケーキ搬出機、用水設備の運転操作設備の改造は県工事で行う。</p> <p>① 制御盤方式 コントロールセンタ+補助継電器方式または動力制御盤方式とする。</p> <p>② 機器構成 機器構成は機能性、安全性、耐久性、保水性および維持管理性等を考慮したものとす。</p> <p>③ 機側操作 保守点検や運転管理を考慮し、機側にて運転操作が可能な設備を設置すること。</p> <p>④ その他 高調波流出機器を設置する場合は、高調波流出計算を行い、高調波対策の有無を検討すること。なお、現在の高調波流出計算を「別紙25 高調波流出計算」に示す。</p>	33			
55	設計・建設	計測設備	<p>本施設における脱水汚泥量、受電電力量、受電力量、二次処理水使用量、砂ろ過水使用量、汚水排水流量、上水使用量、肥料製造量、燃料(A重油等)使用量、消臭剤使用量等の計測を行うものである。</p> <p>① 計装機器の選定 計装機器は、同一または同種の目的に対し多くの種類、形式があるので施設の各工程の計測目的に合ったものを選定すること。 また、脱水汚泥量、受電電力量、上水使用量、肥料製造量を測定する計装設備は計量法による検定付きのものを使用し、計量法に基づいた管理を行うこと。</p> <p>② 維持管理 維持管理において、統一可能なものは機種等を統一し、互換性や保守性の向上を図ること。併せて、維持管理の軽減を考慮すること。</p> <p>③ 信号 統一信号DC4~20mAを原則とする。ただし、同一盤内等、ノイズの影響を受けにくい場合には、DC1~5Vを使用しても良い。なお、フィールドバスの適用については協議に応じる。</p> <p>④ 機器構成 機器構成は機能性、安全性、耐久性、保水性および維持管理性等を考慮したものとす。</p>	33			
56	設計・建設	監視制御設備	<p>本施設の集中監視制御のために必要なデータを集約処理し、監視・帳票を行うとともに、夜間を含めた事業者への非常通報を行うものであり、岩木川浄化センターの既設のLANとは別のシステム構成とし、独自の監視制御設備を事業敷地内に設置するものとする。</p> <p>① 機器構成 機器構成は機能性、安全性、耐久性、保水性および維持管理性等を考慮したものとす。</p> <p>② 施工範囲 事業者が本施設の異常を常時感知するため、非常通報装置等の遠方監視設備を、本施設専用で設けること。</p>	34			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
57	設計・建設	岩木川浄化センターとの信号授受	事業者が岩木川浄化センター汚泥処理棟1階電気室に本施設用中継端子箱を設置し、以下の信号授受を行うため配線敷設を行うこと。 ・ケーキ移送ポンプ及びコンベヤに関する制御信号 ・本施設重故障信号 ・本施設火報信号 ・脱水汚泥量の計測信号 ・二次処理水流量の計測信号 ・汚水排水流量の計測信号 ・電力使用量の計測信号 岩木川浄化センターへの信号入力は上記信号授受を基本とするが、その他信号入力が必要となった場合は、本施設用中継端子箱まで信号入力を行うこと。 なお、本施設用中継端子箱への信号入力に伴う、岩木川浄化センター監視制御システムへの機能増設及び本施設用中継端子箱までの配線布設は県工事とする。	34			
58	設計・建設	接地工事	本施設で設置する設備について、本施設専用で各種必要な接地工事を行うこと。またインバータ機器を設置する場合は、インバータ単独接地を行うこと。	34			
59	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	ア. 関係法令規定(建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等)を遵守すること。	35			
60	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	イ. 耐震性能の確認にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(平成26年版)/日本下水道協会」および「下水道施設耐震計算例(平成27年版)/日本下水道協会」に準拠し、設計を行うこと。また、土木構造物および複合構造物の土木構造部の耐震性能は、想定地震動レベルとして「レベル1地震動」および「レベル2地震動」とする。建築構造物および複合構造物の建築構造部の耐震性能は、想定地震動レベルとして、「中地震動」および「大地震動」とする。	35			
61	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	ウ. 構造形の分類については、国土交通省の通達「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について(平成13年国都下事発第119号)」に従い、水槽構造物、地中線状構造物、版状構造物、複合構造物、建築構造物による分類を原則とする。ただし、構造形の分類として地下部土木構造物と地上部建築構造物の区分について、建築主事協議を行うこと。	35			
62	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	エ. 建築物の構造種別については、原則としてS造とし、地下、基礎、立上り部(発酵肥料置場の壁も含む)はRC造とする。	35			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
63	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	オ. 基礎形式については、原則として杭基礎とし上記の耐震性能を満足する形式とすること。また、施設の基礎形式の検討および設計においては、ジャストポイントの地質調査データを活用することとし、施設建設位置において既存の地質調査データが無い場合は、地質調査を事業者にて行うこと。なお、今回建設予定地付近のボーリング位置およびデータについては、「別紙2 土質条件」に示す。以上の地質データ等をもとに土質条件に応じた基礎形式を選定し、構造耐力を確保すること。	35			
64	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	カ. 建設にあたり、耐水化対策における施設高さ、既設構造物や埋設物との位置関係や高さを確認・調整する必要がある場合は、これらの情報を得ることを目的とし測量調査を事業者にて実施すること。	35			
65	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	キ. 建設工事は、安全かつ周辺施設の維持管理に与える影響の軽減に配慮した工法を採用すること。	35			
66	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	ク. 本工事に伴い、発生する建設汚泥については工事現場外に搬出し、リサイクルに関する関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、埋戻及び盛土には本工事に伴う掘削土砂並びに場内に仮置きしている残土を原則使用する。なお、工事期間中に掘削土を仮置きする場合については、監督員の指示する場内の指定場所に仮置きを行うこと。建設残土については、場内の指定場所において、敷き均し・締固め処理を行い、土砂や粉塵が飛ばないように対策(種子吹付等)を実施すること。(残土置き場は図4参照)また、掘削と盛土を問わず3,000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合は、工事着手の30日前までに土壤汚染対策法第4条に基づく一定規模以上の土地の変質の変更届出を県が届け出先へ提出する必要があるため、提出書類を作成し県へ提出すること。	35			
67	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	ケ. 施工可能範囲については、既存構造物、地下埋設物、及び構内道路の位置を十分に調査し把握し設計・施工にあたること。	35			
68	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	コ. 外観については、周辺環境および岩木川浄化センターの既存施設に調和させると共に、弘前市景観条例基準を満足すること。	36			
69	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	サ. 騒音・振動・臭気・積雪等についての対策は、基準・規制を満足するとともに、周辺環境および岩木川浄化センターの既存建築物に対して、十分に配慮すること。	36			
70	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	シ. 施設計画においては、騒音・振動・臭気・積雪・浸水対策等を考慮し、また維持管理性・機能性・経済性、および施工時の安全性等について十分に配慮すること。	36			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
71	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	ス. 主要構造部および内外装材種別については、事業期間中において機能を確保できる構造および種別を選定すること。特に使用材料は、気密性・断熱性・凍害・雪害対策を踏まえて選定すること。外壁仕上について、原則として管理棟は断熱サイディングボードを、その他の棟については角波鋼板とするが、上述の要求水準を踏まえた比較を行い決定すること。シャッター・ドアなどの建具については、防音性・気密性・断熱性を鑑み、原則として下水道施設標準図に基いた仕様とすること。気密性として、建物内の臭気を発生するエリアを対象に50Pa未満程度の負圧にするものとし、建築機械設備計画と整合を図ること。前室については臭気や騒音の発生源を収容する部屋の換気要因を適切に考慮し配置すること。	36			
72	設計・建設	土木・建築に関する要求水準	セ. 建築物省エネ法に基き、適合義務・説明義務について建築主事協議を行うこと。また、同法に定める建築物エネルギー消費性能基準を、建築設備計画と合せて一体的に満足させること。	36			
73	設計・建設	土木・建築	② 配置計画 ア. 施設配置は、維持管理性を踏まえ、作業動線・設備搬出入動線について留意した計画とし、また施工性および関連法令規定を満足すること。 イ. 既存施設や周辺環境に対して、臭気、除雪・風雪・積雪、延焼の恐れ・落雪・風害・反射(光害)等の影響が生じない配置とすること。 ウ. 本施設を候補地Aに建設する場合、「別紙9 場内圧送管」に示す藤崎ポンプ場圧送管の移設が必要になる。移設は県が別途実施するが、移設工事が簡易になるように留意した本施設の施設配置を行うこと。 エ. 本施設を候補地Bに建設する場合、付近に屎受入施設希釈水管および弘前市下水処理場放流管が布設されているため、これを避けた位置に建設すること。また、既設道路および既設雨水排水については、施設建設に伴う新たな通行ルートおよび排水ルートを確保すること。雨水排水については、「別紙7 雨水排水接続箇所」に示す既設の雨水排水機能維持ができるよう、場内道路の改修と合わせて改修すること。 オ. 本施設を候補地Cに建設する場合、既設弘前市下水処理場の汚泥濃縮施設、汚泥消化施設等の建設予定地に設置されている施設、設備の内、本事業の支障となる施設、設備を撤去する。既存施設の状況は「別紙10 候補地C既存施設」に示すとおりである。	36			
74	設計・建設	土木・建築	③ 平面計画 ア. 各室規模については、設置する設備と適正な維持管理空間を考慮した計画とすること。 イ. 維持管理者にとって安全安心な(転落・転倒などの恐れがない)労災防止に配慮した空間計画とすること。 ウ. 各設備の配置については、更新を考慮した必要空間を確保すること。	36			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
75	設計・建設	土木・建築	④ 断面計画 ア. 適正な維持管理空間を考慮した計画とすること。 イ. 各設備の必要高さや更新を考慮した空間を確保した上で断面を決定すること。	37			
76	設計・建設	土木・建築	⑤ 立面・仕上計画 ア. 周辺および岩木川浄化センター内の既存施設との調和に配慮した形態とすること。 イ. 所要機能を確保したうえで、可能な限り周辺環境に圧迫感を与えない施設高さ・形態とすること。 ウ. 落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図ること(華美なデザイン・仕上は避けること)。 エ. 弘前市景観条例に順守すること。 オ. 屋根からの雨水排水計画と場内整備計画の整合を図ること。	37			
77	設計・建設	土木・建築	⑥ 構造計画 ア. 主要構造部の耐震設計は、建築基準法関係規定および「下水道施設の耐震対策指針と解説(平成26年版)/日本下水道協会」に準拠すること。 イ. 施設の構造については、自重・積載荷重(機器荷重、振動、機械基礎等)・風荷重・地震荷重・積雪荷重、および本施設の稼動中に予測される振動・衝撃に対して構造検証を行い、耐久性や安全確保を図ること。構造種別は原則としてS造とすること。ただし発酵肥料置場の壁についてはRC造などの併用を図ること。 イ. 建築構造については、モデル化補正係数($\alpha_m = 1.1$)・耐震安全性の目標値Ⅱ類(重要度係数 $I=1.25$)を採用して耐震安全性確保を図ること。 ウ. 構造計算フローにおけるルートに関わらず、脆性部材の確認および排除を目的として、重要度係数($I=1.25$)を採用した必要保有水平耐力に対して保有水平耐力の確保を図ること。(ルート1を禁止するものではない。) エ. 非構造部材の耐震安全性の目標はA類(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準および同解説)とする性能確保を図ること。 オ. 積雪荷重については、「弘前市建築基準法施行細則第17条」に準拠し、垂直積雪深130cm以上・単位重量30N/m ² /cm(長期荷重)を採用して積雪に対する構造安全性を確保すること。	37			
78	設計・建設	土木・建築	⑦ 積雪対策 ア. 積雪が前項の垂直積雪深を超える場合は、維持管理で屋根面の除雪作業を行う。または屋根を除雪できる構造として除雪を行うこと。なお垂直積雪深を130cmより深く設定した構造とする場合は、この限りではない。また、積雪表示板を設置して除雪の目安について明示すること。 イ. 冬期間の工事中の除雪対策や寒気対策を考慮した計画とすること。	37			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
79	設計・建設	土木・建築	<p>⑧場内整備(場内道路、植栽等)</p> <p>ア. 場内道路については、岩木川浄化センターの維持管理道路からのアクセスとし、本施設の維持管理に必要な範囲に対し整備するものとする。また、維持管理動線、搬出入動線については図3に示す範囲とする。</p> <p>イ. 舗装構成は、岩木川浄化センターの場内道路の舗装構成と整合を図ること。(「別紙16 舗装構成」)</p> <p>ウ. 本施設への進入路には、路面サイン、誘導看板等を設けること。</p> <p>エ. 場内道路は、冬季間の除雪を考慮した線形、道幅とすること。</p> <p>オ. 植栽を整備する場合は、既存施設や周辺環境、景観に配慮した植栽とすること。</p> <p>カ. その他屋外照明など維持管理に必要な施設を整備すること。</p>	37			
80	設計・建設	土木・建築	<p>⑨汚水排水</p> <p>ア. 汚水排水については、「別紙6 汚水排水接続箇所」に示す位置に接続すること。</p> <p>イ. 汚水排水施設は、必要な管渠断面を設定すること。</p> <p>ウ. 施設からの汚水排水は、清掃等の排水も含めて雨水側溝には排水しないこと。</p>	38			
81	設計・建設	土木・建築	<p>⑩雨水排水</p> <p>ア. 雨水排水については、「別紙7 雨水排水接続箇所」に示す位置に接続すること。</p> <p>イ. 雨水排水設備は、「下水道施設計画・設計指針と解説(2019年版)/日本下水道協会」に準拠し雨水排水計画を作成の上、雨水排水に必要な施設断面を設定すること。また、雨水排水計画における排水施設の余裕は以下を確保すること。</p> <p>管きよ: 円形管は満管、矩形きよは内のり高さの9割、馬蹄形きよは内のり高さの8割</p> <p>開きよ: 内のり高さの8割</p> <p>ウ. 本施設の建設にあたり既設の排水施設を撤去する場合は、排水の機能が維持できるよう既設排水施設ルートの変更等により対応すること。なお、施工期間中においても既設雨水排水ルートの機能維持が必要なため、仮設ポンプや切廻し等により対応すること。</p> <p>エ. 雨水排水量は下水道事業計画において設定されている以下の降雨強度式を参考に設定し、排水に必要な雨水排水設備を整備すること。</p> <p>降雨強度式 $I = 3,600 \div (t+30) \times (40\text{mm/hr})$</p>	38			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
82	設計・建設	土木・建築	①場内の構造物、埋設物等 ア. 本施設建設および汚水排水、雨水排水等の整備、維持管理にあたり、場内の構造物等が支障をきたす場合は、県または事業団と協議を行い必要な対策を講じること。 イ. 本施設を候補地Aに建設する場合の藤崎ポンプ場圧送管の移設は県が工事を実施するが、これ以外の本対策に要する費用は事業者負担とすること。 ウ. 撤去を行う場合、撤去物のうち産業廃棄物の対象となるものについては、産業廃棄物処理の関係法令を遵守し適切な処分を行うこと。	38			
83	設計・建設	建築設備	① 共通事項 ア. 耐震安全性の目標は甲類(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準および同解説)とする性能確保を図ること。 イ. 保守管理および更新が容易に行えるように、維持管理空間を確保すること。 ウ. 騒音等、周辺環境に配慮するとともに、将来的な機器更新計画に配慮すること。 エ. 消防設備は、消防法、建築基準法に適合するとともに、所轄消防と協議を行い、その指導に依ること。また消防設備は、安全性および環境に配慮した仕様とすること。 オ. 電動機は高効率タイプを選定し、またEM電線・EMケーブルを採用して環境に配慮すること。 カ. 寒冷地対策を講じること。 キ. 保守点検に際し、エレベーターが必要な場合は設置すること。 ク. 屋外に設置する鋼材は、溶融亜鉛めっき仕上とすること。 ケ. 防振対策及び騒音対策を講じること。	38			
84	設計・建設	建築設備	② 空調和設備 ア. 設計条件 ・居室には空調和設備を設置すること。 なお、設計用温湿度条件は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準(公共建築協会)による。 ・環境負荷低減・省資源・省エネルギーに配慮した空調熱源方式とすること。 ・空調ゾーニングについては、分離すべき系統、時間帯の異なる系統、空調条件等を考慮すること。 ・電気室の発熱除去については、空調による方法・換気による方法を比較し、効率的な方法を採用すること。 ・各種配管からの漏水および水損事故の防止を図るとともに、更新工事の容易性を確保すること。 ・空調機器は、オゾン破壊係数0の冷媒を使用すること。	39			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
85	設計・建設	建築設備	③ 換気設備 ア. 設計条件 ・換気設備条件については、居室は建築基準法による人員算定風量を確保し、その他の室は「下水道施設計画・設計指針と解説(2019年版)/日本下水道協会」に準拠して、適宜換気回数を設定を行うこと。 ・空調対象室については、全熱交換式換気設備とし、また粉塵・臭気・熱等が発生する室については、各々の機能を踏まえ最適な方式を選定すること。 ・ダクト計画にあたっては、空気抵抗を考慮すること。 ・給気設備については、各室の機能を踏まえ適正なフィルターを設置すること。 ・室内全体について均一に換気する計画とすること。 ・臭気・物質が他の室に影響を及ぼさないシステムとすること。 ・脱臭をする建屋は換気、脱臭のエアバランスを考慮するとともに、扉等の開閉に影響のない程度の負圧を保つこと。 ・プラント諸室には、換気設備を設置し出入口付近に発停用スイッチを設置すること ・給気ダクト、排気ガラリに接続するダクト等には防露対策を講ずること。 ・排気系統は、臭気対策として空気漏洩及び開放位置に留意すること。 ・機器の発熱対策として、必要に応じて徐熱用の換気設備を設置すること。 なお、電気室の発熱対策は、冷房設備を主とし最低量の換気設備を設置すること。 ・ダクトの材質は、用途、設置場所、耐久性等を考慮し選定すること。	39			
86	設計・建設	建築設備	④ 給排水衛生設備 ア. 設計条件 ・給水管には、系統ごとに保守点検用の仕切弁を設置すること。また、使用量を把握する必要がある場合は量水器を設置すること。 ・便所を計画する建物の大便器には、温水洗浄便座を設置すること。 ・上水が汚染されることなく、衛生維持と安定した供給となるように計画すること。 ・対象施設の生活系排水は、本施設内の排水槽へ接続すること。 ・各所に必要な衛生器具・給水栓・手洗器を設置し、器具数は、使用者が遅延なく快適に使用できるように設定すること。 ・衛生器具類は陶器製とすること。 ・各流しに接続する給水管には、保守点検用の仕切弁を設置すること。 ・凍結の恐れがある配管には、凍結防止対策を講ずること。 ・配管の材質は、用途、設置場所、耐久性等を考慮し選定すること。	39			

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

様式30-4

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
87	設計・建設	建築設備	⑤ 消火設備 ア. 設計条件 ・ 所轄消防と十分協議を行い消防法第17条(防火対象物関係)及び、第10条(危険物施設関係)を遵守し、必要な消火設備を設置すること。また、消火設備方式については、保守性、環境性等を比較検討し優位なものを採用すること。 なお、消火器を採用する場合は備品購入(県対応)になるので、設置位置・個数を提示すること。	40			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
88	設計・建設	建築設備	<p>⑥ 建築電気設備</p> <p>ア:設計条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計照度、幹線ケーブルのサイズは、「建築設備設計基準」による計算方法において満足していることを検証する。 ・主幹盤、電灯分電盤、動力制御盤を保守・点検が容易な場所に設置し、適正な機器の運転及び制御が行えるものとする。 ・電灯分電盤、動力制御盤からは警報表示・監視ができるものとする。 ・分電盤は予備回路及び予備スペースを確保する。また、予備回路数は実装回路数の20%以上又は電源種別ごとに5回路以上とする。 ・室の用途に応じて適正な照度、照度分布等を確保すると共に、長寿命、高効率を考慮したLED照明器具を採用すること。 ・硫化水素ガスが発生する部屋の照明器具の保護等級は、IP54以上とする。 ・スイッチは、室内側の出入口付近に配置するものとする。 ・倉庫、プラント機械室等常時人のいない場所では、出入口付近の室外側に配置し、動作確認表示灯付とする。 ・出入口が複数ある部屋の場合は、動線を検討のうえ、出入口ごとにスイッチを設ける。 ・管廊及び複数スパンにまたがる広い部屋などでは、見通しのきく区間ごとにスイッチを設ける。 ・著しく湿気の高い場所、屋外の雨線外、直接水のかかる恐れのある場所等には、スイッチを設けない。 ・執務内容、室内環境に適したコンセントを、適切な数量配置すること。 ・壁付コンセントは2P15AE付×2口以上とし、次のものは電圧種別の確認が容易にできるようプレート上に表示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・① 単相100V以外の電源種別 ・② 商用電源以外の電源種別(発電回路、UPS回路) ・動力機器及び装置へ、必要な電圧にて電源供給を行うこと。 ・建物高さ20m以下や危険物貯蔵等の法令上必要がない場合でも、年間雷雨日数が18日を越える地方の建築物や、付近に落雷の経験のある建築物がある場合は、避雷設備を設ける。 ・消防法上必要となる場合は、自動火災報知設備、誘導灯等必要な設備を設置すること。 ・維持管理に必要な屋外照明を設置すること。 ・屋外照明は、光害に対する配慮を十分に検討する。また、車道、歩道などの通路、駐車場、駐輪場及び緑地に人の行動を確認できる程度以上の照度を確保する。 <p>イ:形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各設備の形式については、国土交通省公共建築設備工事標準図のものを基本とすること。 <p>ウ:容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に必要かつ十分な容量とする。 <p>エ:材質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐食および摩耗に十分耐え、堅牢なものとする 	41			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
89	設計・建設	撤去に関する要求水準	(1) 本施設の供用開始後、既存汚泥焼却設備及び用水設備の撤去を行い、既設汚泥焼却棟を製品保管場所などに利用すること。撤去は機械設備、及び電気設備を対象とし、建屋及び照明等の建築設備は残置すること。撤去対象は「別紙11 汚泥焼却設備撤去範囲(機械設備)」、「別紙12 汚泥焼却設備撤去機器リスト(機械設備)」、「別紙13 汚泥焼却設備撤去範囲(電気設備)」に示すとおりである。また、既設焼却棟を製品保管場所にするにあたり、構造上の1階床荷重としてTL=3,360kgf/m ² (DL=スラブ2,400kgf/m ² +無筋コン460kgf/m ² 、LL:500kgf/m ²)を超えない荷重とし、これを超える積載荷重の場合は必要な改修を行うこと。なお、撤去する機械設備に関連する現場操作盤、計装等も撤去すること。	42			
90	設計・建設	撤去に関する要求水準	(2) 煙突、ダクト等の撤去に伴い、屋根、壁に開口が生じる場合、施設内への雨等の侵入を防ぐための開口閉塞を行うこと。	42			
91	設計・建設	撤去に関する要求水準	(3) 建屋の利用に伴い必要となる照明や換気設備等の設置や必要な改造を行うこと。	42			
92	設計・建設	撤去に関する要求水準	(4) 労働安全衛生規則及びばく露防止対策要綱では、汚泥焼却設備等の解体作業を対象として、次の事項が定められていることから、これらの事項を遵守すること。 ア ダイオキシン類の濃度及び含有率の測定 イ 解体作業における付着物の除去 ウ ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化 エ 測定の結果に応じた適切な保護具の着用 オ 作業指揮者の選任及び職務 カ 作業に従事する労働者に対する特別教育の実施 キ 一定規模以上の廃棄物焼却炉の解体等の仕事に係る計画の届出 その他、ダイオキシン類対策処置、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に準拠すること。 また、保護具や養生方法、工事手順棟について関係機関への事前相談、協議、届け出を行うこと。	42			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
93	設計・建設	撤去に関する要求水準	(5)「別紙12 汚泥焼却設備撤去機器リスト(機械設備)」に記載のアスベスト含有機器等については、適切な養生と防護を行い、アスベストの飛散がないように施工を行い、関係法令に基づき、適正に処置・処分を行うものとする。 また、その他アスベスト含有の恐れのある箇所は事前に調査を実施して適切な処置を行うこと。参考に建物のアスベスト調査結果を「別紙24 汚泥焼却棟建屋アスベスト調査結果」に示す。※この採取分析調査にて採取確認出来なかった屋上のアスファルト防水について解体撤去等を行う場合は、採取分析調査および含有が確認された場合は対策が必要となる。 なお、弘前労働基準監督署との協議資料を「別紙21 汚泥焼却設備の解体方法(案)」にダイオキシン類の測定結果を「別紙14 ダイオキシン類測定結果」示す。これらを参考とし、撤去時に弘前労働基準監督署と撤去方法について協議を行うこと。	42			
94	設計・建設	撤去に関する要求水準	(6) 有価物は場内指定場所に分別のうえ仮置きし引き渡すこと。焼却炉、熱交換器等に付着している耐火材等は取り除き、有価物として引取り可能な状態にすること。	43			
95	設計・建設	撤去に関する要求水準	(7) 撤去物のうち産業廃棄物の対象となるものについては、産業廃棄物処理の関係法令を遵守し適切な処分を行うこと。	43			
96	設計・建設	撤去に関する要求水準	(8) 本施設を候補地Cに建設する場合、既設弘前市下水処理場の汚泥濃縮施設、汚泥消化施設等の建設予定地に設置されている施設、設備の内、本事業の支障となる施設、設備を撤去する。また、この場合、撤去する施設の杭基礎についても撤去すること。	43			
97	設計・建設	業務内容	事業者は、要求水準書、技術提案書に従い、既存施設の関連施設の状況を踏まえ、岩木川浄化センター全体が最適化される本施設の設計業務を実施する。	43			
98	設計・建設	設計に関する一般的事項	(1) 設計の開始 事業者は、設計を開始する前に、実施体制、業務工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書を作成し、事業団の確認を得た後、本施設の設計を行うこと。	43			
99	設計・建設	設計に関する一般的事項	(2) 事前調査 事業者は必要な場合、自らの責任及び費用において、設計及び工事に必要な測量調査、地質調査、試掘調査等(以下「各種調査等」という)を行い、十分実情を把握すること。また、事業者は、各種調査等を行う場合には、県および事業団に事前連絡する。	43			
100	設計・建設	設計に関する一般的事項	(3) 実施設計 事業者は、事業契約締結後直ちに、技術提案書を基に、設計・建設内容に関する事業団の確認を受けた後、本施設の実施設計に取りかかり、実施設計図書として事業団に提出すること。	43			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
101	設計・建設	設計に関する一般的事項	(4)設計に関する許認可等 事業者は法令等で定められた設計に伴う各種申請等の手続きに対し、事業スケジュールに支障のないよう実施し、その経費を負担すること。	43			
102	設計・建設	設計に関する図書の提出	事業者は、以下に示す実施設計図書を4部事業団に提出し、事業団の確認を得なければならない。なお、様式については任意とする。 (1) 容量計算書 (2) 構造計算書 (3) 仕様書 (4) 全体配置図 (5) フローシート、平面図、断面図、立面図、詳細図 (6) 電気・計装系統図 (7) 工事工程表 (8) 数量計算書 (9) 透視図(完成予想図) (10) 施設概要説明資料 (11) 電子データ (12) その他事業団が指示する図書	44			
103	設計・建設	建設内容	(1)工事の開始 事業者は、工事を開始する前に、実施体制、工事工程、仮設計画、施工管理、品質管理、安全管理等の内容を記載した施工計画書を作成し、事業団の確認を得た後、本施設の工事を行うこと。また計画通知(確認申請(建築主は日本下水道事業団、設計者は事業者とする))は、事業者の責任・負担において実施し、確認済み証交付後、工事着工すること。 なお、建築物の主要用途は「下水処理場」として確認申請を行うこと。	44			
104	設計・建設	建設に関する一般的事項	(2)工事監理 事業者が建築法令上の工事監理者を事業者の責任及び負担において配置し、工事監理を行うものとする。事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、監理業務報告書(管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他事業団が求める内容を含む)を作成し、工事の状況について事業団に報告すること。事業団は適宜工事内容、状況を確認することができ、その結果、要求水準書、技術提案書、実施設計図書に定める性能水準に適合しないと判断した場合には改善措置等を求める。	44			
105	設計・建設	建設に関する一般的事項	(3)工事に関する許認可等 本施設の工事にあたって事業者が必要とする許認可等については、事業者の責任と負担において行うこと。また、県が関係官庁への申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は書類作成及び手続き等について協力すること。	44			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
106	設計・建設	建設に関する一般的事項	(4)環境保全 事業者は、本施設の工事にあたり、環境保全対策を実施すること。 ア 工事に際し、掘削土砂及び排水の発生量を抑制すること。 イ 工事期間中発生する建設廃棄物は、適切に処理、処分又はリサイクルすること。 ウ 工事期間中発生する排水は適切に処理した後、公共用水域等へ放流又はリサイクルすること。	45			
107	設計・建設	建設に関する一般的事項	(5)安全衛生管理 事業者は、本施設の建設中、その責任において安全に十分配慮し、危険防止対策を十分に行うとともに、作業従事者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。また、工事車両の出入りについては、周辺の一般道に対し通行の妨げとならないよう配慮すること。	45			
108	設計・建設	建設に関する一般的事項	(6)アスベスト対策について アスベストの含有の疑われる仕上げ材等を研る等の工事を行う際には、事前にアスベストの含有について調査し、アスベスト関係法令を遵守のうえ工事を行うこと。参考に汚泥焼却棟のアスベスト調査結果を「別紙24 汚泥焼却棟建屋アスベスト調査結果」に示す。※この採取分析調査にて採取確認出来なかった、屋上のアスファルト防水について解体撤去等を行う場合に、採取分析調査および含有が確認された場合は対策が必要となる。	45			
109	設計・建設	建設に関する一般的事項	(7)現場事務所、仮設物等 工事期間中の現場事務所、仮設物等は岩木川浄化センター内に設置することができる。設置場所や期間等については、岩木川浄化センターの運転管理や関連工事等に支障がないように、事業団および県と調整すること。	45			
110	設計・建設	建設に関する一般的事項	(8)作業日及び作業時間 ア 作業日は原則として日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とすること。また、作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとすること。なお、この場合、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業であり、かつ、関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、事業団および県の確認を得たうえで実施すること。 イ 状況によって事業団および県の指示により、作業日時を変更する場合がある。	45			
111	設計・建設	建設に関する一般的事項	(9)建設廃棄物等の取り扱い 本施設の建設に伴って発生する建設廃棄物等は、適切に処理又は処分すること。 また、最終的な解体による廃棄物の発生を最小限に抑制するため、再利用が容易な材料を用いる等の工夫を行うこと。	45			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
112	設計・建設	建設に関する一般的事項	(10)火災保険等 事業者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)に付さなければならない。 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに事業団に提示しなければならない。	45			
113	設計・建設	総合試運転及び性能試験	(1) 総合試運転 総合試運転とは、各種の試験終了後に実負荷で総合的な運転調整を行うものであり、次に定める要領により行うこと。 ア 事業者は、総合試運転及び性能試験の要領を記載した総合試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、事業団の確認を受けた上で、自らの費用負担により総合試運転計画書に従い、本施設の総合試運転を行う。本施設の稼働が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成した後、性能試験計画書に従い、次項(2)に定める性能試験を行う。 イ 総合試運転及び性能試験に要する電力、上水は事業者の負担とし、脱水汚泥、二次処理水、汚水排水は既存施設の運転に支障のない範囲において無償で使用できる。 ウ 総合試運転及び性能試験に要する薬品、燃料、その他消耗剤等は事業者の負担とする。 エ 県は、総合試運転中に製造される生成物を事業者に無償で引き渡すので、事業者の責任において有効利用することを原則とするが、有効利用できない場合、事業者は、事業団および県に処分先を提案し、事業団および県の承諾を得たうえで処分先を決定すること。事業者の費用負担で県が処分すること。 オ 事業者は、総合試運転、性能試験それぞれの期間中、事業団に運転日報を提出すること。また、総合試運転、性能試験それぞれの終了後、事業団に総合試運転報告書、性能試験報告書、品質管理記録を提出すること。 キ 事業者は、非常停電、機器故障等本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機器の安全性を確認すること。なお、緊急作動試験は事業団の立会いのうえ、実施すること。	46			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
114	設計・建設	総合試運転及び性能試験	(2) 性能試験 性能試験とは、本施設が要求水準書、技術提案書、実施設計図書に記載の性能を満足することを確認するために行うものであり、次に定める要領により行うこと。 ア 事業者は、定格負荷又は県が供給することができる脱水汚泥が定格負荷に満たない場合は県が供給することができる最大負荷で、連続3日間以上の実負荷運転を実施すること。 イ 事業者は、性能確認事項に関する性能試験方法(分析方法、測定方法、試験方法)については、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。 ウ 性能確認事項に関する測定分析は、法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、一般的な定格値の確認など、法的資格を有する第三者機関に依頼することが適当でないものについては、事業者の責任において実施すること。	46			
115	設計・建設	建設に関する要求水準 建設に関する図書の提出	事業者は、以下に示す完成図書を提出し、事業団の確認を得なければならない。 (1) 工事完成図 2部 (2) 取扱説明書 2部 (3) 検査試験成績表 2部 (4) 施工管理記録 2部 (5) 電子成果品 5部 (6) 官庁手続き書類 2部 (7) その他必要なもの(協議による)	47			
116	維持管理・運営	対象施設、設備	本事業の維持管理・運営の対象は以下のものとする。 ・本施設(ケーキ移送ポンプ、既設ケーキ搬出機、用水設備を除く) ・汚泥焼却棟、焼却電気室(管廊部を除く。「別紙26 汚泥焼却棟建屋維持管理・運営範囲図」参照) ・汚泥焼却設備(残置する建築設備等)	49			
117	維持管理・運営	予定処理量及び汚泥性状	予定処理量及び汚泥性状については、図6、「3-8 脱水汚泥性状」に基づいたものとする。	49			
118	維持管理・運営	維持管理・運営時のユー ティリティ条件	二次処理水、汚水排水処理は無償とする。電力、上水は岩木川浄化センターから調達し、その他、燃料等は事業者自らが調達、管理すること。本施設で使用する二次処理水の給水可能量及び汚水排水可能量は表3、表5に示すとおりとする。ただし、県が管理する設備の修繕等により、一日当たりの所定の量を供給できない可能性がある場合、県は速やかに事業者へ通知し、県と事業者が調整等のうえ、効率的に維持管理・運営を行うものとする。	49			
119	維持管理・運営	有資格者の配置および組織 体制等	維持管理・運営を実施するに当たり、関係法令、入札説明書等に基づき、業務を遂行する上で必要な有資格者を配置すること。 また、安全衛生・防災等に配慮した人員を配置すること。	49			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
120	維持管理・運営	業務内容	維持管理・運営業務の実施に際しては、「5-2-2 業務書類等」に記載する年間維持管理計画書を作成し、県の確認を得ること。また、事業者の技術力を活用しながら創意工夫により、予防保全技術の活用など最適な維持管理・運営方法を検討し、次の業務を行うこと。また、県が行う岩木川浄化センター内その他の施設の維持管理との調整を率先して行い、その他の施設の円滑な運転・維持管理に協力すること。	49			
121	維持管理・運営	業務内容	(1)維持管理・運営計画等の策定業務 事業者は、事業の履行に先立ち、年間維持管理計画、長期改築修繕計画を策定し、県の確認を受けること。	49			
122	維持管理・運営	業務内容	(2)保安全管理業務 1)保守点検業務 設備機器(機械設備、電気設備及び建築付帯設備)について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮するよう日常点検、定期点検、法定点検等を行うこと。点検の結果、県で備品購入した設備機器等(消火器等)の交換が必要となった場合は、その旨を県に報告し交換すること。 2)電気設備保守点検 事業者は、本施設の電気設備保守点検に関して浄化センター維持管理者が委託する電気主任技術者の保安業務体制のもと、その指示に従うこと。事業者は、浄化センター維持管理者が委託する電気主任技術者の補助的業務ができるものを選任し、その業務範囲は、関係法令および岩木川浄化センターの電気保安規程に示される日常巡視点検、定期巡視点検、年次点検、精密点検等を全て実施するものとする。 その点検内容は、県に提出し、浄化センター維持管理者が委託する電気主任技術者に事前に承認を得る。また、点検結果は速やかに電気主任技術者に報告すること。 また、電気設備の修繕にあたっては浄化センター維持管理者が委託する電気主任技術者の事前の承認を得ること。 3)修繕業務 事業者は、本施設の性能を確保するため、事業者の設置した施設・設備の修繕を行うこと。	49			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
123	維持管理・運営	業務内容	<p>(3) 運転管理業務</p> <p>1) 本施設の運転操作及び監視業務 本施設の運転、操作、制御及び監視の業務を行う。運転状況を常時把握し、また設備等の異常発見に努め、異常が発生した場合には早期復旧に努めること。</p> <p>2) 分析業務 本施設の機能を正常に発揮するように、規制基準、要求水準書等に基づき「別紙15 分析管理項目」に定める項目について分析業務を行うこと。分析で得られたデータは、県からの求めに応じて考察を加え速やかに報告するものとし、最適な維持管理・運営に反映させること。</p> <p>3) 報告業務 事業の履行にあたり、5-2-2に定められた業務書類の内容を県に報告すること。</p> <p>4) ユーティリティ等の調達・管理業務 運転、維持管理業務に必要な燃料、消耗品、部品、付属品、予備品、その他必要な器具類等の物品を調達管理すること。なお、物品の調達に当たっては、適切な品質、規格のものとし、汚泥に悪影響を与えず、施設等の設備、機器等を劣化させないものを使用すること。特に薬品等については、関係法令により適切な保管場所に保管し、施錠するなどにより、適切な管理を行うこと。</p> <p>5) エネルギー管理業務 事業者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギーを使用する設備の監視、運転方法の改善等を実施すること。また、定期報告書、中長期計画書の作成に協力すること。</p>	50			
124	維持管理・運営	業務内容	<p>(4) 肥料販売運営に関する業務</p> <p>1) 販売運営計画 本施設において肥料を製造し、それを余剰なく販売するため、運営に関する計画を定めなければならない。 また、地域内循環による環境啓発の観点から、可能な限り青森県内および近隣地域での普及促進及び販売に努めなければならない。なお、販売先および販売量は、月報および年報に記載し、県に報告するものとする。</p> <p>2) 利用促進活動 肥料の信頼性を確保するため、施用による土壌や農作物への影響を評価し、適正な使用を指導し、助言する体制を構築しなければならない。</p>	50			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
125	維持管理・運営	業務内容	<p>(5)肥料の品質管理 本施設において製造される肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律127号)に基づく普通肥料として公定規格を満たすものでなければならない。 また、品質確保においては、以下の内容を実施すること。 1)「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成27年3月農林水産省)を踏まえたサンプリング検査計画書の作成。 2)原則として四半期ごとに1回以上、年間で最低4回以上(年間の重金属濃度の変動傾向が把握できている場合も同様の)サンプリング検査を実施。 3)検査結果をホームページなどで公表。 4)年1回以上、肥料利用者への説明会を開催。 (出典:下水道資源の農業利用促進にむけたBISTRO下水道事例集 平成30年4月 国土交通省) なお、3)については県ホームページにも掲載するので、検査結果整理後、速やかに必要なデータを県に提供すること。 また、汚泥または規格外の肥料等を産業廃棄物とする必要が発生した場合は、事業者の費用負担で県が処分する。</p>	50			
126	維持管理・運営	業務内容	<p>(6)肥料等の安全管理 1)事業者は、貯蔵時において、肥料の発熱、発酵特性に適合した安全対策(予防と発熱等異常時の対応)を施すこと。 2)事業者は、規格外の肥料等について、発熱、発酵特性に適合した安全対策(予防と発熱等異常時の対応)を施すこと。 3)事業者は、肥料の販売、受け渡し時において、利用者に対し安全管理を十分に行うこと。</p>	51			
127	維持管理・運営	業務内容	<p>(7)肥料売買 1)県は、本施設で製造された肥料を有償にて供給する。事業者は、維持管理・運営期間に製造された肥料を全量買い取ること。価格については、肥料の価値および利用先までの運搬に要する費用等を考慮し、1tあたり100円(税抜き)を下限とし、肥料の価値および利用先までの運搬に要する費用等を考慮し、事業者が設定すること。なお、肥料の所有権は、肥料を計量した時点で、県から事業者へ移転するものとする。 2)事業者は、買い取った肥料を肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律127号)の規定に基づき肥料登録を行ったうえで適切な利用を図ること。 3)肥料登録にあたって、肥料の名称等については、県との協議により決定すること。</p>	51			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
128	維持管理・運営	業務内容	<p>(8) その他維持管理・運営に必要な関連業務</p> <p>1) 衛生管理業務 衛生的な作業環境の確保を図るため本施設内を清潔に保つこと。 なお、脱水汚泥の供給方法を「ホッパ」とした場合、トラックからの脱水汚泥漏洩防止、トラック走行跡による場内の汚損防止を徹底すること。</p> <p>2) 外構管理業務 本事業で整備したフェンス、門扉、道路、照明、植栽等外構施設の維持管理を行うこと。(既存施設は本事業範囲外。)</p> <p>3) 保安管理業務 浄化センター維持管理者と連携し、本施設を対象に保安管理を行うこと。また、事業者は、定期的に岩木川浄化センター内で実施する報告会へ参加すること。</p> <p>4) 非常時対応業務 事業者は、自然災害、緊急的な異常等の発生時又は発生が想定された時(以下「非常時」という。)は、適切な初期対応、応急措置を行うとともに、速やかに県や関係機関に通報、連絡し、必要な連携を図ること。 また、事業者は緊急配備の体制を整え、非常時に対応できるようマニュアルの整備及び定期的な訓練を実施すること。</p> <p>5) 見学者対応、パンフレット等作成業務 見学者の申し込みなどの対応は浄化センター維持管理者が行い、本施設への見学要望がある場合、本施設に関する対応は事業者が協力すること。見学ルートについては、施設内には立ち入らずに外部から施設を見学することを想定し、説明用看板を設置する。また、見学者用パンフレットを作成すること。なお、パンフレットの著作権は県に帰属する。</p> <p>6) 住民対応業務 技術提案書に基づき実施される事業の内容に対する住民からの要望、訴訟等への対応を行うこと。</p> <p>7) スtockマネジメント計画における調査データの整理・協力 事業者は、県がStockマネジメント計画を策定するために必要な調査データ等を整理し、県に提供すること。</p>	51			
129	維持管理・運営	業務内容	<p>(9) その他 事業開始後、本浄化センターにおいて場外汚泥の受け入れの検討を行うことがあった場合には、県との協議に応じること。</p>	52			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
130	維持管理・運営	業務書類等	(1)年間維持管理計画書 前年度の2月末までに、本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、県の確認を受ける。記載事項は次の内容を含め、詳細は県と事業者が協議の上決めることとする。 ア 実施体制 イ 運転管理計画 ウ 保守点検計画 エ 修繕計画 オ 肥料製造販売計画 カ 分析計画 キ 安全管理計画 ク エネルギー管理計画 ケ 非常時対応に関する計画	52			
131	維持管理・運営	業務書類等	(1)年間維持管理計画書 前年度の2月末までに、本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、県の確認を受ける。記載事項は次の内容を含め、詳細は県と事業者が協議の上決めることとする。 ア 実施体制 イ 運転管理計画 ウ 保守点検計画 エ 修繕計画 オ 肥料製造販売計画 カ 分析計画 キ 安全管理計画 ク エネルギー管理計画 ケ 非常時対応に関する計画	52			
132	維持管理・運営	業務書類等	(3)年間維持管理報告書 当該年に係る業務年間報告書を翌年度4月末日までに提出すること。 ア 運転管理に関する報告 イ 保守点検に関する報告 ウ 修繕に関する報告 エ 肥料製造販売に関する報告 オ 分析に関する報告 カ 安全管理に関する報告 キ 故障・事故発生時の対応に関する報告 ク その他必要なもの	53			
133	維持管理・運営	業務書類等	(4)月間維持管理報告書 当該月に係る月間維持管理報告書を翌月20日までに提出すること。報告書は、日単位でも把握できるように整理し、県が求める場合は日報として速やかに提示すること。 ア 運転管理に関する報告 イ 保守点検に関する報告 ウ 修繕に関する報告 エ 肥料製造販売に関する報告 オ その他必要なもの	53			

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

様式30-4

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
134	維持管理・運営	業務書類等	(5)長期改築修繕計画書 毎年度の開始の30日前までに、技術提案書、年間維持管理計画書、保守点検結果等に基づく修繕計画、更新計画の内容を記載した長期改築修繕計画書を提出し、県の確認を受けること。また、事業者は、県が実施するストックマネジメント計画策定及び更新事業に協力すること。なお、令和27(2045)年度以降に提出する長期改築修繕計画書は、事業終了から5ヶ年後分の計画を含め、将来の改築にかかる提案を県に行うこと。	53			
135	維持管理・運営	業務書類等	(6)事業終了時に提出する書類 次の書類を事業終了時に提出すること。 ア 施設機能確認報告書(5-2-7で定める日) イ 設備台帳 ウ その他必要なもの	53			
136	維持管理・運営	業務書類等	(7)随時、提出する書類 次の書類を随時、提出すること。 ア 故障事故等報告書(重大な事象に限る) イ その他必要なもの	53			
137	維持管理・運営	計測	事業者は、適切な維持管理・運営を行うため、次の項目について計測を行い、月間維持管理報告書及び年間維持管理報告書により報告すること。 ア 脱水汚泥固形物量(dst/日)、脱水汚泥量(m3/日) イ 電力、上水、二次処理水、燃料(A重油等)の使用量 ウ 肥料の製造量、販売量 エ その他必要と認める事項(料金の支払いや技術評価項目に関する事項等)	54			
138	維持管理・運営	VE提案	維持管理・運営期間において、事業者は、浄化センター維持管理者との連携による全体最適化や技術革新等により、要求水準や技術提案書等に基づくサービス水準を低下させることなく、維持管理・運営費等の削減を可能とする提案を行うことができる。VE提案を行う場合、事業者はVE提案書にVE提案の内容、削減効果等以下に掲げる事項を記載のうえ、県に提出すること。県は事業者と協議のうえ、VE提案を採用するかどうかを決定する。 ア 要求水準や技術提案書等に規定される内容とVE提案の内容の対比と提案理由 イ VE提案の実施方法に関する事項 ウ VE提案が採用された場合の維持管理・運営費の削減効果 エ 水処理設備等既存施設との関係 オ VE提案が採用された場合に考慮すべき事項	54			
139	維持管理・運営	事業終了時の措置	事業者は、事業期間中、維持管理・運営、肥料売買を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本施設の機能を満たしている状態に保持しなければならない。なお、本施設の事業期間終了後の取り扱いについては、事業期間終了3年前より県との協議に応じなければならない。	54			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ /図面番号
140	維持管理・運営	引継ぎ及び技術指導	県または県の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任および費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。	54			
141	維持管理・運営	事業終了時施設機能の確認	事業期間終了時もしくは契約解除により契約を終了するときは、契約終了日前90日から契約終了日までの間に、県および事業者は、双方立会いのもと、以下の施設機能の確認を行う。 (1)本施設を継続して使用することに支障のない状態であること。 (2)本施設の主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。 (3)主要な設備等が当初の実施設計図書に規定されている基本的な性能(処理能力等、計測可能なもの)を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。 (4)標準耐用年数を経過していない施設は標準耐用年数程度の使用に支障のない劣化状態であること。 (5)事業者は前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から14日以内(契約終了日まで14日未満の場合は、契約終了日まで)に県に提出するものとする。 (6)前各項の規定に関わらず、県が認めた場合には、事業者は本施設の原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して本施設を明け渡すことができるものとする。	54			
142	性能未達の場合の措置	改善基準と停止基準	事業者による本施設の維持管理・運営が本要求水準書を満足しているか否かの判断基準として、改善基準と停止基準を設定する。 改善基準とは、計測値がその基準を上回ると、計測の頻度を増やすなど監視強化を行う基準である。改善基準を上回る場合には監視強化状態とし、その状況に陥った時点から、6-6に従い速やかに復帰に努めること。 停止基準とは、計測値がその基準を上回ると当該設備を停止しなくてはならない基準である。 なお、県が改善を求めても改善されない場合には、県はその事実関係を含めて事業者名の公表を行うことができる。	55			
143	性能未達の場合の措置	対象項目	改善基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は以下の通りである。 ① 肥料の品質に関する項目 ② 臭気に関する項目 ③ 汚水排水に関する項目 ④ 本施設からの排ガスに関する項目(温水ボイラー等にて加温等を行う必要がある場合)	55			

実施設計・建設工事および維持管理・運営要求水準書に関する基礎審査書

No.	項目	内容	要求事項(概要)	頁	可否 記載欄	対応内容	計画書・様式ページ / 図面番号
144	性能未達の場合の措置	基準値及び判定方法	改善基準及び停止基準の基準値並びに基準値を上回っているか否かの判定基準を表 8に示す。	56			
145	性能未達の場合の措置	その他の基準	事業者は、技術提案書に示す基準未達となった場合、直ちに原因を解明、改善計画を県に提示し承諾を得ること。事業者は、承諾を得た改善計画に従い、速やかに本施設の復旧を図る。事業者は、本施設の改善が完了したと判断された時点で、再度の計測を行い、県に報告すること。なお、この場合、計測に要する一切の費用は事業者が負担すること。	56			
146	性能未達の場合の措置	施設停止後の対応	本施設の稼働を停止した場合、特別目的会社は、次の手順で復旧に努めること。 ① 停止基準を上回った原因と責任の究明 ② 改善計画の提案(県による確認) ③ 改善作業への着手 ④ 改善作業の完了確認(県による確認) ⑤ 試運転の開始 ⑥ 再計測(県による確認) ⑦ 停止状態からの復帰 停止基準を上回った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、上記の手続きは次に示す簡略化した手続きにすることが可能である。 ア 停止基準を上回った原因と責任の究明 イ 試運転の開始 ウ 再計測(県による確認) エ 停止状態からの復帰 なお、停止期間中の脱水汚泥処分費用は事業者が負担すること。	57			
147	性能未達の場合の措置	監視強化後の対応	本施設の監視が強化された場合、事業者は、以下の手順で監視強化状態からの復帰に努めること。 ① 改善基準を上回った原因と責任の究明 ② 改善計画の提案(県による確認) ③ 改善作業への着手 ④ 改善作業の完了確認(県による確認) ⑤ 再計測(県による確認) ⑥ 監視強化状態からの復帰 改善基準を上回った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、上記の手続きは次に示す簡略化した手続きにすることが可能である。 ア 改善基準を上回った原因と責任の究明 イ 再計測(県による確認) ウ 監視強化状態からの復帰	57			

((様式30-5) 施設の概要

内 容				
1 処理方式を下記に記載すること。				
<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>				
<p>※採用する処理方式（設備）が入札公告時点において、国土交通省国土技術政策総合研究所、地方共同法人日本下水道事業団又は公益財団法人日本下水道新技術機構のいずれかによる実証事業、共同研究、評価等がなされたもの、又は当該技術を発展、改善した技術であり、実証事業、共同研究、評価等がなされた技術と同等以上の信頼性が認められるもの、又は国内において1年以上の安定的な稼働実績（下水道法上の終末処理場（以下「下水処理場」という。）又は下水道類似施設）がある技術であることが確認出来る根拠資料を添付すること。</p>				
2 施設規模、系列数等に関する以下の事項について記載すること。				
系列	処理能力 (wet-t/日)	稼働日数 (日/年)	年間処理能力 (wet-t/年)	備考
合計				

※A4版1ページ以内

応募者番号	
-------	--

内 容	
<p>1 配置計画について</p> <p>以下に示す内容を A3 版 1 枚に示すこと。構成は応募者による任意とする。</p> <p>要求水準書の図 1.8 に示す「本事業の範囲内」に配置されていることが分かるよう示すこと。</p> <p>2 維持管理動線について</p> <p>以下に示す維持管理動線を A3 版 1 枚に示すこと。構成は応募者による任意とする。</p> <p>①維持管理動線（維持管理作業、保安及び緊急通路等）</p> <p>②車両動線（一般車両、燃料化物搬出車両、ユーティリティ搬入車両、受入汚泥搬入車両、修繕工事等における工事用車両等）</p> <p>各動線の考え方と工夫した点、配慮すべき点について記載すること。なお、動線は、線種・線色を使い分けて分かりやすく図示すること。</p>	
※1はA3版1ページ、2はA3版1ページとする	応募者番号

内 容	
<p>1 稼働中の既存施設への影響を考慮した工事計画 稼働中の既存施設に与える影響の軽減するための対応方法を工事段階、総合試運転段階それぞれについて記載すること。</p> <p>2 工程表 実施設計・建設工事期間における主要な行事、調査、許認可申請、事務手続き、実施設計、建設工事（機械設備、電気設備、土木、建築ごと）、試運転、完成検査等の工程表について、A3版1枚に示すこと。工程表の様式は任意とする。</p>	
※1はA4版2ページ以内とする 2はA3版1ページとする	応募者番号

内 容	
下記事項について、詳しく記載すること	
1 脱水汚泥供給設備	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
2 肥料化設備（前処理、発酵施設等）	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
3 肥料化設備（製品化）（必要な場合）	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
4 肥料化製品受渡施設	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
5 脱臭設備	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。 また、規制値を遵守出来る根拠（採用する脱臭設備性能、臭気発生個所の密閉方法など）を記載すること。
6 用水設備	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
7 ユーティリティ（用役）設備	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
8 配管・ダクト設備	採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
※A4版8ページ以内（図表を含む。）	応募者番号

内 容	
下記事項について、詳しく記載すること	
1 受変電設備	(1)受変電設備盤(変圧器容量・バンク数・配電盤構成等)構成、配電電圧、力率改善方法及び制御電源構成を記載すること。
2 自家発電設備(必要な場合)	(1)必要性、対象負荷、自家発必要容量を根拠に基づき具体的に記載すること。 また、採用する主要設備の方式、型式、設備容量、台数、材質の選定理由を根拠に基づき具体的に記載すること。
3 特殊電源設備	(1)対象負荷、機器構成(機器仕様等)及び補償時間を記載すること。
4 運転操作設備	(1)負荷設備の運転・制御(単独・連動)回路の構築方法を記載すること。 (2)連動回路が停止した場合の運転・制御のバックアップ方法を記載すること。 (3)現場での監視・操作における機器構成を記載すること。 (4)VVVF装置を使用する場合は、高調波対策の要否と具体的な対策を記載すること。
5 計装設備	(1)監視、運転、制御に必要な測定項目及び測定方式(機器仕様)を全て記載すること。
6 監視制御設備	(1)監視、計装制御等を含めた監視制御システム構成を記載すること。 (2)監視制御システムの信頼性向上対策(監視装置台数、コントローラ仕様・台数等)への考え方を記載すること。 (3)監視装置での操作・監視・設定項目の選定方法を記載すること。 (4)既存の監視や計装信号と信号授受する項目について、必要信号の内容、理由及び信号の取り合い方法を記載すること。
7 配線・配管	(1)容量、大きさ、ルートの設定根拠を記載すること。
8 その他	(1)今回施工する接地種別を記載すること。 (2)停電時に設備を安全に停止させるための対策(機器構成、停止条件等)への考え方を記載すること。
※A4版4ページ以内(図表を含む)	応募者番号

内 容	
<p>下記項目について詳しく記載すること。</p>	
<p>1 施設設計</p>	
<p>(1) 計画地盤高、及びその設定根拠を記載すること。</p>	
<p>(2) 諸室のゾーニング計画及び各諸室の使用用途を記載すること。</p>	
<p>(3) 各室のスペース根拠を記載すること。</p>	
<p>(4) 階高の設定根拠を記載すること。</p>	
<p>(5) 耐水化対策の内容を記載すること。</p>	
<p>(6) 本施設への進入路（通用口位置、歩道乗入れ部）の整備内容を記載すること。</p>	
<p>(7) 場内整備の位置・内容を記載すること。</p>	
<p>①場内舗装：道路幅、舗装範囲、舗装構成</p>	
<p>②污水管・雨水管（側溝）：接続先、及び配管ルート</p>	
<p>(8) 基礎形式（杭基礎の場合、杭材・杭径・杭長・本数等）を記載すること。</p>	
<p>2 施設建設</p>	
<p>(1) 既設構造物との離隔および近接施工が生じる場合の施工方法等を記載すること。</p>	
<p>(2) 周辺環境対策（掘削土砂の場内仮置き時における飛散防止対策、騒音・振動対策等）への考え方を記載すること。</p>	
<p>3 建築機械設備</p>	
<p>(1) 各建屋における建築機械設備に係る設計方針及び配慮すべき事項について具体的に記述すること。</p>	
<p>4 建築電気設備</p>	
<p>(1) 各建屋における建築電気設備に係る設計方針及び配慮すべき事項について具体的に記述すること。</p>	

内 容

下記のユーティリティ使用量と汚水排水量および排水水質を、提案値欄に記載すること。

1 電力使用量

種別	要求水準値	提案値
電力	1,265kW 以下	デマンド：●●Kw 使用量：●●●kWh/日

2 上水使用量

種別	要求水準値	提案値
上水	1日使用水量	1.12m ³ /日以下 ●●m ³ /日
	瞬時最大予想水量	0.15m ³ /min 以下 ●●m ³ /min

3 二次処理水使用量

種別	要求水準値	提案値
二次 処理水	1日使用水量	2,923m ³ /日以下 ●●m ³ /日
	瞬時最大予想水量	2.5m ³ /min 以下 ●●m ³ /min

4 本施設からの汚水排水量および排水水質（返流水）

(汚水排水量)

種別	要求水準値	提案値
汚水 排水量	1日使用水量	2,960m ³ /日以下 ●●m ³ /日
	瞬時最大予想水量	2.2m ³ /min 以下 ●●m ³ /min

(排水水質)

項目	要求水準値	提案値	備考
BOD	20mg/L 以下	●●mg/L 以下	
SS	40mg/L 以下	●●mg/L 以下	
COD	30mg/L 以下	●●mg/L 以下	
T-N	60mg/L 以下	●●mg/L 以下	
T-P	0.3mg/L 以下	●●mg/L 以下	
pH	5.8~8.6	●●~●●	

内 容

1 公害防止基準について提案値を記載すること。尚、本提案に関連する他の書類などがある場合は、該当様式の通し番号を明記して添付すること。

(1) 騒音規制基準

騒音規制基準

時間区分		規制値	提案値
朝	午前6時から午前8時まで	60 dB	●●dB
昼間	午前8時から午後6時まで	65 dB	●●dB
夕	午後6時から午後10時まで	65 dB	●●dB
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	55 dB	●●dB

(2) 振動規制基準

振動規制基準

時間区分		規制値	提案値
昼間	午前8時から午後7時まで	65 dB	●●dB
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで	60 dB	●●dB

(3) 悪臭規制基準

臭気指数規制基準

本施設外壁から 5m の位置 (4 か所) および脱臭装置排気口、換気口、脱臭設備出口など建屋からの排出口、汚泥をトラック搬送する場合のトラックから 5m の位置の最も濃度の高い箇所の値を記載すること。

最も濃度の高い箇所

特定悪臭物質	規制値	提案値
アンモニア	1 ppm	●● ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	●● ppm
硫化水素	0.02 ppm	●● ppm
硫化メチル	0.01 ppm	●● ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	●● ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	●● ppm

内 容

1 維持管理体制

本事業の維持管理・運営期間を通じた平常時の平日・休日・日中・夜間の維持管理体制について、下表の維持管理体制表を記載するとともに、その体制構築の考え方を施設稼働初期の考え方および夜間管理の考え方を含めて、具体的に記載すること。なお、下表は適宜追加・変更しても構わない。

平日日中（時間帯●：●●～●：●●）

職種	担当業務・内容	資格	人数

平日夜間（時間帯●：●●～●：●●）

職種	担当業務・内容	資格	人数

休日日中（時間帯●：●●～●：●●）

職種	担当業務・内容	資格	人数

休日夜間（時間帯●：●●～●：●●）

職種	担当業務・内容	資格	人数

2 緊急時の体制

自然災害発生時、故障時、停電時、緊急異常時を考慮した危機管理計画について、これら事象が発生した場合の非常配備の班体制について、配備基準と体制構築理由を具体的に記載すること。

※A4版3ページ以内（図表を含む。添付資料は含まない。）

応募者番号

内 容

1 肥料の性状

肥料の性状を下記の表に記載すること。

項 目	提案値	項 目	提案値
肥料の種類		窒素含有率	●●%
窒素全量	●●%	炭素窒素比	●●%
りん酸全量	●●%	銅全量	●●mg/kg
加里全量	●●%	亜鉛全量	●●mg/kg
有機炭素	●●%	石灰全量	●●%

2 肥料製造量

肥料の年次別製造量を下記の表に記載すること。

年次	肥料製造量	年次	肥料製造量
1年目 (R8年度)	〇〇t/年	11年目 (R18年度)	〇〇t/年
2年目 (R9年度)	〇〇t/年	12年目 (R19年度)	〇〇t/年
3年目 (R10年度)	〇〇t/年	13年目 (R20年度)	〇〇t/年
4年目 (R11年度)	〇〇t/年	14年目 (R21年度)	〇〇t/年
5年目 (R12年度)	〇〇t/年	15年目 (R22年度)	〇〇t/年
6年目 (R13年度)	〇〇t/年	16年目 (R23年度)	〇〇t/年
7年目 (R14年度)	〇〇t/年	17年目 (R24年度)	〇〇t/年
8年目 (R15年度)	〇〇t/年	18年目 (R25年度)	〇〇t/年
9年目 (R16年度)	〇〇t/年	19年目 (R26年度)	〇〇t/年
10年目 (R17年度)	〇〇t/年	20年目 (R27年度)	〇〇t/年

3 肥料の有効利用方法

肥料の有効利用方法を下記の表に記載すること。なお、下表は適宜追加・変更しても構わない。

有効利用先	受入れ期間 (〇年〇月～〇年 〇月)	受入れ量 (〇t/日相 当)	常時受入れ 又は 臨時受入れ	有効利用の 方法
			常時・臨時	

4 肥料貯蔵・運搬時の安全衛生対策

- (1) 肥料の貯蔵・運搬時の対応として、貯蔵時の臭気漏洩対策、搬送車両の臭気漏洩対策の内容、搬送先及び搬送経路の周辺環境に配慮した積載方法や運搬方法について記載すること。

※A4 版 4 ページ以内（図表を含む）

応募者番号

内 容	
<p>本事業について、要求水準書の遵守事項及び事業者の提案事項が確実に履行されていることを確認するための事業者によるセルフモニタリングに関し、実施内容・体制、県への報告内容等について、以下の観点を踏まえて記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①セルフモニタリングの内容②セルフモニタリングの実施時期、頻度③セルフモニタリングの実施体制、内部チェック体制④県への報告時期、頻度、報告内容	
※A4版4ページ以内（図表を含む）	応募者番号

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

会社名

氏名(代表者)

印

技術提案回答書

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

総合評価に係る技術提案（簡易な技術提案を含む）については、以下のとおりとします。技術提案が適正と認められた内容については、技術提案書に基づいて施工します。

	技術提案項目	提案内容
①	ライフサイクルコスト削減手法に関する技術提案	様式40-2に記載
②	建設時における地元活用の提案	様式40-3に記載
③	施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策に関する技術提案	様式40-4に記載
④	運営の安定性に関する技術提案	様式40-5に記載
⑤	臭気に関する技術提案	様式40-6に記載
⑥	肥料化製品の販売促進及びイメージ認知度向上に関する提案	様式40-7に記載

注1) 提案内容の欄は、施工方法等の技術提案を求めた場合には技術提案の概要を、数値等を求めた場合はその提案値を簡潔に記載する。

注2) 提案内容の具体的事項については、様式40-2～7に記載する。

注3) 本様式の電子データ（Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成）を添付すること（CD-R）。

(様式 40-2)

技術提案書①

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

技術提案項目： 〔①ライフサイクルコスト削減手法に関する技術提案〕

本提案は各評価内容の2項目とし提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。

また、各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。

評価内容-1	施設の設計又は建設時におけるコスト削減に関する提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

評価内容-2	施設の維持管理・運営時に寄与する施設設計におけるコスト削減に関する提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

注1) 技術提案1つ毎に本様式A4サイズ片面1枚以内を標準とする。なお、文字サイズについては10.5又は11ポイントを標準とする(ゴシック又は明朝体)。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。

- ・参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等のみを記載すること。
- ・A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案毎に片面1枚以内とする。

ただし、根拠数値等の計算過程等を記載する場合は、技術提案毎に片面2枚以内とすることができる（参考資料は原則1枚以内であり、根拠数値等の計算過程の記載のみであれば、追加で片面1枚以内添付可）。

注3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、一般仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。

注4) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

注5) 「協議する」、「計画する」、「提案する」、「検討する」、「思われる」、「目標とする」は施工の実施を担保するものではないので加点評価対象としない。

注6) 出来形（寸法等）管理手法は、規格値とおりに仕上がっているのが当然である為、加点評価対象としない。

注7) 技術提案内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数項目の提案をその標題等に関連した1項目として提案しないこと。

注8) 提案項目数の上限を超える提案を行った場合は、その評価項目の技術提案の全てを加点評価対象としない。

注9) 本様式の電子データ（Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成）を添付すること（CD-R）。

技術提案書②

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

技術提案項目： [②建設時における地元活用の提案]

本提案は各評価内容の1項目とし提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。
また、各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。

評価内容-1	建設時における地元活用の提案	
技術提案内容	建設工事時における建設共同企業体の代表者または構成員 企業体における県内企業建設工事費合計額	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[別添様式 40-3-1 により算出された県内企業建設工事費割合を記載]	
技術提案内容の 効果の根拠	[別添様式 40-3-1 を添付]	
技術提案内容の 履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [工事終了時に請負金額等が分かる契約書等を提出]	

注1) 技術提案1つ毎に本様式A4サイズ片面1枚以内を標準とする。なお、文字サイズについては10.5又は11ポイントを標準とする(ゴシック又は明朝体)。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。

- ・参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等のみを記載すること。
- ・A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案毎に片面1枚以内とする。

ただし、根拠数値等の計算過程等を記載する場合は、技術提案毎に片面2枚以内とすることができる(参考資料は原則1枚以内であり、根拠数値等の計算過程の記載のみであれば、追加で片面1枚以内添付可)。

注3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、一般仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な内容(「丁寧に施工する」等)の場合は評価しない。

注4) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

注5) 「協議する」、「計画する」、「提案する」、「検討する」、「思われる」、「目標とする」は施工の実施を担保するものではないので加点評価対象としない。

注6) 出来形(寸法等)管理手法は、規格値とおりに仕上がっているのが当然である為、加点評価対象としない。

注7) 技術提案内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数項目の提案をその標題等に関連した1項目として提案しないこと。

注8) 提案項目数の上限を超える提案を行った場合は、その評価項目の技術提案の全てを加点評価対象としない。

注9) 本様式の電子データ(Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成)を添付すること(CD-R)。

建設時における地元活用の提案に関する評価

項 目	業務内容	単 位	建設工事費
県内企業名		円	
県内企業建設工事費合計額		円	0
建設工事費上限額		円	5,203,000,000
県内企業建設工事費割合		%	0.0

※1 水色着色箇所には概算金額(消費税及び地方消費税の額を含む)を記入すること。

※2 不要な行は削除すること

(様式 40-4)

技術提案書③

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

技術提案項目： [③施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策に関する技術提案]

本提案は各評価内容の2項目とし提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。
また、各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。

評価内容-1	施設運転継続若しくは維持管理従事者の安全に配慮した安全対策 (④運営の安定性に関する技術提案とは異なる提案)	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

評価内容-2	安全な維持管理作業動線確保に作配慮した施工計画	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

注1) 技術提案1つ毎に本様式A4サイズ片面1枚以内を標準とする。なお、文字サイズについては10.5又は11ポイントを標準とする(ゴシック又は明朝体)。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。

- ・参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等のみを記載すること。
- ・A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案毎に片面1枚以内とする。

ただし、根拠数値等の計算過程等を記載する場合は、技術提案毎に片面2枚以内とすることができる（参考資料は原則1枚以内であり、根拠数値等の計算過程の記載のみであれば、追加で片面1枚以内添付可）。

注3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、一般仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。

注4) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

注5) 「協議する」、「計画する」、「提案する」、「検討する」、「思われる」、「目標とする」は施工の実施を担保するものではないので加点評価対象としない。

注6) 出来形（寸法等）管理手法は、規格値とおりに仕上がっているのが当然である為、加点評価対象としない。

注7) 技術提案内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数項目の提案をその標題等に関連した1項目として提案しないこと。

注8) 提案項目数の上限を超える提案を行った場合は、その評価項目の技術提案の全てを加点評価対象としない。

注9) 本様式の電子データ（Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成）を添付すること（CD-R）。

技術提案書④

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

技術提案項目： [④運営の安定性に関する技術提案]

本提案は各評価内容の2項目とし提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。
また、各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。

評価内容-1	施設の安定的な運転に対する創意工夫	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

評価内容-2	汚泥性状の変動に対し安定的に肥料を生成するための創意工夫	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

注1) 技術提案1つ毎に本様式A4サイズ片面1枚以内を標準とする。なお、文字サイズについては10.5又は11ポイントを標準とする(ゴシック又は明朝体)。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。

- ・参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等のみを記載すること。
- ・A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案毎に片面1枚以内とする。

ただし、根拠数値等の計算過程等を記載する場合は、技術提案毎に片面2枚以内とすることができる（参考資料は原則1枚以内であり、根拠数値等の計算過程の記載のみであれば、追加で片面1枚以内添付可）。

注3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、一般仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。

注4) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

注5) 「協議する」、「計画する」、「提案する」、「検討する」、「思われる」、「目標とする」は施工の実施を担保するものではないので加点評価対象としない。

注6) 出来形（寸法等）管理手法は、規格値とおりに仕上がっているのが当然である為、加点評価対象としない。

注7) 技術提案内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数項目の提案をその標題等に関連した1項目として提案しないこと。

注8) 提案項目数の上限を超える提案を行った場合は、その評価項目の技術提案の全てを加点評価対象としない。

注9) 本様式の電子データ（Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成）を添付すること（CD-R）。

技術提案書⑤

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

技術提案項目： [⑤臭気に関する技術提案]

本提案は各評価内容の2項目とし提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。

また、各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。

評価内容-1	汚泥有効利用施設の通常運転時の臭気漏洩監視方法及び漏洩リスク発生時の対応手順に関する提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

評価内容-2	脱水汚泥の搬出時・修繕等の施設休止時・緊急停止時の臭気漏洩監視方法及び漏洩リスク発生時の対応手順に関する提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

注1) 技術提案1つ毎に本様式A4サイズ片面1枚以内を標準とする。なお、文字サイズについては10.5又は11ポイントを標準とする(ゴシック又は明朝体)。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。

- ・参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等のみを記載すること。
- ・A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案毎に片面1枚以内とする。

ただし、根拠数値等の計算過程等を記載する場合は、技術提案毎に片面2枚以内とすることができる（参考資料は原則1枚以内であり、根拠数値等の計算過程の記載のみであれば、追加で片面1枚以内添付可）。

注3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、一般仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。

注4) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

注5) 「協議する」、「計画する」、「提案する」、「検討する」、「思われる」、「目標とする」は施工の実施を担保するものではないので加点評価対象としない。

注6) 出来形（寸法等）管理手法は、規格値とおりに仕上がっているのが当然である為、加点評価対象としない。

注7) 技術提案内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数項目の提案をその標題等に関連した1項目として提案しないこと。

注8) 提案項目数の上限を超える提案を行った場合は、その評価項目の技術提案の全てを加点評価対象としない。

注9) 本様式の電子データ（Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成）を添付すること（CD-R）。

技術提案書⑥

工事名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

会社名 _____

技術提案項目： 〔⑥肥料化製品の販売促進及びイメージ認知度向上に関する提案〕

本提案は各評価内容の3項目とし提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。

また、各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。

評価内容-1	岩木川浄化センター内の肥料化製品譲渡施設における販売促進に関する提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

評価内容-2	県内における肥料化製品の販売促進に関する提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

評価内容－3	下水汚泥肥料のイメージ向上に繋がる取組の提案	
技術提案内容	[提案内容を簡潔に記載]	参考資料番号 ()
技術提案内容の効果	[標準案に比べ提案内容の効果・優位性・有効性等を具体的かつ簡素に記載]	
技術提案内容の効果の根拠	[具体的な手法及び技術的な根拠を具体的かつ簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	
技術提案内容の履行確認方法	[提案された内容の履行確認方法を簡潔に記載] [必要に応じて、添付資料として試験成績表・カタログ、文献、図面等を別途添付する]	

注1) 技術提案1つ毎に本様式A4サイズ片面1枚以内を標準とする。なお、文字サイズについては10.5又は11ポイントを標準とする(ゴシック又は明朝体)。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。

- ・参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等のみを記載すること。
- ・A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案毎に片面1枚以内とする。

ただし、根拠数値等の計算過程等を記載する場合は、技術提案毎に片面2枚以内とすることができる(参考資料は原則1枚以内であり、根拠数値等の計算過程の記載のみであれば、追加で片面1枚以内添付可)。

注3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、一般仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な内容(「丁寧に施工する」等)の場合は評価しない。

注4) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

注5) 「協議する」、「計画する」、「提案する」、「検討する」、「思われる」、「目標とする」は施工の実施を担保するものではないので加点評価対象としない。

注6) 出来形(寸法等)管理手法は、規格値とおりに仕上がっているのが当然である為、加点評価対象としない。

注7) 技術提案内容に自ら標題等を設けることにより、各々有効・無効の評価が必要な複数項目の提案をその標題等に関連した1項目として提案しないこと。

注8) 提案項目数の上限を超える提案を行った場合は、その評価項目の技術提案の全てを加点評価対象としない。

注9) 本様式の電子データ(Microsoft Word2016形式以下又はExcel2016形式以下で作成)を添付すること(CD-R)。

(様式50-1)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見積書

(実施設計・建設工事)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

契約条件その他条件を承知のうえ、次のとおり見積りいたします。

事業名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業											
事業場所	青森県弘前市地内											
見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳												
(1) 設計価格 ※様式 51-1, 51-2 と整合すること。												
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額												
(2) 施工価格 ※様式 51-3～51-8 と整合すること。												
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額												

- ※ 上記見積金額及び備考欄の金額は、希望金額の110分の100に相当する金額である。
- ※ 見積金額の合計は(1)+(2)とする。
- ※ 消費税法第9条第1項の適用について
(該当する方を○で囲んでください。)
 - 1 課税事業者
 - 2 免税事業者

(様式50-2)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見積書

(維持管理・運営)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約条件その他条件を承知のうえ、次のとおり見積りいたします。

事業名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業											
事業場所	青森県弘前市地内											
見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※様式 58-1～58-3 と整合すること。												

※ 上記見積金額及び備考欄の金額は、希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 消費税法第9条第1項の適用について

(該当する方を○で囲んでください。)

1 課税事業者

2 免税事業者

(様式50-3)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見 積 書

(肥料売買)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約条件その他条件を承知のうえ、次のとおり見積りいたします。

事業名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業											
事業場所	青森県弘前市地内											
見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※様式 58-1～58-3 と整合すること。												

※ 上記見積金額及び備考欄の金額は、希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 消費税法第9条第1項の適用について

(該当する方を○で囲んでください。)

1 課税事業者

2 免税事業者

見積書（総括）

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

事業名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見積価格 _____ 円（税抜）

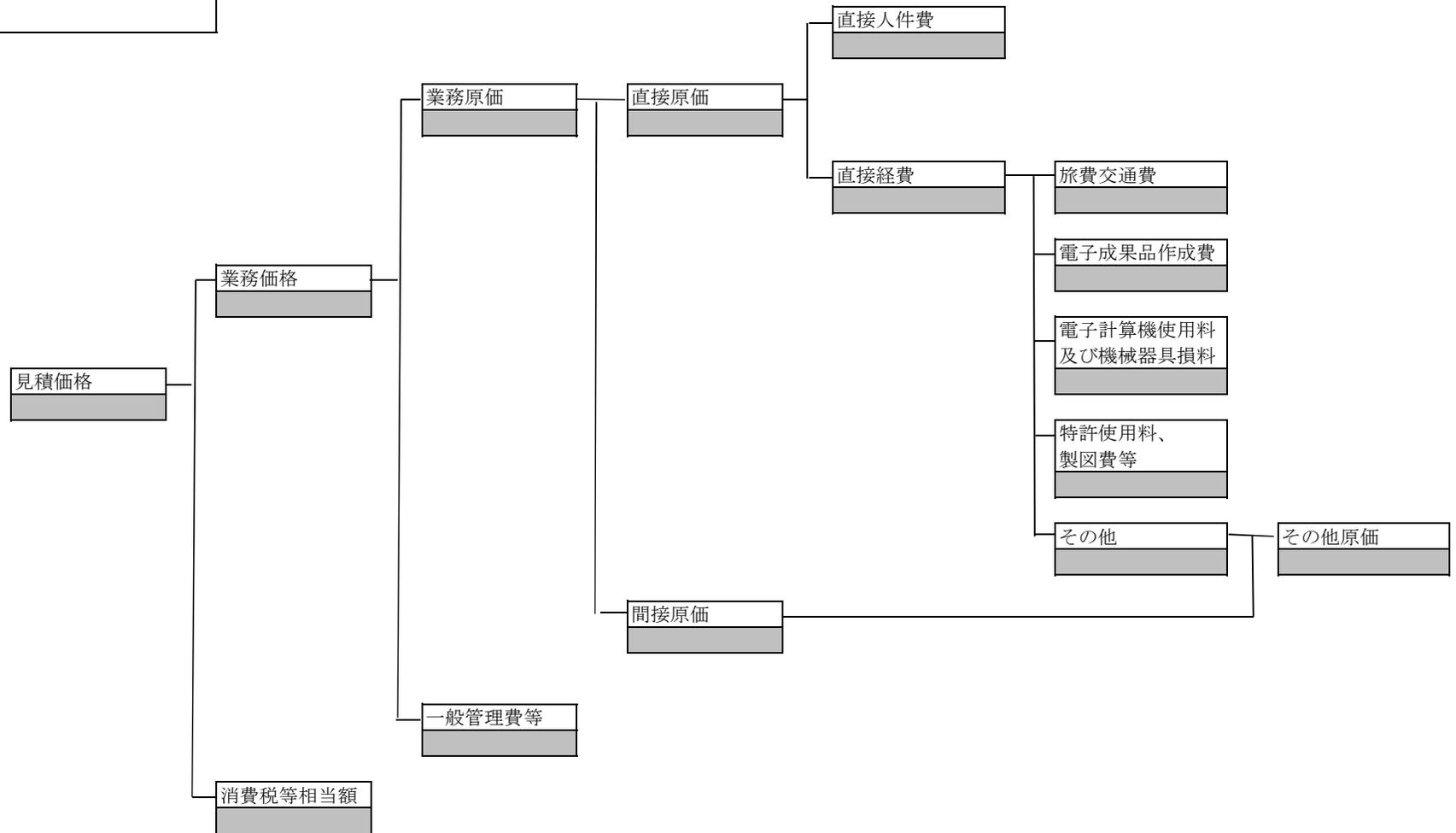
見積価格内訳書						
	工種	数量	単位	単価	金額	備考
詳細設計		1	式			
調査		1	式			
(小計)						
機械設備工事		1	式			撤去工事含む
電気設備工事		1	式			〃
土木工事		1	式			撤去工事含む（撤去がある場合）
建築工事		1	式			〃
建築機械設備工事		1	式			〃
建築電気設備工事		1	式			〃
(小計)						
施工価格計		1	式			
消費税等相当額		1	式			
合計金額						

(様式 5 1 - 1)

見積書 I - ① (詳細設計)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	

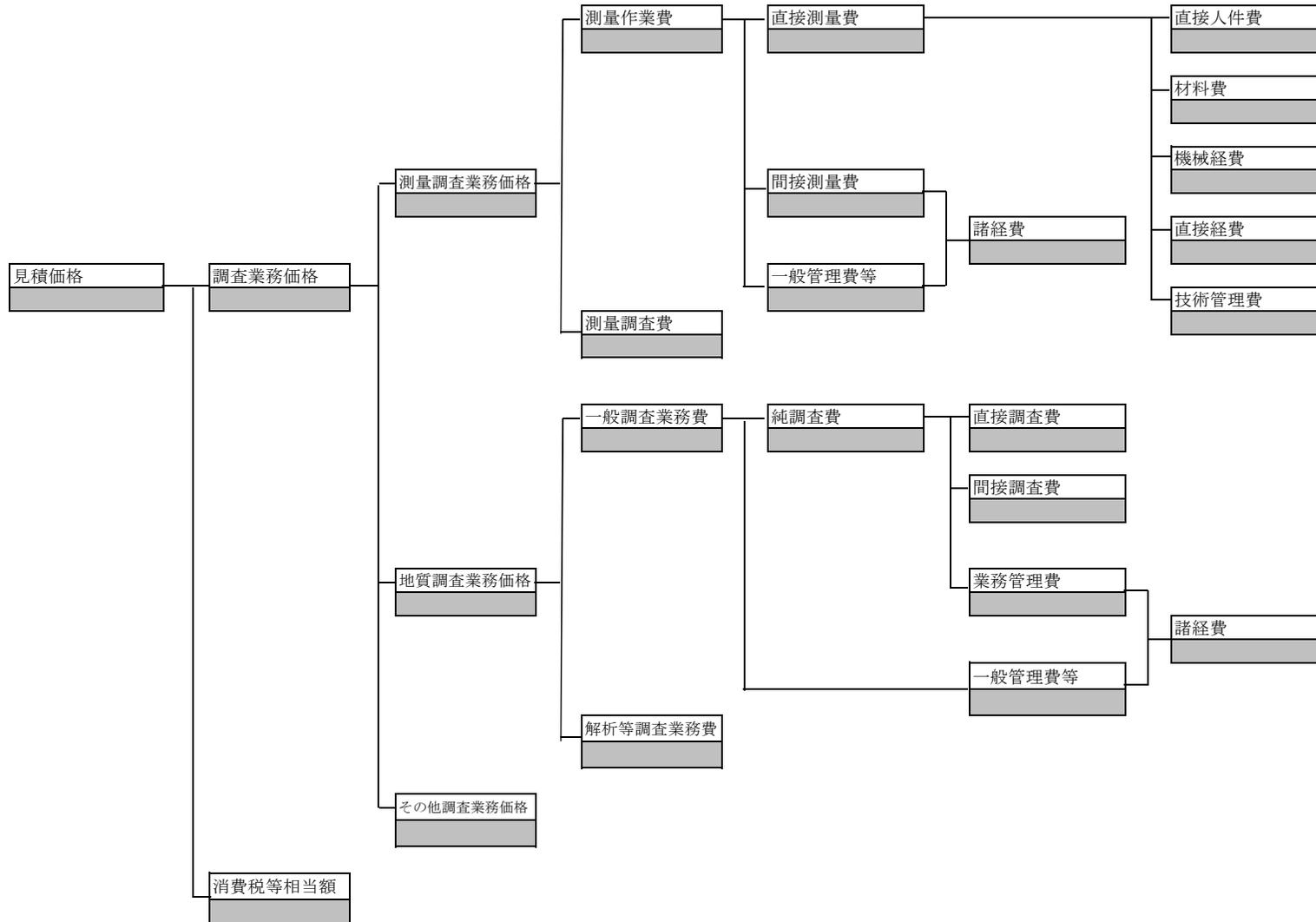


(様式 5 1 - 2)

見積書 I - ② (調査)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	

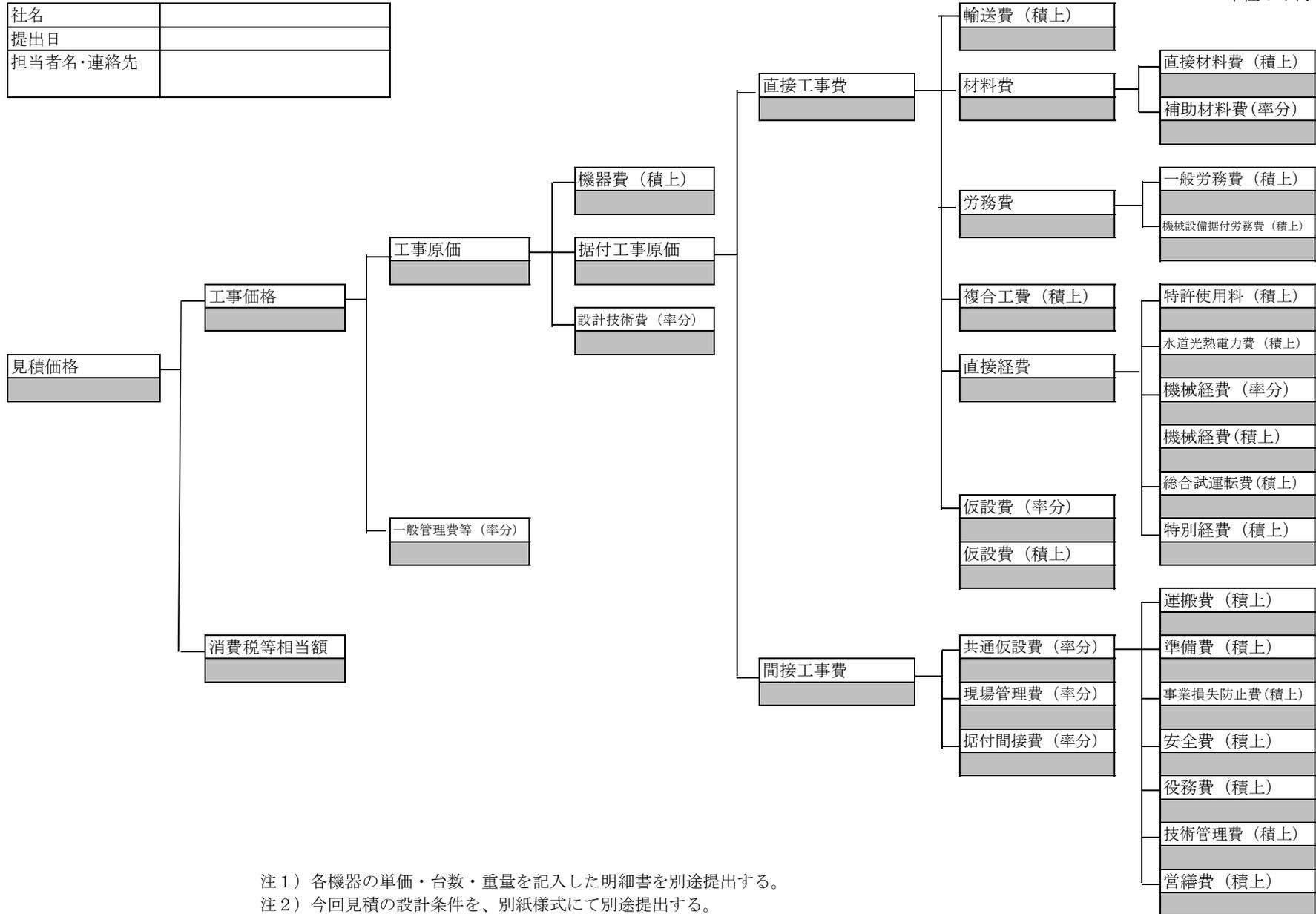


(様式 5 1 - 3)

見積書 I - ③ (機械設備工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



注 1) 各機器の単価・台数・重量を記入した明細書を別途提出する。

注 2) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 5 1 - 4)

見積書 I - ④ (電気設備工事)

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



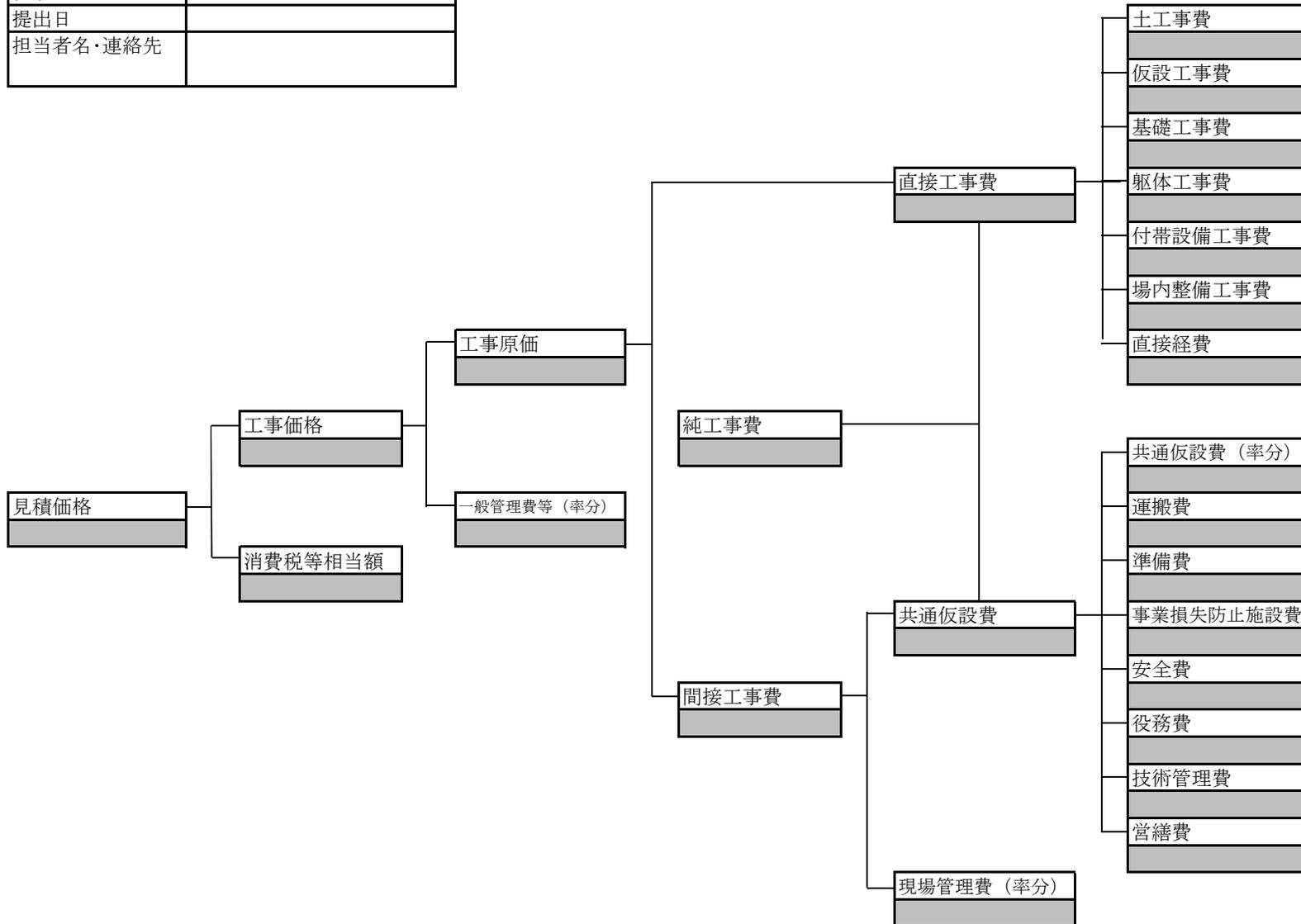
注 1) 各機器の単価・台数・重量を記入した明細書を別途提出する。
注 2) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 5 1 - 5)

見積書 I - ⑤ (土木工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



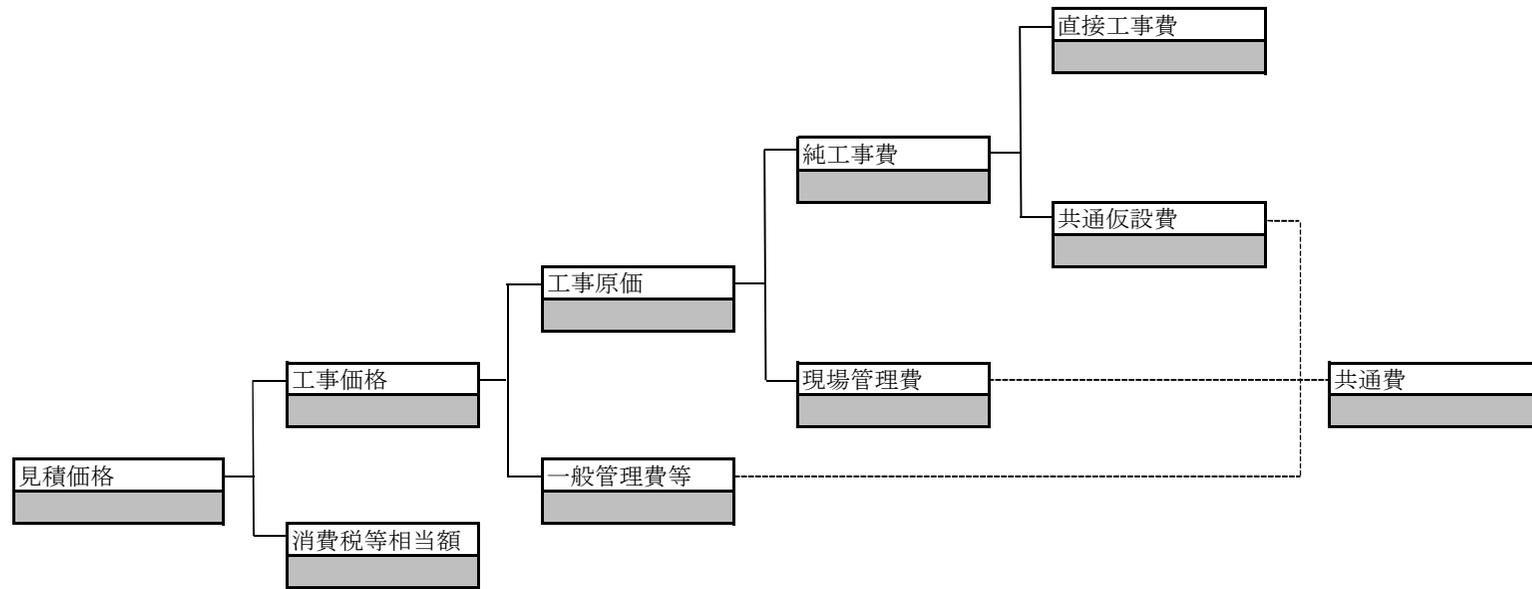
注 1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 5 1 - 6)

見積書 I - ⑥ (建築工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



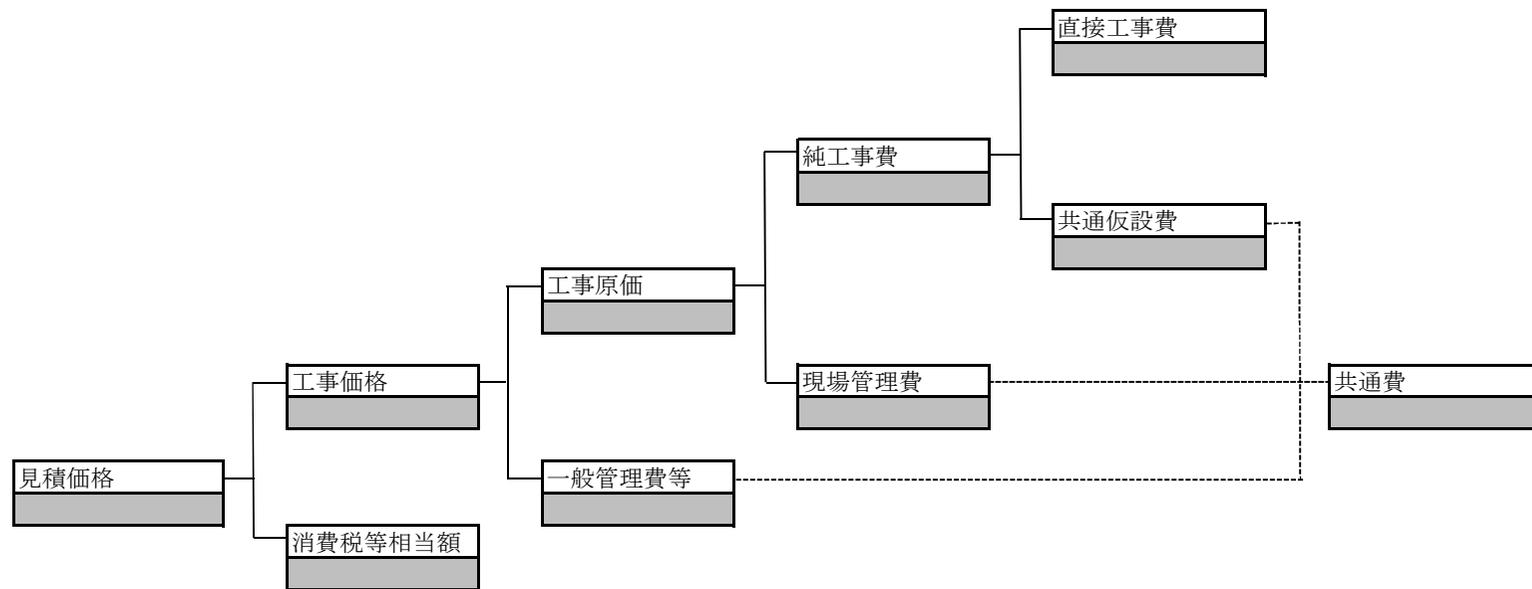
注1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 5 1 - 7)

見積書 I - ⑦ (建築機械設備工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



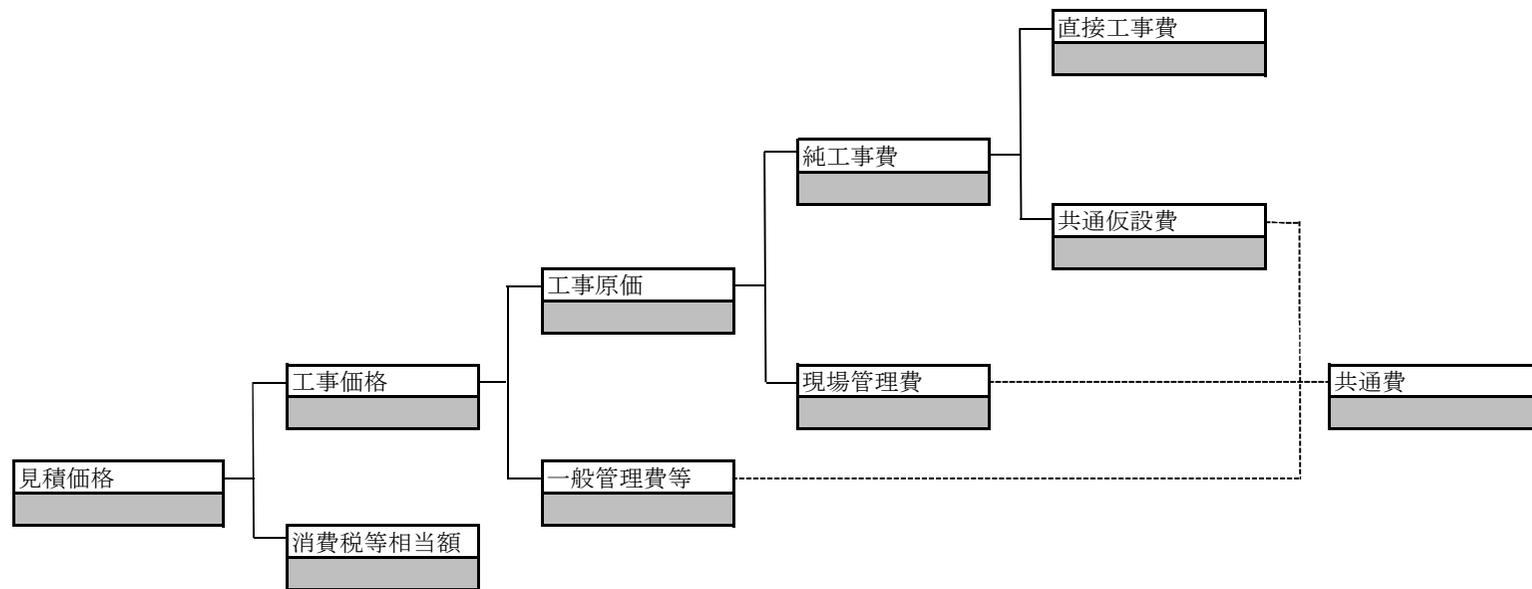
注1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 5 1 - 8)

見積書 I - ⑧ (建築電気設備工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



注1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式58-1)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見積書IV-①維持管理・運営費内訳書

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
商号又は名称
代表者 印

(1)維持管理・運営価格 (税抜)

Table with columns for year (年度), unit (単位), and various cost items (項目) such as electricity, water, fuel, and maintenance. It includes a summary row for '合計 I (円) ※5'.

(2)肥料買取価格(運搬費含む) (税抜)

Table with columns for year (年度), unit (単位), and fertilizer purchase items (項目) including manufacturing and purchase costs. It includes a summary row for '合計 II (円) ※6'.

(3)維持管理・運営価格-肥料買取価格(自動計算)

Summary table showing the difference between total maintenance/operation costs and fertilizer purchase costs.

(4)契約金額算出用価格(自動計算)

Table showing unit prices for variable and fixed costs used for contract amount calculation.

本様式上、着色セルに該当する金額(全て消費税等を除いた額)もしくは数値を記入すること。その他のセルを変更しないこと。
※1:費用の根拠資料を添付すること。
※2:外部委託業務費は、様式58-2と整合する値とすること。
※3:諸経費は、業務の管理及び企業の継続運営に必要な経費であり、業務管理費と一般管理費のほか、直接経費(事業者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品費等の費用)、技術経費(業務に係わる平素の技術能力の向上及び技術水準の確保に要する経費)及び間接業務費(業務の実施に必要な経費であり、安全通信費、通信連絡費、旅費交通費、法定福利費が含まれた経費)も含むものとする。
※4:修繕費は、様式第58-3号と整合する値とすること。
※5:20年間の合計値が見積時には様式50-2、入札時には様式60-2の「維持管理・運営価格」の欄の値となる。
※6:単位は1円単位とすること。
なお、A3サイズ・折り込みで提出すること。

(様式58-3)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見積書IV-③維持管理・運営費内訳書(修繕・更新費)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
 商号又は名称
 代表者 印

		(税抜)																						
年度(供用年数)		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計	
費目	修繕内容等																							
修繕費(円)																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
																							0	
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

着色セルに該当する金額(全て消費税等を除いた額)を記入すること。その他のセルを変更しないこと。
 ※合計値は、様式58-1の「修繕費」と整合する値とすること。
 ※必要に応じて行を追加すること。
 ※業務内容を具体的に記載すること。
 ※小分類単位の更新を行う必要がある場合、「修繕内容等」に更新と分かるように記載すること。
 ※単位は1円単位とすること。
 なお、A3サイズ・折り込みで提出すること。

(様式60-1)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

工事費内訳書

(実施設計・建設工事)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

契約条件その他条件を承知のうえ、次のとおり見積りいたします。

事業名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業											
事業場所	青森県弘前市地内											
見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内訳												
(1) 設計価格 ※様式61-1, 61-2と整合すること。												
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
(2) 施工価格 ※様式61-3~61-8と整合すること。												
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※ 上記見積金額及び備考欄の金額は、希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 見積金額の合計は(1)+(2)とする。

※ 消費税法第9条第1項の適用について
(該当する方を○で囲んでください。)

- 課税事業者
- 免税事業者

(様式60-2)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

維持管理・運営費提案額

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約条件その他条件を承知のうえ、次のとおり見積りいたします。

事業名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業											
事業場所	青森県弘前市地内											
見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※様式 68-1～68-3 と整合すること。												

※ 上記見積金額及び備考欄の金額は、希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 消費税法第9条第1項の適用について
(該当する方を○で囲んでください。)

- 1 課税事業者
- 2 免税事業者

(様式60-3)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

肥料買取提案額

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

契約条件その他条件を承知のうえ、次のとおり見積りいたします。

事業名	岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業											
事業場所	青森県弘前市地内											
見積金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
※様式 68-1～68-3 と整合すること。												

※ 上記見積金額及び備考欄の金額は、希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 消費税法第9条第1項の適用について

(該当する方を○で囲んでください。)

- 1 課税事業者
- 2 免税事業者

工事費内訳書 (総括)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

事業名 岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

見積価格 _____ 円 (税抜)

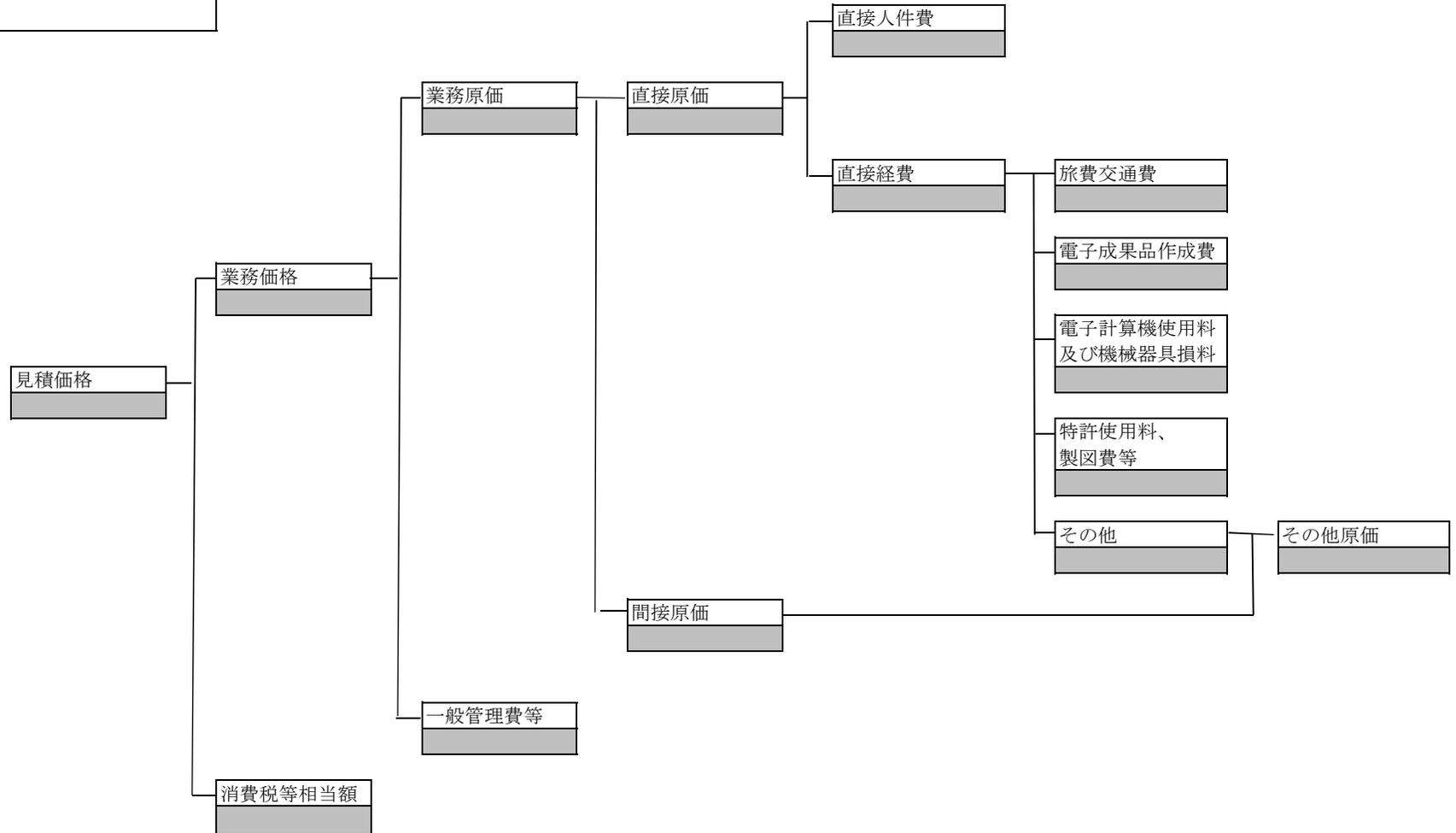
工事費内訳書						
	工種	数量	単位	単価	金額	備考
詳細設計		1	式			
調査		1	式			
(小計)						
機械設備工事		1	式			撤去工事含む
電気設備工事		1	式			〃
土木工事		1	式			撤去工事含む (撤去がある場合)
建築工事		1	式			〃
建築機械設備工事		1	式			〃
建築電気設備工事		1	式			〃
(小計)						
施工価格計		1	式			
消費税等相当額		1	式			
合計金額						

(様式 6 1 - 1)

工事費内訳内容書 I - ① (詳細設計)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	

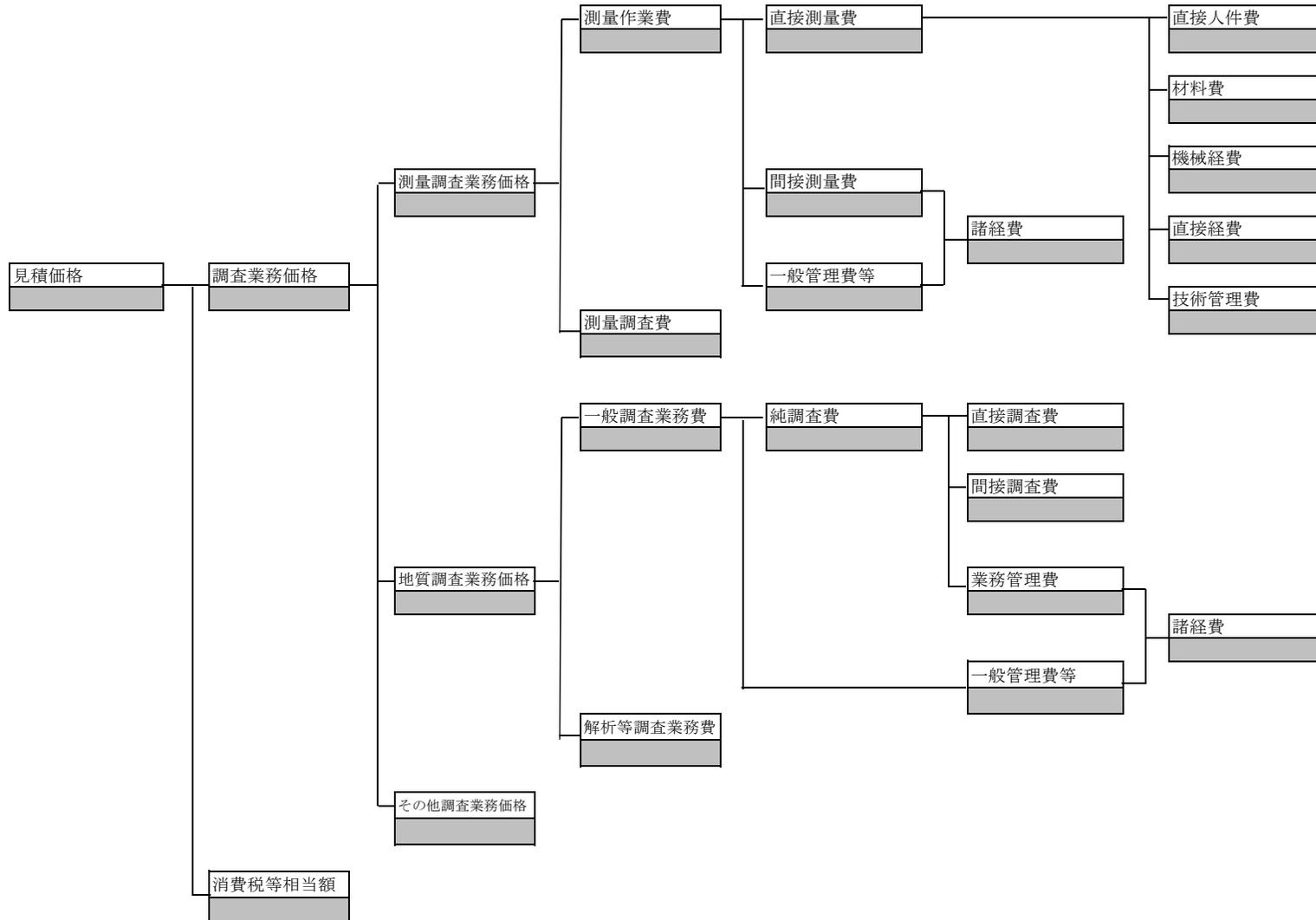


(様式 6 1 - 2)

工事費内訳内容書 I -② (調査)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	

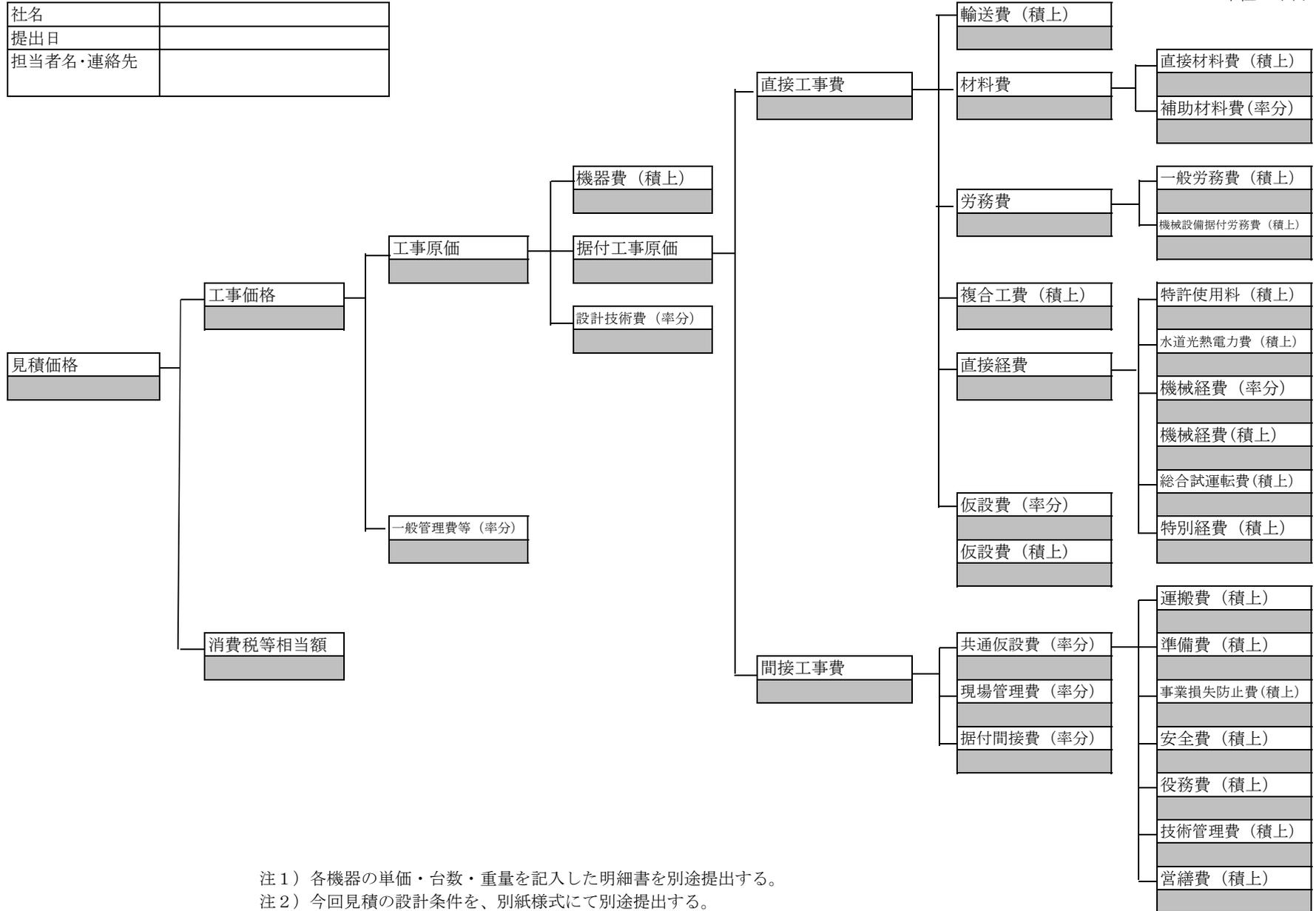


(様式 6 1 - 3)

工事費内訳内容書 I - ③ (機械設備工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



注 1) 各機器の単価・台数・重量を記入した明細書を別途提出する。

注 2) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 6 1 - 4)

工事費内訳内容書 I - ④ (電気設備工事)

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



注 1) 各機器の単価・台数・重量を記入した明細書を別途提出する。

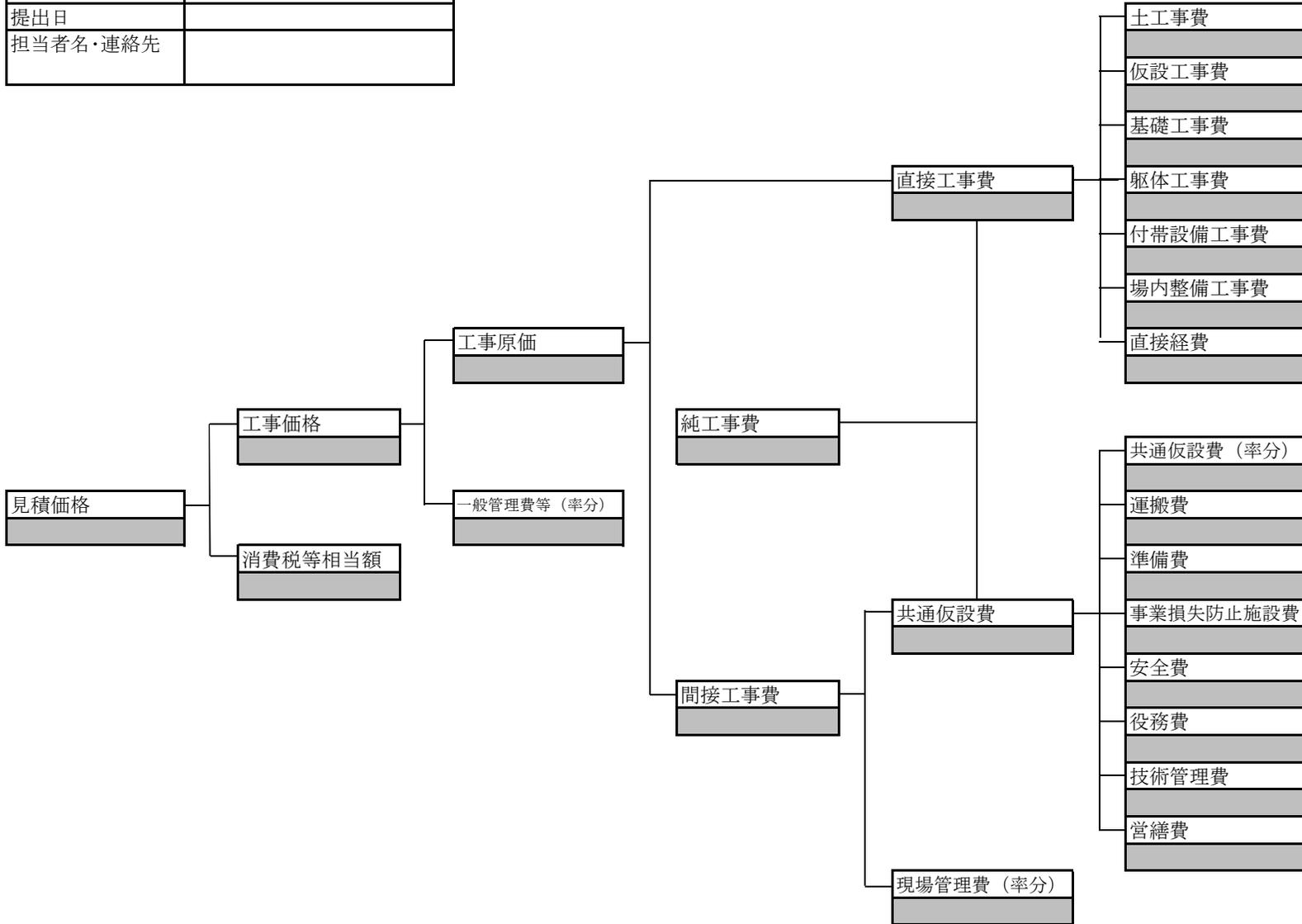
注 2) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 6 1 - 5)

工事費内訳内容書 I - ⑤ (土木工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



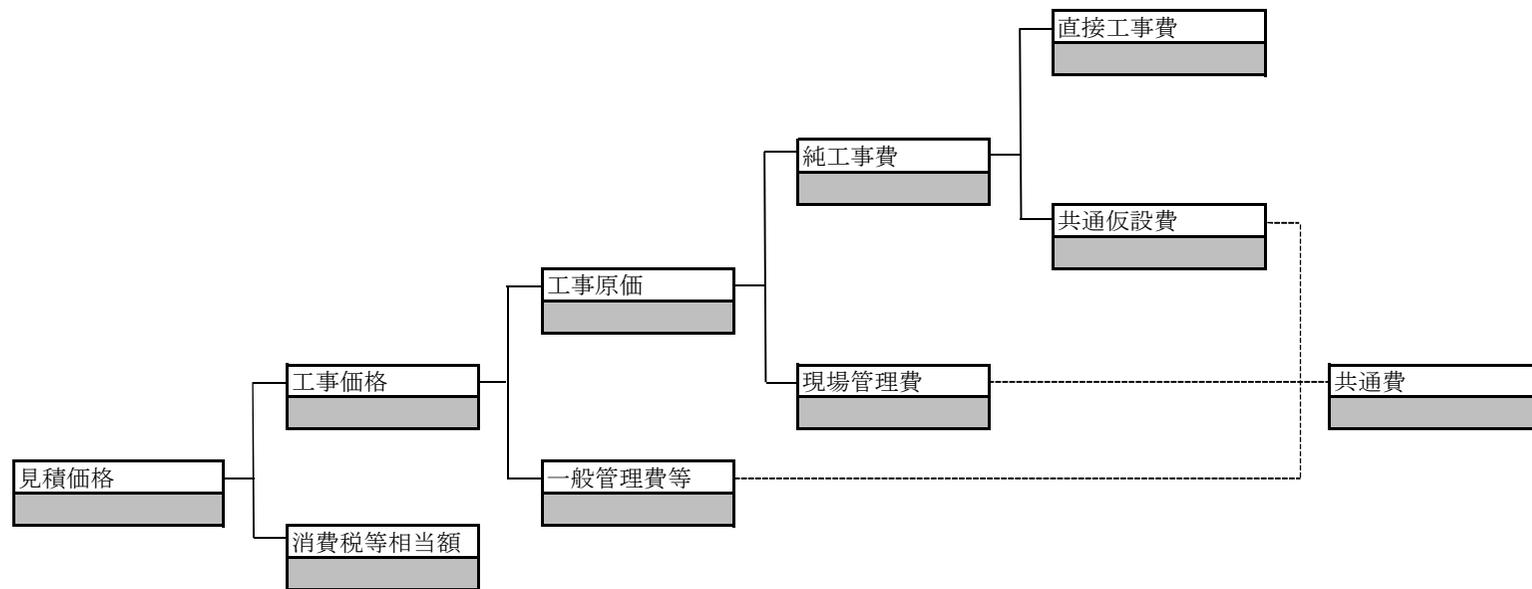
注 1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 6 1 - 6)

工事費内訳内容書 I - ⑥ (建築工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



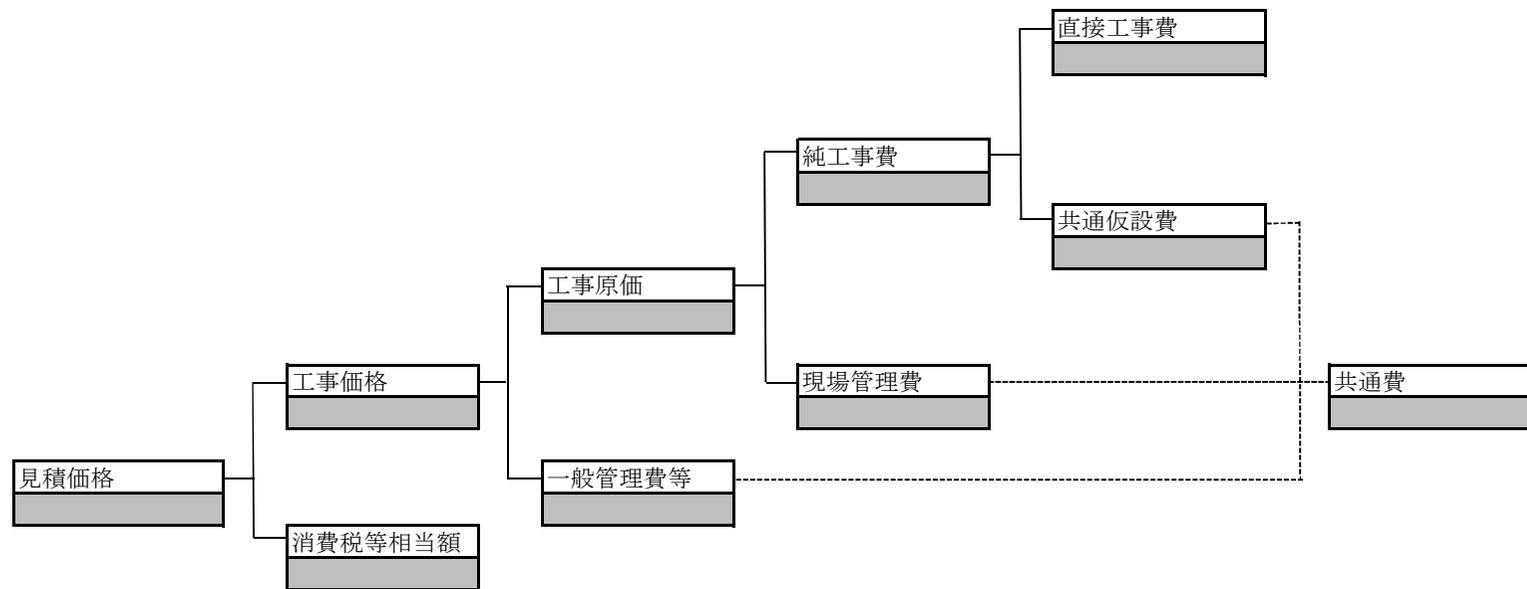
注1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 6 1 - 7)

工事費内訳内容書 I - ⑦ (建築機械設備工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



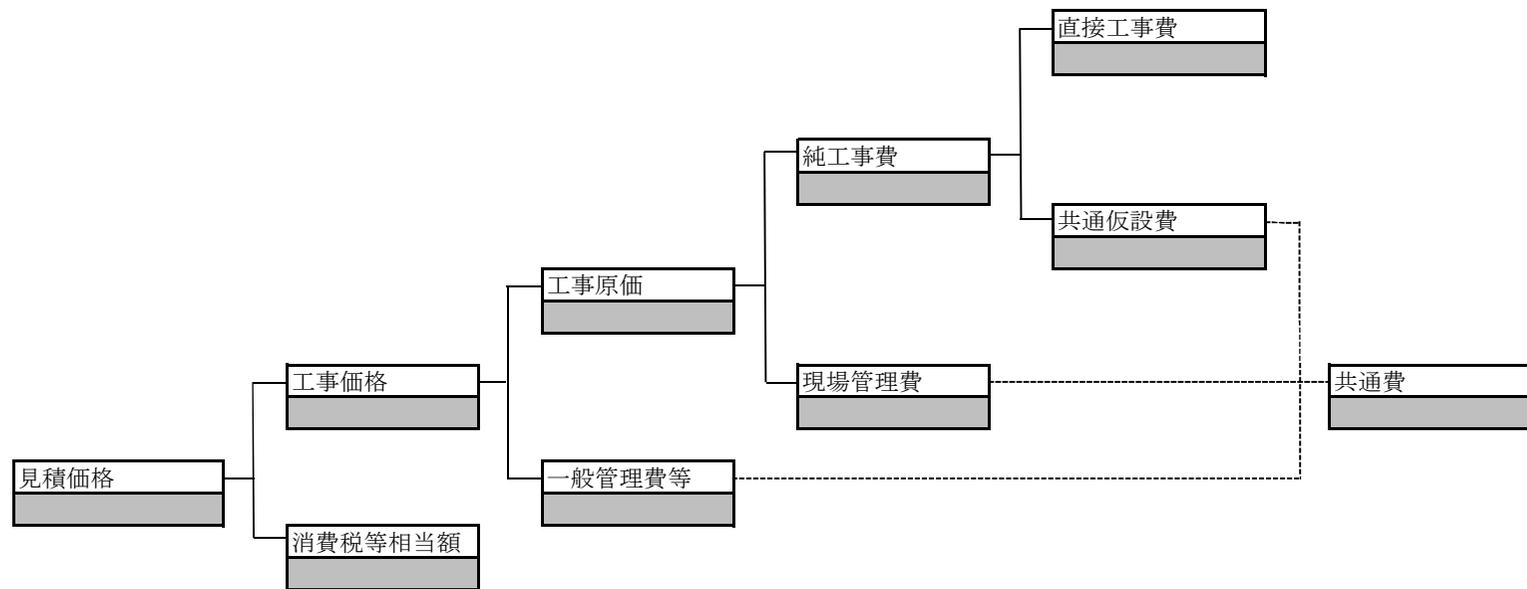
注1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式 6 1 - 8)

工事費内訳内容書 I - ⑧ (建築電気設備工事)

単位：千円

社名	
提出日	
担当者名・連絡先	



注1) 今回見積の設計条件を、別紙様式にて別途提出する。

(様式68-1)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

維持管理・運営費提案額内訳内容書 I - ①維持管理・運営費内訳書

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
商号又は名称
代表者 印

(1)維持管理・運営価格 (税抜)

Table with columns for years 8-27 and total. Rows include: 年度(令和), 脱水汚泥量(日平均), 年間計画処理量, 年間稼働日数, 運転管理費 (電力, 水道, 処理水, 燃料種類1, 燃料種類2, 薬品(脱臭用), 薬品(その他), 人件費, 外部委託業務費, 諸経費), 修繕費(円), 合計 I (円)※5.

(2)肥料買取価格(運搬費含む) (税抜)

Table with columns for years 8-27 and total. Rows include: 年度(西暦), 項目 (肥料製造量, 買取費), 合計 II (円)※6.

(3)維持管理・運営価格-肥料買取価格(自動計算)

Table with columns for years 8-27 and total. Row: 合計 I - 合計 II (円).

(4)契約金額算出用価格(自動計算)

Table with columns for years 8-27 and total. Rows: ①変動費単価, ②肥料買取単価, ③固定費(円).

本様式上、着色セルに該当する金額(全て消費税等を除いた額)もしくは数値を記入すること。その他のセルを変更しないこと。

※1:費用の根拠資料を添付すること。なお、ユーティリティー条件は別紙2の値を使用すること(変動がある場合、平均値を使用する)。また、脱水汚泥性状は要求水準書を参考とすること。

※2:外部委託業務費は、様式68-2と整合する値とすること。

また、定期点検(法定)、分析業務等に要する費用については、適宜、人件費もしくは、外部委託業務費に含めるものとする。

※3:諸経費は、業務の管理及び企業の継続運営に必要な経費であり、業務管理費と一般管理費のほか、直接経費(事業者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品費等の費用)、技術経費(業務に係わる平素の技術能力の向上及び技術水準の確保に要する経費)

及び間接業務費(業務の実施に必要な経費であり、安全通信費、通信連絡費、旅費交通費、法定福利費が含まれた経費)も含むものとする。

※4:修繕費は、様式第68-3号と整合する値とすること。

※5:20年間の合計値が見積時には様式50-2、入札時には様式60-2の「維持管理・運営価格」の欄の値となる。

※6:単位は1円単位とすること。

なお、A3サイズ・折り込みで提出すること。

(様式68-3)

岩木川流域下水道岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業

維持管理・運営費提案額内訳内容書 I - ③維持管理・運営費内訳書 (修繕・更新費)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 東日本本部長 渡辺 志津男 様

代表者
 商号又は名称
 代表者 印

		年度(供用年数)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	(税抜)計			
費目	修繕内容等																										
修繕費 (円)																								0			
																									0		
																									0		
																									0		
																									0		
																										0	
																										0	
																											0
																											0
																											0
																											0
																											0
																											0
																											0
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

着色セルに該当する金額(全て消費税等を除いた額)を記入すること。その他のセルを変更しないこと。
 ※合計値は、様式68-1の「修繕費」と整合する値とすること。
 ※必要に応じて行を追加すること。
 ※業務内容を具体的に記載すること。
 ※小分類単位の更新を行う必要がある場合、「修繕内容等」に更新と分かるように記載すること。
 ※単位は1円単位とすること。
 なお、A3サイズ・折り込みで提出すること。